

平成23年版

# 福井市の環境



平成22年度 福井市エコ絵画コンクール 中学生の部 最優秀賞「戻ってきたホタル」

福井市市民生活部  
環境事務所

# 目 次

## I 環境行政の概要

1	環境行政組織	1
2	環境事務所事務分掌	2
3	環境行政の歩み	3
4	清掃行政の歩み	5

## II 総合的な環境行政

1	福井市環境基本条例	7
2	福井市環境基本計画	7
(1)	望ましい環境像	7
(2)	対象とする環境の範囲	7
(3)	環境施策の体系	8
(4)	重点取組	10
(5)	計画の推進体制	11
(6)	各主体の役割	12
(7)	計画の進行管理	12
3	福井市環境パートナーシップ会議	12
(1)	設置の経緯と役割	12
(2)	所掌事務	12
(3)	委員構成	13
(4)	平成22年度実施した活動	13
4	福井市環境基本計画の進捗状況について	14
(1)	生活環境の保全と創造に向けて	14
(2)	自然環境の保全と回復に向けて	16
(3)	快適環境の保全と創造に向けて	16
(4)	地球環境の保全に向けて	17
5	環境マネジメント	19
(1)	福井市環境マネジメントシステム	19
6	福井市環境基本計画の改定について	28
(1)	環境の現状と課題	28
(2)	望ましい環境像	29

(3)	計画の体系	-----	30
(4)	主体別取組	-----	32
(5)	計画の推進	-----	33

### Ⅲ 環境保全対策

1	大気汚染	-----	34
(1)	環境基準	-----	35
(2)	測定体制	-----	36
(3)	大気汚染の現況	-----	38
(4)	有害大気汚染物質	-----	40
2	水質汚濁	-----	41
(1)	環境基準（公共用水域）	-----	42
(2)	公共用水域調査地点	-----	45
(3)	水質汚濁の現況	-----	46
3	騒音・振動	-----	47
(1)	騒音及び振動に係る環境基準等	-----	48
(2)	騒音及び振動の現況	-----	51
4	悪臭	-----	54
(1)	臭気指数について	-----	55
(2)	規制基準	-----	55
(3)	悪臭の現状	-----	55
5	地盤沈下	-----	56
(1)	観測体制	-----	57
(2)	各観測所における観測結果	-----	58
(3)	水準測量による地盤変動の現況	-----	60
6	土壌汚染	-----	61
(1)	環境基準	-----	61
(2)	土壌汚染対策法に定める対象物質（特定有害物質）とその基準（指定基準）	-----	62
(3)	土壌汚染の現状	-----	62
7	その他の化学物質	-----	63
(1)	ダイオキシン類	-----	63
(2)	外因性内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)	-----	63
(3)	その他の科学物質等の現況	-----	64
8	公害苦情	-----	65

## IV 廃棄物対策

1	ごみの収集	66
(1)	家庭系ごみ収集	66
(2)	事業系ごみ収集	67
2	ごみの処理	68
(1)	ごみ処理実績の推移	69
(2)	燃やせるごみの処理実績	70
(3)	燃やせないごみの処理実績	71
(4)	ごみ処理の体系	72
(5)	ごみ処理経費	73
3	ごみ質の分析(福井市クリーンセンターにおける可燃性ごみの組成)	74
4	ごみの削減、資源化	75
(1)	資源ごみ	75
(2)	特殊ごみ	77
(3)	資源回収拠点事業	77
(4)	生ごみ	78
(5)	意識啓発	79
(6)	指定ごみ袋	80
5	美しいまちづくりのために	81
(1)	あき地等の清潔保持	81
(2)	都市環境の美化	81
(3)	動物(犬・猫等)死体処理	82
(4)	野外焼却の指導	82

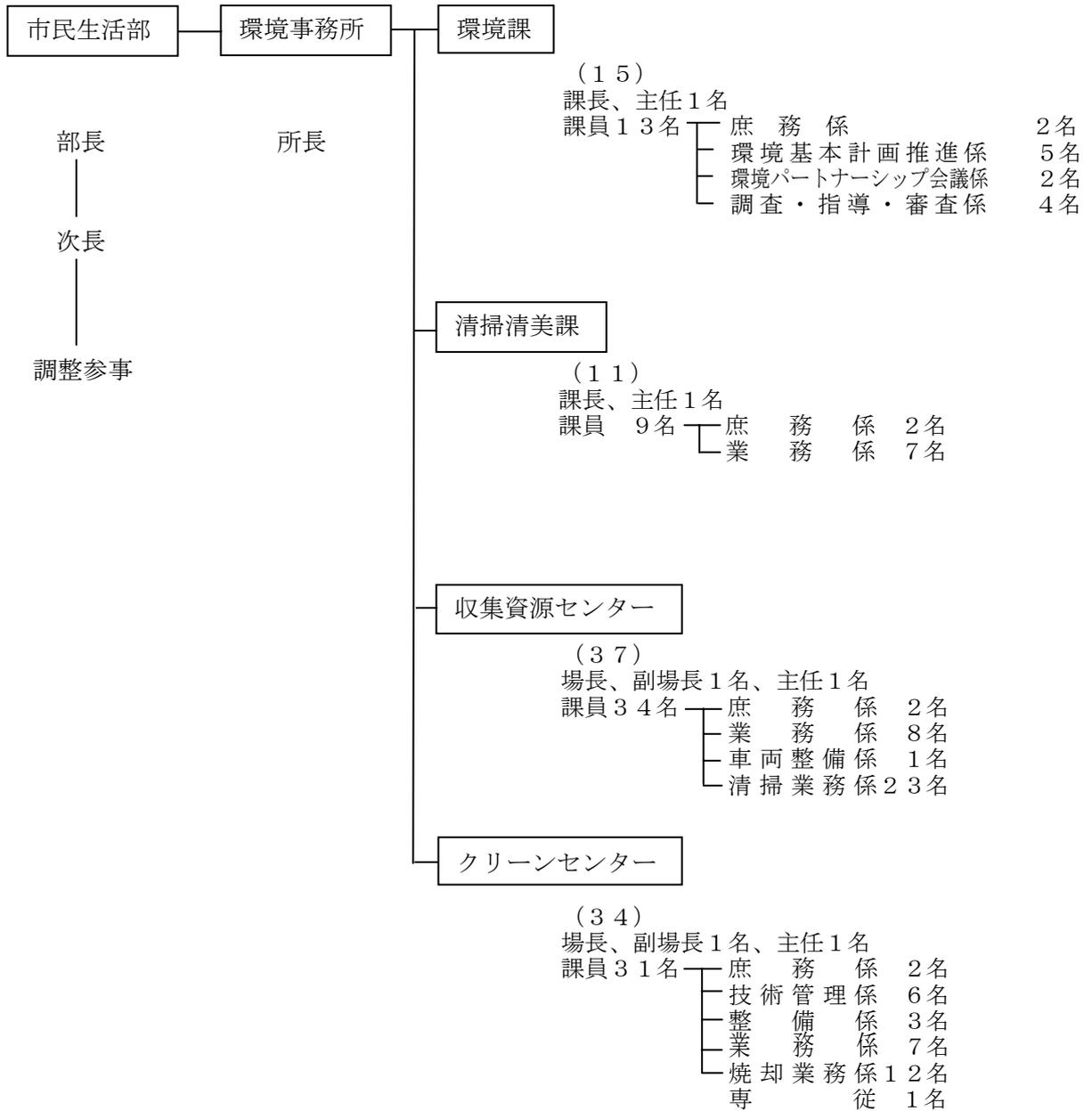
## V 資料

1	大気汚染	1
1-1	二酸化硫黄月別結果表	1
1-2	二酸化窒素月別結果表	2
1-3	浮遊粒子状物質等月別結果表	4
1-4	光化学オキシダント月別結果表	6
1-5	一酸化炭素月別結果表	7
1-6	炭化水素月別結果表	8
1-7	降下ばいじん等月別結果表	9
1-8	特定施設等届出状況	10

2	水質汚濁	11
2-1	公共用水域の水質調査結果	11
2-2	九頭竜川水系主要地点のBODの経年変化	22
2-3	九頭竜川支派川のBODの経年変化	23
2-4	地下水の水質調査結果	24
2-5	水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況	26
3	騒音・振動	27
3-1	騒音・振動の調査結果及び評価	27
3-2	騒音規制法に基づく届出	30
3-3	振動規制法に基づく届出	31
4	悪臭	32
4-1	一般環境における臭気調査の結果	32
4-2	福井県公害防止条例に基づく特定施設届出状況	32
5	地盤沈下	33
5-1	地盤沈下変動状況	33
5-2	観測井地下水位変動状況	34
5-3	水準点の変動状況	36
6	土壌汚染	40
6-1	土壌環境調査	40
7	公害苦情	41
7-1	公害苦情の受理状況	41
7-2	公害苦情の処理状況	42

※ 平成23年4月1日現在

# 1 環境行政組織



※美山・越廼・清水の各総合支所の市民福祉課に環境担当者を配置

## 2 環境事務所事務分掌

### 環境課

- (1) 環境保全に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 環境基本計画の推進に関すること。
- (3) 地球温暖化防止に係る施策の推進に関すること。
- (4) 自然エネルギーの普及の推進に関すること。
- (5) 環境保全に関する活動の推進及び環境保全に関する活動を実施する市民、団体等との連携の推進に関すること。
- (6) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染の調査、監視及び指導に関すること。
- (7) 公害防止協定に関すること。
- (8) 公害防止思想の普及及び啓発に関すること。
- (9) 前3号に掲げるもののほか、公害防止に関すること。
- (10) 所の他の課等の所管に属さないこと。

### 清掃清美課

- (1) 清掃事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下この項において同じ。）の処理手数料に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理業に係る許可及び指導監督に関すること。
- (4) あき地等の清潔保持の指導に関すること。
- (5) 西別所産業廃棄物施設の監視に関すること。
- (6) 野外焼却の指導監督に関すること。

### 収集資源センター

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (2) 資源ごみに関すること。
- (3) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (4) 施設の管理に関すること。

### クリーンセンター

- (1) 一般廃棄物の焼却及び処分に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (3) 余熱の供給に関すること。
- (4) 旧東山センター集水池の管理に関すること。
- (5) 施設の管理に関すること。
- (6) 環境分析に関すること。
- (7) 地元協定に係る公害防止に関すること。

### 3 環境行政の歩み

年月日	事	項
S44. 4. 1	総務部総務課内に公害係を新設	
4. 19	「福井市公害対策に関する規程」を施行	
9. 1	騒音規制法に基づく指定地域となる	
45. 10. 1	総務部公害交通課となる	
	二酸化鉛法による硫黄酸化物測定を開始	
12. 1	大気汚染自動測定記録装置による測定を開始	
46. 9. 1	総務部公害課となる	
47. 4. 1	「福井市公害対策審議会設置条例」を施行	
5. 1	「福井市公害モニター設置要綱」を施行	
6. 5	交通騒音測定を開始	
10. 1	「福井市公害対策に関する規程」を廃し、「福井市公害対策会議設置規程」及び「福井市公害苦情処理規程」を施行	
10. 6	環境騒音実態調査を開始	
48. 12. 1	降下ばいじん測定を開始	
49. 10. 1	機構改革により生活環境部環境保全課となる	
50. 3. 31	福井市公害モニター制度を廃止(4月1日より市政モニター制度発足)	
11. 6	公害分析室が完成(昭和55年3月31日拡張)	
51. 4. 1	「福井市環境保全基本条例」を施行	
4. 31	地盤沈下観測所を設置、測定を開始	
7. 26	地下水揚水量等実態調査を開始	
52. 4. 1	「福井市公害防止条例」を施行(一部9月30日施行)	
	河川の水質定期調査を開始	
9. 30	「福井市公害防止条例施行規則」を施行	
53. 3. 30	大気環境監視テレメータシステムが完成(4月1日測定開始)	
4. 1	海域の水質定期調査を開始	
9. 12	水準測量による地盤変動の調査を開始	
57. 11. 1	「福井市地下水の採取に関する要綱」を施行	
59. 12. 28	地盤沈下監視システムが完成(昭和60年2月1日測定開始)	
H 4. 9. 22	福井市議会が「環境を守るための都市宣言」を宣言	
6. 10. 1	機構改革により、市民生活部環境事務所環境対策課となる	
11. 3. 30	騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域を変更	
4. 1	「福井市環境基本条例」を施行	
10. 4	「福井市公害防止条例」を全部改正(平成12年4月1日施行)	
10. 28	国際規格 ISO14001 の認証取得	
11. 1	「福井市公害防止条例施行規則」を全部改正(平成12年4月1日施行)	

12. 4. 1	機構改革により、環境対策課が「環境政策課」と「環境保全課」となる
11. 1	特例市の指定を受け、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に係る事務権限が一部移譲される
11. 13	新環境基準に係る自動車交通騒音の測定及び評価の実施（平成 12 年 11 月 29 日測定開始）
13. 2. 16	「福井市環境基本計画」を庁議で決定
2. 16	「福井市市環境物品等購入指針」を決定
4. 2	ISO14001 環境マネジメントシステムのマニュアルを「福井市役所地球温暖化対策実行計画」として位置付ける
8. 6	「福井市環境パートナーシップ会議」（市民・事業者・行政の協働による環境基本計画の推進組織）の発足
14. 4. 1	環境政策課内に資源循環型社会推進室が新設される
7	「ムダー掃（ISO）ファミリープラン」（家庭版環境 ISO）の取組開始
7. 13 ～21	地域環境リーダー養成の一環として、市民による「環境の翼」（欧州の環境先進都市視察研修）が実施される
15. 11. 11	「エコアクション 21 ふくい」の制定 「福井市環境マネジメントシステム認証協会」（上記規格の認証機関）の設立
12	福井市ごみ削減・リサイクル推進アクションプラン（行動計画）を策定
16. 5. 12	「エコアクション 21 ふくい」の第 1 回認証（3 社）
11	「紙ごみリサイクルネットふくい」の設立
17. 3. 31	機構改革により資源循環型社会推進室が廃止される
3. 31	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域を告示
4	「エコイベントマニュアル」の作成
18. 1. 31	市町村合併に伴い騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域を一部変更し告示
2	「福井市地域新エネルギービジョン」の策定
7	「学校版環境 ISO」認定制度 18 校で取組開始
19. 3	「福井市環境基本計画」の一部改定
20. 6	「学校版環境 ISO」認定制度 市立幼・小・中学校の全 68 校が参加
10. 28	環境マネジメントシステム ISO14001 の審査登録から「自己宣言」へ移行
21. 2. 4	「福井市における買物袋持参推進及びレジ袋削減に関する協定」の締結 ※ 1 1 事業者、市民団体「福井市くらしの会」、福井市の三者協定
4. 1	機構改革により、環境政策課と環境保全課が「環境課」となる レジ袋の無料配布中止スタート（1 1 事業者 7 3 店舗） 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を変更し告示（平成 22 年 4 月 1 日施行）
23. 3	「福井市環境基本計画」の改定

#### 4 清掃行政の歩み

年 月 日	事 項
S12.10	上北野塵芥焼却場竣工
19. 4. 1	「福井市し尿取扱手数料条例」、「同施行規則」を施行
28. 4. 1	「福井市塵芥処理条例」を施行
29.11. 8	「福井市清掃条例」、「同施行規則」を施行
34. 9.15	機構改革により厚生部衛生課となる
36.10.18	南江守センター竣工
37.11. 1	総機構改革により衛生課から分離され、清掃課となる
38. 4. 1	福井市清掃条例の改正により、一般家庭のごみ収集手数料賦課開始
10. 1	環境衛生課と改称
43. 4. 1	福井市清掃条例の改正により、全収集地区において、袋入れステーション方式による週1回定曜日収集の実施 同時に一般家庭のごみ収集手数料全廃 粗大ごみの有料化
11. 1	清掃事務所と改称
47. 3.31	東山清掃センター竣工
10. 1	機構改革により、清掃事務所が「業務課」、「南江守センター」、「東山センター」の1課2場となる
49.10. 1	機構改革により、厚生部が廃止され、生活環境部となる
52. 4. 1	「福井市あき地等の清潔保持に関する条例」を施行
57. 8	直営による缶類、カレットガラスのリサイクル開始
H 3. 4. 1	東山センター廃止
	クリーンセンター稼動
6. 4. 1	境浄化センターし尿投入所稼動
10.1	機構改革により、生活環境部改め、市民生活部となり、業務課が清掃清美課となる
7.10. 1	福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター完成
8. 7. 1	福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正（指定袋、手数料等）
11. 1	指定ごみ袋制度開始
9. 4. 1	指定ごみ袋制度完全実施
10. 1	「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」の施行
12.10	収集資源センター管理棟増設竣工
10.10. 1	ペットボトル資源回収を市全域で実施
15. 3	クリーンセンターのダイオキシン対策工事完了
4. 1	プラスチック製容器包装、ダンボール及び紙製容器の分別収集開始
16. 4. 1	家庭用指定袋で3色化試行開始

20. 4. 1	紙パック分別収集及び資源回収を市全域で実施 越廼区域において紙製容器包装の分別収集開始
21. 3.	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定
4. 1	プラスチック製容器包装 隔週収集から毎週収集へ 美山地区の可燃ごみをクリーンセンターへ搬入
22. 7. 1	蛍光灯の分別収集開始

## 1 福井市環境基本条例

従来からの産業型公害に加え、近年、地球温暖化をはじめとした地球環境問題、都市・生活型公害、廃棄物等の幅広い環境問題へ対応し、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進をするなど新たな環境行政の枠組み構築を法的に担保するため、平成11年3月に「福井市環境基本条例」を制定しました。この条例では、環境保全に関する基本理念、行政・市民・事業者それぞれの責務、環境保全施策の基本方針、環境基本計画の制度化などを定めており、本市環境行政の基本的拠り所となるものです。環境基本計画策定に当たっての市民・事業者からの意見の反映、環境保全施策の推進に向けた行政・市民・事業者等の連携体制の整備など、市民参加の仕組みを規定していることも特徴となっています。

### 基本理念（福井市環境基本条例第3条より）

- 1 健全で恵み豊かな環境の保全と将来にわたる維持
- 2 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築
- 3 多様な自然環境の保全に配慮した人と自然との共生社会の実現
- 4 事業活動及び日常生活等における地球環境保全活動の推進

## 2 福井市環境基本計画

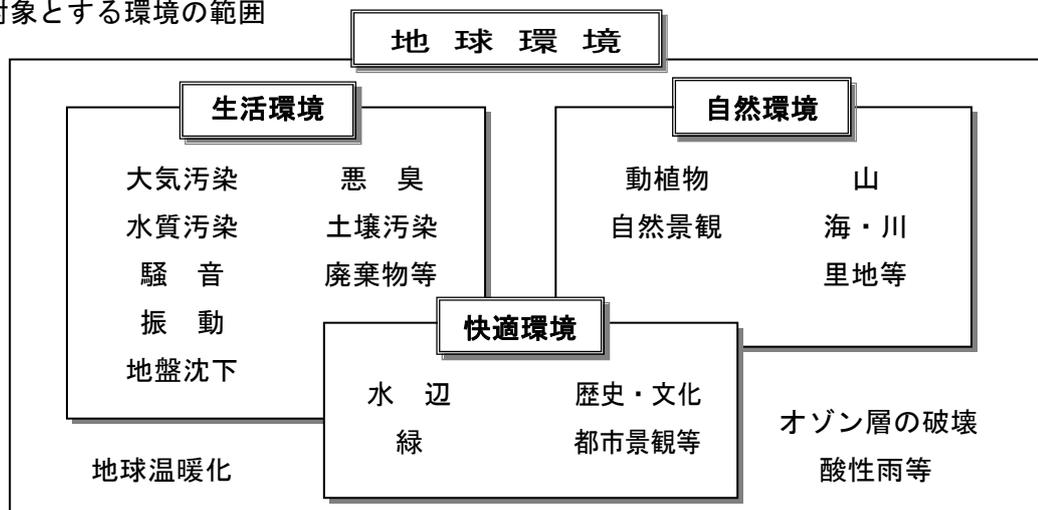
福井市環境基本計画は、福井市環境基本条例の基本理念の実現に向けて、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福井市総合計画の基本構想及び基本計画を踏まえて、平成13年3月に策定しました。

また、当初計画策定後における取り組みの進行状況や、計画策定後5年が経過した間の社会動向の変化への対応、市町村合併による市域の拡大などを踏まえ、数値目標や地域別環境配慮指針などの見直しを行うため、平成19年3月に改定しました。

### (1) 望ましい環境像

20年後を展望した福井市の望ましい環境都市像を「みんなで育てる水と緑の環境都市・ふくい」と設定し、その実現に向けてさまざまな取組を進めていきます。

### (2) 対象とする環境の範囲



### (3) 環境施策の体系

福井市が環境の保全・創造に向けて取り組むべき環境保全施策を体系的に示します。

#### 1. 生活環境の保全と創造に向けて

長期目標：日々の暮らしを見つめ直し、健康で安全な環境を育む

##### 施策の基本方針1：良好な生活環境の確保

- (基本施策)
1. すすがしい大気の確保
  2. きれいな川・海・池などの確保
  3. まちの静けさの確保
  4. 豊かできれいな地下水の確保
  5. 地盤沈下の防止
  6. 有害化学物質による汚染の防止
  7. 公害防止に関する総合的な取組

##### 施策の基本方針2：循環型まちづくりの推進

- (基本施策)
1. 資源の有効利用
  2. エネルギーの有効利用
  3. 新エネルギーなどの活用

##### 施策の基本方針3：ごみの減量と適正処理

- (基本施策)
1. ごみの減量
  2. ごみの資源化
  3. ごみの適正処理
  4. 不法投棄の防止

#### 2. 自然環境の保全と回復に向けて

長期目標：自然の営みを見つめ、恵み豊かな環境を守る

##### 施策の基本方針1：豊かな自然環境の保全と回復

- (基本施策)
1. 山林の保全と回復
  2. 水辺の保全と回復
  3. 里地の保全と回復
  4. 自然景観の保全
- (※水辺は海、川、池、湧水地を含む)

##### 施策の基本方針2：生物の多様性の確保

- (基本施策)
1. 地域生態系の保全
  2. 希少な動植物の保護
  3. 希少な地形・地質の保全

##### 施策の基本方針3：動植物とのふれあいの推進

- (基本施策)
1. 身近な動植物とのふれあいの推進

### 3. 快適環境の保全と創造に向けて

長期目標：水と緑に親しみふれあい、歴史と文化を生かし、誇りと愛着の深まる環境を育む

#### 施策の基本方針1：豊かな緑の創造と育成

- (基本施策)
1. やすらぎを感じる緑環境の創造
  2. 身近な緑の適正管理

#### 施策の基本方針2：豊かな水辺の創造と活用

- (基本施策)
1. 安心して親しめる水辺の創造
  2. 身近な水辺とのふれあいの推進

#### 施策の基本方針3：歴史的資源と文化遺産の保存と活用

- (基本施策)
1. 貴重な歴史的資源の保存と文化遺産の伝承
  2. 歴史的資源と文化遺産の積極的な広報と活用

#### 施策の基本方針4：魅力ある地域景観の創造

- (基本施策)
1. 豊かさを感じる街並み景観の創造
  2. 個性豊かな地域景観を育む公共施設の整備

### 4. 地球環境の保全に向けて

長期目標：青く美しい地球を守るため、力を合わせて取り組む

#### 施策の基本方針1：地球環境問題への対応

- (基本施策)
1. 地球温暖化の防止
  2. 酸性雨対策の推進
  3. その他の地球環境問題への対応

#### 施策の基本方針2：環境学習の推進

- (基本施策)
1. 環境学習の推進
  2. 環境情報の提供

#### 施策の基本方針3：環境に配慮した活動の推進

- (基本施策)
1. 市民、事業者の自主的活動の支援・育成
  2. 環境に配慮した事業活動の促進

#### (4) 重点取組

環境保全施策の中でも、短期的かつ重点的に進めていく施策を重点取組として位置づけていきます。

#### ～ 重 点 取 組 ～

##### I) 環境を大切に作るひとづくり (啓発・学習)

環境学習に関連する施策を体系化し、学校、家庭、地域、職場における環境学習を推進します。この取組によって市民や事業者の正しい知識と環境保全意識を高め、他の施策を進めていくうえでの土台を築きます。

##### II) 環境保全のパートナーシップづくり (連携・協働)

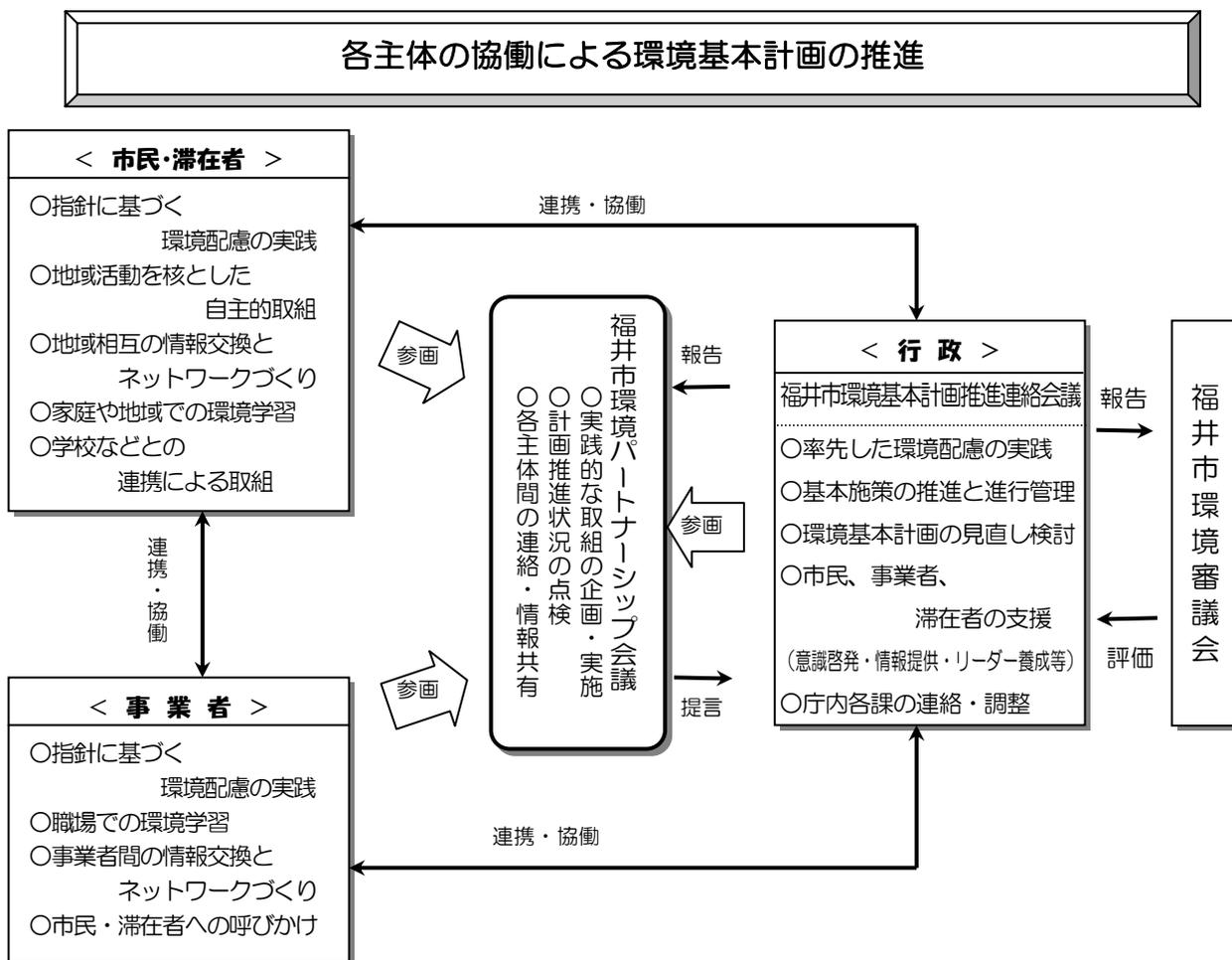
行政、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの立場で積極的に行動し、お互いが協力し合いながら環境保全に取り組むための制度、体制を整えていきます。

##### III) 自然の恵みを生かした都市づくり (共生・循環)

福井市の地域個性ともいえる「水と緑」を守り育てるとともに、その根源である豊かな自然となかよく暮らすことを目指し、資源やエネルギーの浪費を抑えた無理・無駄のない社会のしくみやライフスタイルを築いていくための取組を進めます。

(5) 計画の推進体制

計画の推進は、各主体の協働の下、以下に示す体制で臨みます。



環境保全に向けた自主的な取組

行政、市民、事業者及び滞在者それぞれが、環境基本計画に基づき、お互いの活動についての連絡・調整、情報の共有を図りながら、自主的な環境保全の取組を展開します。また、市（行政）は、こうした各主体における取組を促進するため、積極的な支援を進めていきます。

福井市環境パートナーシップ会議の役割(実践的な取組の企画・実施、年度報告の点検)

福井市環境パートナーシップ会議は、実践的な取組の企画・実施（各主体の実行計画づくりの支援や普及啓発イベントの実施等）と各主体間の情報共有を進めていきます。また、市（行政）からの計画内容の実施状況に関する年度報告を受け、計画の推進状況を点検し、是正措置等について市へ提言します。

福井市環境基本計画推進連絡会議の役割(環境保全に向けた施策の企画・推進)

市（行政）は、福井市環境基本計画推進連絡会議を設置し、各課の連絡・調整を図りながら、環境基本計画に掲げる基本施策の総合的な推進にあたります。

福井市環境審議会への報告と結果の公表

市長は、年度報告及び福井市環境パートナーシップ会議の提言内容について環境審議会へ報告し、評価を受けた後、結果を公表します。その結果、必要がある場合は基本計画の見直しを行います。

## (6) 各主体の役割

策定後 10 年間で始動期 (2001 から 2005 年) と発展期 (2006 年から 2010 年) に分けて考え、始動期においては各主体が自主的な取り組みを進める中で、行政がリーダーシップを発揮して重点取組を積極的に推進します。そして、発展期においては、行政の支援を受けながら市民、事業者及び滞在者が主体的に加わり、各主体が一体となって環境づくりを推進していきます。

## (7) 計画の進行管理

計画の進行は、短期的観点と長期的観点の両方から、「計画 (方針・目標設定) → 実践 → 点検 → 見直し」という環境管理システムの基本的なサイクル (P D C A) で管理していきます。

# 3 福井市環境パートナーシップ会議

## (1) 設置の経緯と役割

「福井市環境パートナーシップ会議」(以下、「パートナーシップ会議」という。)は、行政、市民、事業者等各主体が連携・協働して、「福井市環境基本計画」(以下、「基本計画」という。)の効率的かつ効果的な推進を図るために、その母体として平成 13 年 8 月に発足しました。

福井市環境基本条例第 27 条に規定する各主体間における連携体制の整備の一環として、基本計画に位置づけられた「(仮) 計画推進市民会議」を具現化したものです。

福井市も、一都市として、廃棄物の増大など身近な問題はもとより、地球温暖化を始めとした地球規模の環境問題の解決に向けて努力していく責務があることから、パートナーシップ会議は、連携・協働の母体として、リーダーシップを発揮し、市民一人ひとりの実践的な取組を促進する施策や事業を企画・実施しています。

## (2) 所掌事務

パートナーシップ会議では以下のような活動を行っています。

- ・ 環境の保全と創造に関する実践的な取り組み、特に基本計画の重点取組に関する事業の企画及び実施。
- ・ 環境の保全と創造に関する情報の共有。
- ・ 基本計画の推進状況の点検。

### (3) 委員構成

以下(①～⑦)から、市長が委嘱又は任命します(33名：平成22年4月1日現在)。

- ① 学識経験者
- ② 環境保全に関心の高い市民(公募を含む。)
- ③ 市民団体の関係者
- ④ 環境保全に関心の高い事業者(ISO14001認証取得企業等)
- ⑤ 事業者団体の関係者
- ⑥ 市行政の関係者
- ⑦ その他市長が必要と認める者

### (4) 平成22年度実施した活動

- ① 全体会の開催
- ② 基本計画年度報告の点検
- ③ 福井市環境展への参画
- ④ 福井・環境ミーティングの開催
- ⑤ 学校版環境ISOに係る学校訪問の実施
- ⑥ 家庭版環境ISOの推進・啓発
- ⑦ ホームページの運用
- ⑧ 環境教育ネットワークプロジェクト
  - ・ 身近な環境セミナーの開催(野外)
  - ・ 暮らしと環境考えるセミナーの開催(座学)
  - ・ 東藤島地区での自然体験学習(4回シリーズ)
- ⑨ 福井2050プロジェクト
  - ・ 脱温暖化セミナーの開催
  - ・ 環境先進地への視察交流会の実施
  - ・ あじさいトークの実施
- ⑩ みどりのカーテンプロジェクト
  - ・ 育成講習会の開催
  - ・ コンテストの開催
- ⑪ エコカレッジ福井プロジェクト
  - ・ 市民環境大学「エコカレッジ福井」の運営

#### 4 福井市環境基本計画の進捗状況について

### 1 生活環境の保全と創造に向けて

#### 数値目標 1 都市河川の水質 (BOD)

市が水質を監視している河川のうち、国の環境基準が定められていない河川を対象として、BOD75%値を用いる。



(解説)BOD

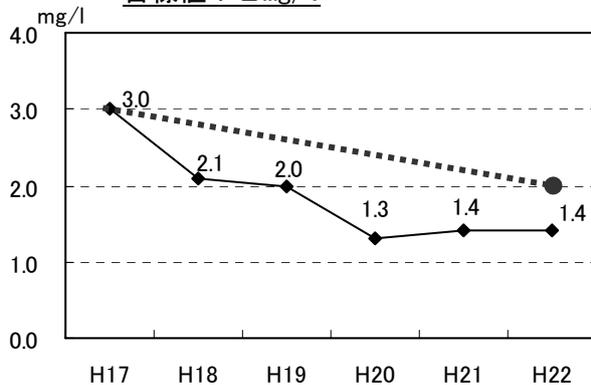
水中の汚染物質（有機物）が、好気性の微生物によって酸化・分解される過程で必要とされる酸素量のことで、水1リットル当たりの量（単位：mg/l）で表します。数値が大きいほど水が汚れていることを示しており、主に河川の有機物質による汚濁状況を示す指標として用いられています。

<魚の生息に適した BOD 値の目安>

BOD5 以下:コイ・フナ    BOD3 以下:サケ科・アユ    BOD2 以下:ヤマメ、イワナ

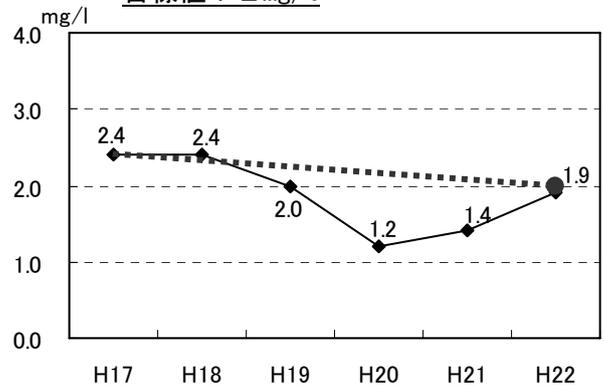
(1) 江端川(江守橋)

目標値：2 mg/l



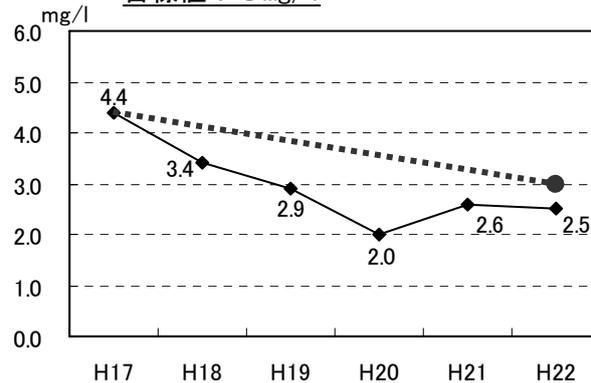
(2) 馬渡川(馬渡北橋)

目標値：2 mg/l



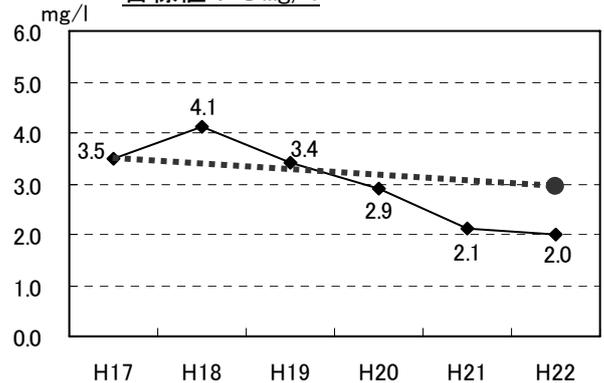
(3) 朝六川(大島新橋)

目標値：3 mg/l



(4) 芳野川(古市ふれあい橋)

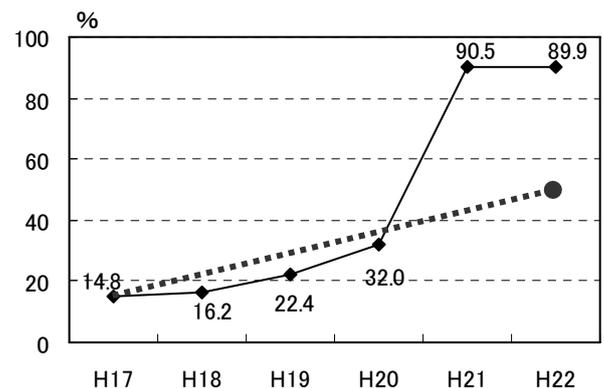
目標値：3 mg/l



#### 数値目標 2 買物袋持参率

目標値：50%

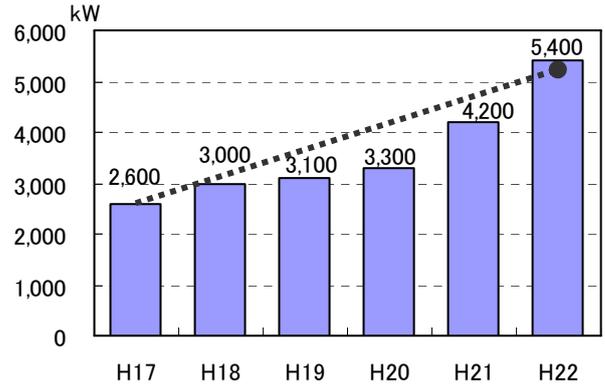
福井市内の小売店舗において持参率調査を行った結果の年間平均。



### 数値目標 3 太陽光発電施設の設備容量

目標値：5,200kW

福井市内に設置されている太陽光発電施設の出力(発電能力)の合計

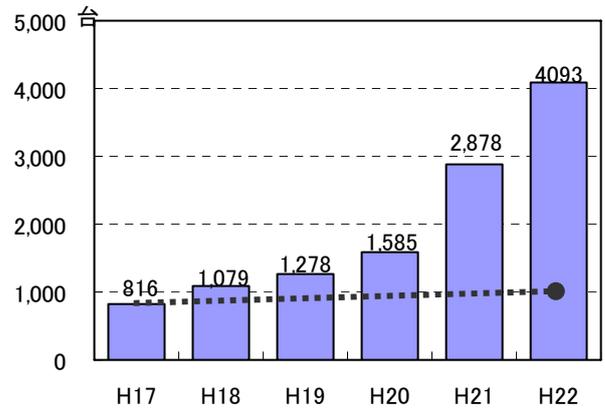


### 数値目標 4 低公害車普及台数

目標値：1,000台

自動車検査登録情報における燃料種別が電気、CNGの自動車とハイブリッド自動車の台数の合計。

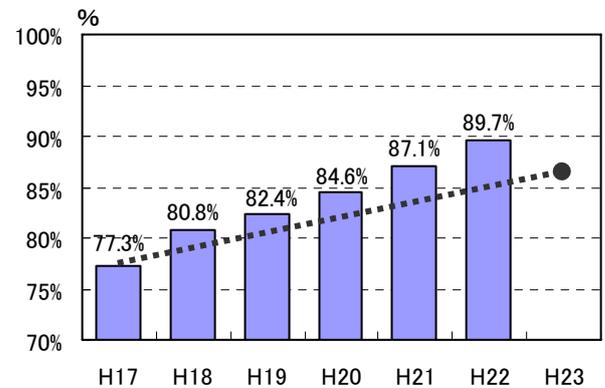
※平成18年度報告までは補助台数をとっていたが、補助事業終了に伴い上記台数に変更しました。



### 数値目標 5 污水处理施設の人口普及率

目標値：86.3% (平成23年度)

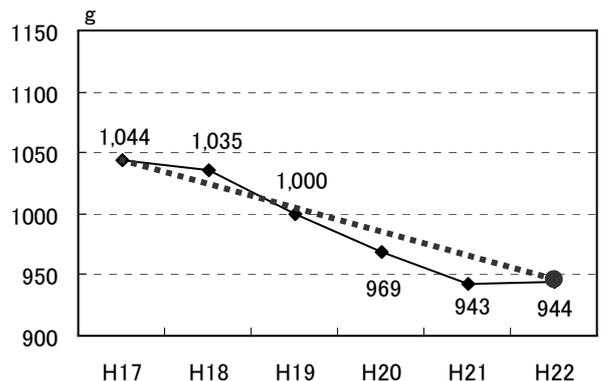
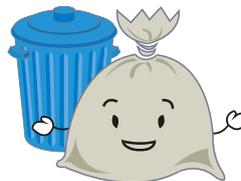
福井市污水处理施設整備基本構想に基づき整備される、公共下水道、集落排水(農業、漁業、林業)、合併処理浄化槽による処理人口の全人口に対する割合



### 数値目標 6 1日1人当たりのごみ排出量

目標値：946g

燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの1日1人あたりの排出量。(集団回収の分は除く)

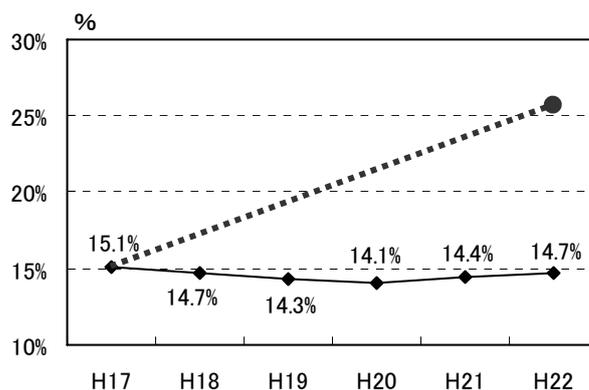


### 数値目標 7 ごみの資源化率

目標値：25.7%



ごみの総排出量のうち、資源ごみ及び集団回収によって資源化されるごみの割合。

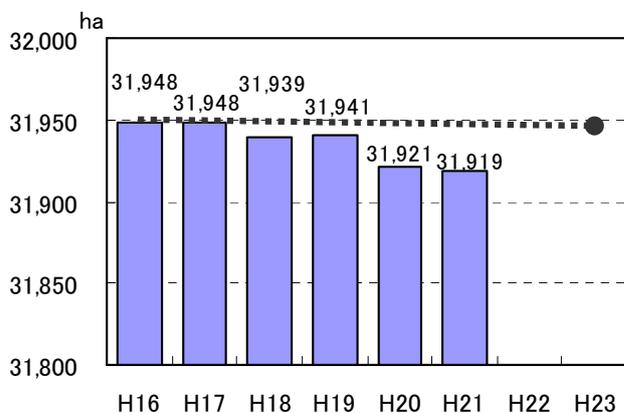


## 2 自然環境の保全と回復に向けて

### 数値目標 8 森林面積

目標値：31,942ha(平成23年度)

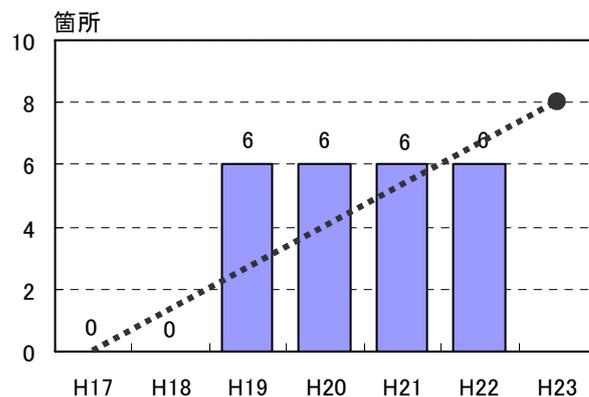
福井市内の民有林と国有林の合計



### 数値目標 9 里川の指定数

目標値：8箇所(平成23年度)

人々に使われながら自然環境が守られている川を地域の里川として指定した数。

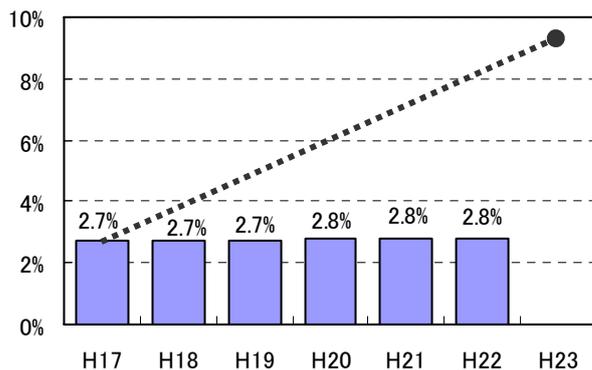


## 3 快適環境の保全と創造に向けて

### 数値目標 10 都市計画区域の緑地面積率

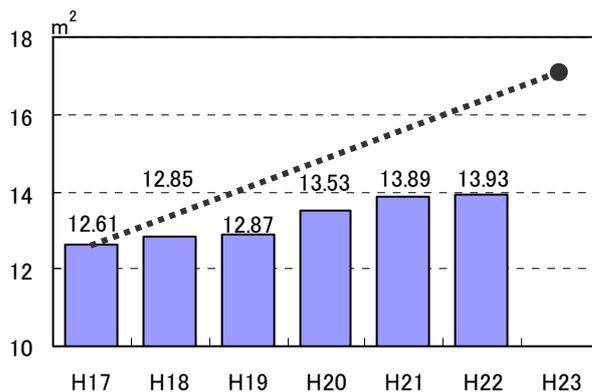
目標値：9.3%(平成23年度)

福井市緑の基本計画に基づき、都市計画区域面積のうち、都市公園や法制度(風致地区等)によって将来的に保全が担保される緑地の割合



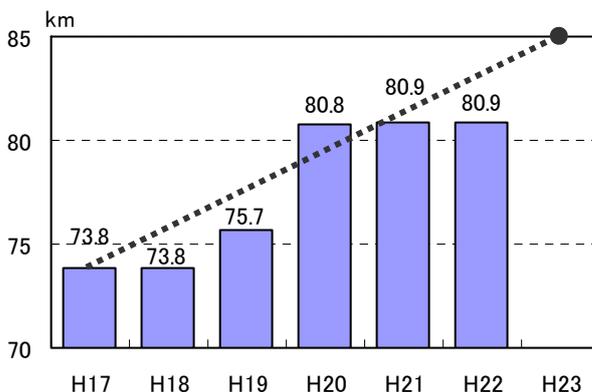
**数値目標 1 1 市民 1 人当たり都市公園面積**  
**目標値：17.05m<sup>2</sup>(平成 23 年度)**

福井市緑の基本計画に基づき、都市公園の施設として整備すべき緑地



**数値目標 1 2 市道街路樹延長**  
**目標値：85km(平成 23 年度)**

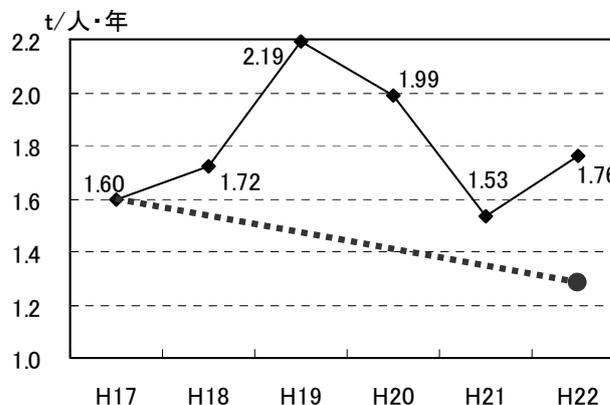
市道における街路樹の整備延長



**4 地球環境の保全に向けて**

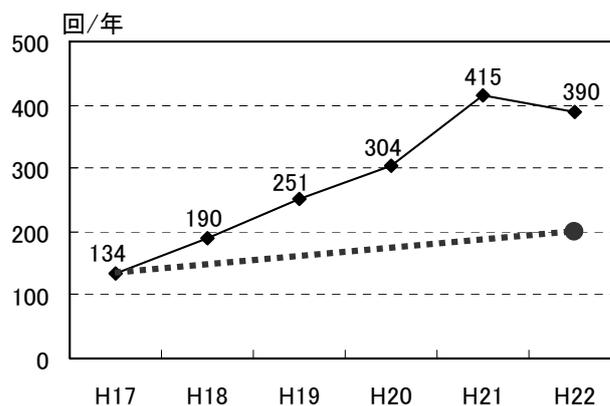
**数値目標 1 3 市民 1 人当たりの年間 CO2 排出量**  
**目標値：1.25t/人・年**

福井市内における一般家庭での電気、都市ガス、プロパンガス、灯油、水道の使用に伴う二酸化炭素の 1 人当たりの排出量。



**数値目標 1 4 地域の環境学習実施回数**  
**目標値：200 回/年**

福井市内の公民館における教育事業の中で、自然活動や清掃活動など環境保全に関する学習の実施回数。

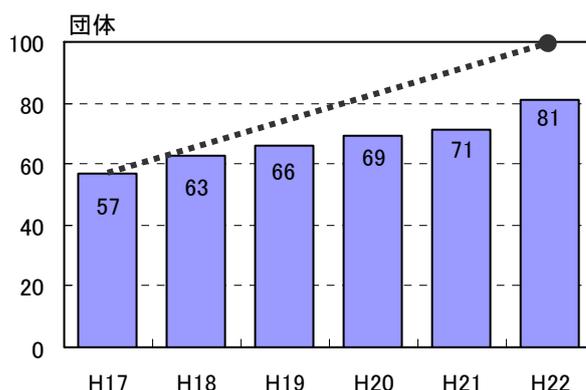
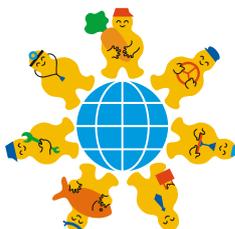


## 数値目標 15 環境保護 NGO・NPO 数

目標値：100 団体

福井市内に事業所を持ち、環境保護に取り組んでいる非営利団体。

(法人格の有無は問わない)

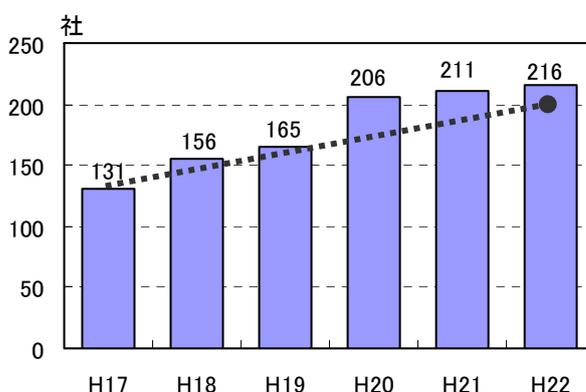


## 数値目標 16 環境マネジメントシステム 認証取得企業数

目標値：200 社

福井市内に事業所を持ち、ISO14001, エコアクション 21, グリーン経営に認証登録された企業数

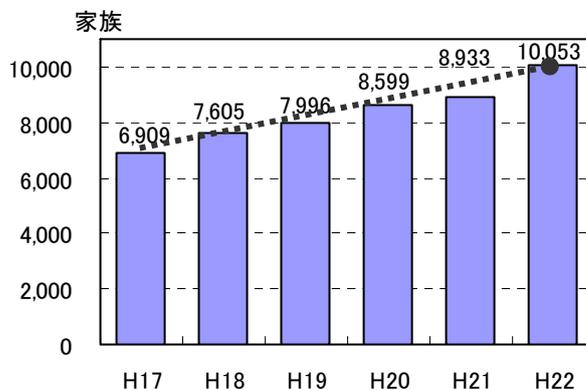
(※H20 年度より調査方法を考慮、精査しました)



## 数値目標 17 家庭版環境 ISO 参加家族数

目標値：10,000 家族

家庭版環境 ISO「ムダー掃 (ISO) ファミリープラン」に参加し、環境にやさしい取組を行っている家族数



(解説) 環境マネジメントシステム

事業活動や製品などによる環境負荷、環境リスクを少なくすることを目的に、企業が自らの環境保全の取組と結果を評価し、それを基に改善を行いながら、新たな取組を進めていくためのしくみです。

1970 年代から欧米で実施が始まり、1996 年 9 月には、ISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構) により、ISO14001 が国際規格として発行されています。

(解説) 家庭版環境 ISO 「ムダー掃 (ISO) ファミリープラン」(平成 14 年度創設)

本市が取り組んでいる ISO14001 規格の環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、『PDCA サイクルによる継続的な改善』を重視した制度で、家庭での様々なシーンで発生する環境負荷を低減するための仕組みです。

プログラムを参考に、環境にやさしいチャレンジ項目ごとに一つずつ実践する行動を決め 3 か月取組を続けた家庭はエコ家族と認定され、認定証が渡されます。



## 5 環境マネジメント

### (1) 福井市環境マネジメントシステム

#### ① システムの概要

##### ◆ 環境マネジメントシステムの取組

福井市は、今後ますます悪化が予測される地球環境問題に対処するため、「福井市環境マネジメントシステム」を構築し、平成11年10月、環境管理の国際規格であるISO14001の認証を取得（審査登録）しました。

平成14年度、平成17年度の2度、審査登録機関による更新審査を受け、平成20年10月28日からは、審査登録の更新を行わない「自己宣言」へ移行しました。

##### ◆ 環境方針

福井市環境方針とは、環境管理総括者である福井市長が定めた、市の環境活動に関する声明です。以下に福井市の環境方針の要旨を挙げます。

#### 環境方針(要旨)

私たちは、先人から受け継いだこのかけがえのない自然環境を悠久の財産として、次の世代へ引き継いでいくことを重大な責務と自覚し、第五次福井市総合計画の基本目標の一つである「人と自然が共生・調和するまちづくり」を進め、市民一人ひとりが環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、自ら行動する「希望と安心」のまちづくりの実現を目指します。

そのため、環境マネジメントシステム“ISO14001”が環境問題の改善に極めて有効であるとの考えから、その意義を活かして、本市が行う事業の環境に及ぼす影響を的確に捉え、関連する法令を遵守しつつ、環境汚染の予防に積極的に取り組みます。また、多様な事務・事業について次の目的と目標を定め、その実現を図り、年に一度見直すことによって、継続的改善に努めていきます。

- 1 自然と共生する都市基盤の整備
- 2 環境にやさしい事務・事業の取り組み
- 3 エネルギーと資源の節約
- 4 廃棄物の減量とリサイクルの推進
- 5 地球環境保全の啓発

未来のために地球環境を考える、それはとても価値あることと確信します。

##### ◆ 適用範囲

(平成22年4月1日現在)

福井市環境マネジメントシステムは、以下の事務部局において適用されます。

- ・ 市長事務部局
- ・ 企業局事務部局
- ・ 教育委員会事務部局（小・中学校、幼稚園、公民館は除く）
- ・ 監査事務部局
- ・ 農業委員会事務部局
- ・ 議会事務部局
- ・ 消防事務部局

## ② 環境目的・目標の結果

平成 22 年度は、次の 48 の環境目標を設定し、全庁的に環境マネジメントシステムに取り組みました。数値目標が設定されていた 20 項目中 14 項目が目標を達成しております。

詳細については次表のとおりです。

○	数値目標達成	・・・	16 項目
×	数値目標未達成	・・・	4 項目
—	数値目標がない項目	・・・	28 項目

### 1 自然と共生する都市基盤の整備

目 標 (主管課)	平成 22 年度の結果	平成 21 年度の結果	前年度比	評価
温室効果ガス排出量を前年度比 4%以上削減する (環境課)	【温室効果ガス排出量】 63,843(t-CO <sub>2</sub> )	【温室効果ガス排出量】 59,095(t-CO <sub>2</sub> )	8.0%増	×
汚水処理施設の人口普及率を 88.2%にする (下水管理課)	【汚水処理施設の人口普及率】 89.7%	【汚水処理施設の人口普及率】 87.1%	2.6 ポイント増	○
住宅用太陽光発電施設の設置容量を 5,200kW にする (環境課)	【設置容量】 設置容量：約 5,400 kW ※ 福井市内に設置されている太陽光発電施設の出力の合計（北陸電力よりデータ提供）	【設置容量】 設置容量：約 4,200 kW ※ 福井市内に設置されている太陽光発電施設の出力の合計（北陸電力よりデータ提供）	約 1,200 kW 増	○
住宅用太陽光発電設備の助成を 200 件に行う (環境課)	【補助件数】 補助件数：276 件	【補助件数】 補助件数：195 件	81 件増	○
公共施設への太陽光発電等新エネルギー設備の導入を推進する (環境課)	【モデル事業】 越廼中学校に 20 kW 設置 市体育館に 10 kW 設置	【モデル事業】 木田公民館に 5 kW 設置 清水東公民館に 5 kW 設置	—	—
公用車の低公害車導入を推進する (環境課)	【公用車への低公害車導入台数】 なし	【公用車への低公害車導入台数】 ・ 天然ガス自動車 1 台 ・ ハイブリッド車(トラック)2 台	—	—
都市公園の整備と緑化を推進する(公園課)	【公園数】 341 箇所 【公園面積】 340.85ha	【公園数】 329 箇所 【公園面積】 340.42ha	12 箇所増 0.43ha 増	—

## 2 環境にやさしい事務・事業の取り組み

目標 (主管課)	平成 22 年度の結果	平成 21 年度の結果	前年度比	評価
コピー用紙使用量を前年度以下にする (全課)	【コピー用紙使用量】 18,022 千枚	【コピー用紙使用量】 18,988 千枚	5.1%減	○
環境に配慮した紙の使用を推進する (全課)	【コピー用紙の再生紙使用率】 100%	【コピー用紙再生紙使用率】 100%	増減なし	—
	【発注印刷物の再生紙使用率】 94.5%	【発注印刷物の再生紙使用率】 94.8%	0.3 ポイント減	
環境物品の購入を推進する (全課)	【環境物品購入率】 ※ 平成 22 年度より財務システム変更により集計できない。	【環境物品購入率】 76.4% ・ 環境物品購入額 68,892 千円 ・ 総購入額 90,126 千円	—	—
アスファルトの再生材使用を 95% 以上にする (関係課)	【アスファルト再生材使用率】 97.4%	【アスファルト再生材使用率】 96.2%	1.2 ポイント増	○
砕石の再生材使用を 70% 以上にする (関係課)	【砕石再生材使用率】 70.9%	【砕石再生材使用率】 73.9%	3 ポイント減	○
リサイクル製品のうち、コンクリート二次製品について、予定数量の 30% 以上の使用を目指す その他リサイクル製品についても、積極的な活用を図る (関係課)	【コンクリート二次製品使用率】 97.1%	【コンクリート二次製品使用率】 96.8%	0.3 ポイント増	○
排出ガス対策型建設機械の使用を推進する (関係課)	【排出ガス対策型建設機械使用率】 99.7%	【排出ガス対策型建設機械使用率】 99.7%	増減なし	—

### 3 エネルギーと資源の節約

目 標 (主管課)	平成 22 年度の結果	平成 21 年度の結果	前年度比	評価
市役所のエネルギー使用量を前年度比1%以上削減する (環境課)	【市役所のエネルギー量】 19,643 (kL) ※原油換算値	【市役所のエネルギー量】 20,360(kL) ※原油換算値	3.5%減	○
電気の使用量の削減に努める (全課)	【電気使用量】 65,017,559 (kWh)	【電気使用量】 68,049,053 (kWh)	4.5%減	—
都市ガス使用量の削減に努める (関係課)	【都市ガス使用量】 1,245,664 (m <sup>3</sup> ) (天然ガス車の使用量を含む)	【都市ガス使用量】 1,171,692 (m <sup>3</sup> ) (天然ガス車の使用量を含む)	6.3%増	—
LP ガス使用量の削減に努める (関係課)	【LP ガス使用量】 177,255 (kg)	【LP ガス使用量】 209,521 (kg)	15.4%減	—
水道水の使用量の削減に努める (全課)	【水道使用量】 1,140,100 (m <sup>3</sup> )	【水道使用量】 1,349,489 (m <sup>3</sup> )	15.5%減	—
ガソリンの使用量の削減に努める (関係課)	【ガソリン使用量】 201.6 (m <sup>3</sup> )	【ガソリン使用量】 191.0 (m <sup>3</sup> )	5.5%増	—
	【公用自転車利用】 のべ2,116人	【公用自転車利用】 のべ2,772人	656人減	
	【公共交通機関利用】 のべ347人	【公共交通機関利用】 のべ310人	37人増	
軽油の使用量の削減に努める (関係課)	【軽油使用量】 139.3 (m <sup>3</sup> )	【軽油使用量】 155.0 (m <sup>3</sup> )	10.3%減	—
A 重油の使用量の削減に努める (関係課)	【A 重油使用量】 429.7 (m <sup>3</sup> )	【A 重油使用量】 488.3 (m <sup>3</sup> )	12.0%減	—
灯油の使用量の削減に努める (関係課)	【灯油使用量】 600.3 (m <sup>3</sup> )	【灯油使用量】 601.3 (m <sup>3</sup> )	0.2%減	—

※ 指定管理者が管理する施設を除く

#### 4 廃棄物の減量とリサイクルの推進

目標 (主管課)	平成 22 年度の結果	平成 21 年度の結果	前年度比	評価
市有施設からの 容器包装リサイ クルを含む、ごみ の分別及び資源 化を推進する  (全課)	【資源化量】 上質紙 31.5t ダンボール・紙製容器包装 16.9t プラスチック製容器包装 1.1t シュレッダーごみ 13.7t 機密文書 23.6t 計 86.8 t	【資源化量】 上質紙 32.9t ダンボール・紙製容器包装 8.0t プラスチック製容器包装 1.3t シュレッダーごみ 13.2t 機密文書 29.5t 計 84.9 t	1.4 t 減 8.9 t 増 0.2 t 減 0.5 t 増 5.9 t 減	—
市有施設の食品 リサイクルを推 進する  (関係課)	【リサイクル量】 260.9 t	【リサイクル量】 293.8 t	32.9 t 減	—
市有施設の廃食 油リサイクルを 推進する  (保健給食課)	【リサイクル量】 10.9 t	【リサイクル量】 10.7 t	0.2 t 増	—
市民への容器包 装リサイクル、ご みの分別と生ご み資源化を推 進する  (清掃清美課)	容器包装リサイクルに基づく、 分別方法等の学習会の実施。  計 54 回開催	容器包装リサイクルに基づく、 分別方法等の学習会の実施。  計 60 回開催	—	—
資源回収拠点拡 大事業を推 進する  (清掃清美課)	【プラスチック製容器包装回収量】 33.6 t  <資源回収拠点> 7 箇所 ・ ハーツ羽水店・学園店 ・ Aコープやしろ店・堀ノ宮店 ・ ハニー麻生津店 ・ アル・プラザ ベル店 ・ くみあいマーケット東郷店	【プラスチック製容器包装回収量】 32.2 t  <資源回収拠点> 7 箇所 ・ ハーツ羽水店・学園店 ・ Aコープやしろ店・堀ノ宮店 ・ ハニー麻生津店 ・ アル・プラザ ベル店 ・ くみあいマーケット東郷店	1.4 t 増	—
アスファルト・コン クリート塊の再 生資源化率 100% を維持する  (関係課)	【再資源化率】 100%	【再資源化率】 100%	100%維持	○
コンクリート塊の 再生資源化率 100%を維持する  (関係課)	【再資源化率】 100%	【再資源化率】 100%	100%維持	○
建設汚泥の再資 源化・縮減率を 80%以上に する  (関係課)	【再資源化・縮減率】 98.6%	【再資源化・縮減率】 84.6%	14 ポイント 増	○
建設発生土の有 効利用率を 90% 以上に する  (関係課)	【有効利用率】 89.2%	【有効利用率】 87.9%	1.3 ポイン ト増	×
建設発生木材の 再資源化・縮減 率を 95%以上 にする  (関係課)	【再資源化・縮減率】 99.3%	【再資源化・縮減率】 94.8%	4.5 ポイン ト増	○

5 地球環境保全啓発

目標 (主管課)	平成 22 年度の結果	平成 21 年度の結果	前年度比	評価
福井市環境パートナーシップ会議を通じた環境保全活動を推進する (環境課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体会(6)</li> <li>・ 暮らしと環境を考えるセミナー(3)</li> <li>・ 身近な環境セミナー(6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体会(5)</li> <li>・ 暮らしと環境を考えるセミナー(3)</li> <li>・ 身近な環境セミナー(6)</li> </ul>	—	—
新エネルギー・省エネルギーの啓発を推進する (環境課)	イベント等での新エネルギー啓発等のパネル展示	イベント等での新エネルギー啓発等のパネル展示	—	—
全公民館で環境ミニ講座を 15 公民館で開催する (環境課)	17 公民館開催	19 公民館開催	2 公民館減	○
市立幼稚園・小学校・中学校における学校版環境 ISO を全校で引き続き推進する (環境課)	市内全 68 校が取り組んでいる。	市内全 68 校が取り組んでいる。	—	—
保育園児・保護者への環境教育を推進する (保育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントの際には、お皿・スプーンなど各自で持ってきてもらった。</li> <li>・ 運動会では、マイバッグを持参してもらい、保護者にもゴミの持ち帰りの協力を図った。</li> <li>・ 園児、保護者を含めてゴーヤ栽培を行った。</li> <li>・ ワケルンジャーを呼び、ゴミの分別など指導した。</li> </ul> など 86 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント時には、徒歩・自転車・自動車は相乗りの協力をお願いし、ゴミは持ち帰ってもらった。</li> <li>・ 運動会で、ゴミ分別ゲームを実施し、保護者の意識も高めた。</li> <li>・ 紙芝居を通して、身近なところから出来る事を伝えた。</li> </ul> など 84 件	—	—
環境保全活動に取り組む中小企業を支援するため、「社会貢献サポート資金制度」、「省エネ等転換促進補助事業」及び「省エネ等転換促進資金事業」の活用を促進する (マーケット戦略室)	<b>【制度利用件数】</b> 社会貢献サポート制度 2 件 省エネ等転換促進補助事業 3 件 省エネ等転換促進資金事業 2 件	<b>【制度利用件数】</b> 社会貢献サポート制度 4 件 省エネ等転換促進補助事業 6 件 省エネ等転換促進資金事業 0 件	—	—
環境マネジメントシステム認証取得企業数を 200 社にする (環境課)	216 社	211 社	5 社増	○

目標 (主管課)	平成 22 年度の結果	平成 21 年度の結果	前年度比	評価
市民の買物袋持参率を 80% 以上にする (環境課)	買物袋持参率 89.9%	買物袋持参率 90.5%	0.6 ポイント減	○
公共交通機関の利用を推進する (交通政策室)	カーセーブデー実施率 32.7%	カーセーブデー実施率 54.4%	21.7 ポイント減	—
通勤手段等の転換に関する事業所への提案を 100 件行う (交通政策室)	通勤手段等の転換に関する事業所への提案(プラン作成) : 68 件		—	×
アイドリングストップ運動を推進する (環境課)	環境ミニ講座において、市民に啓発した。	環境ミニ講座において、市民に啓発した。	—	—
みどりのカーテン講習会参加数を 500 名にする (環境課)	412 名		—	×
環境ボランティア活動を推進する (環境課)	6/12 福井を美しくする会連絡協議会ほか 5 団体とともに実施 <清掃区域> JR 福井駅前及び歴史のみち周辺  <参加者> 市職員 275 名 その他 152 名 計 427 名	9/26 福井を美しくする会連絡協議会ほか 4 団体とともに実施 <清掃区域> JR 福井駅前及び歴史のみち周辺  <参加者> 市職員 282 名 その他 119 名 計 401 名	26 人増	—
家庭版環境 ISO 参加世帯数を 10,000 世帯にする (環境課)	平成 23 年 3 月末現在  参加世帯数累計 10,053 世帯	平成 22 年 3 月末現在  参加世帯数累計 8,933 世帯	1,120 世帯増	○
イベント開催時の環境配慮を推進する (関係課)	47 件実施	43 件実施	4 件増	—

### ③ 温室効果ガス排出量の調査結果

総排出量

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	70,953	67,459	65,396	61,689	59,277	61,121	69,864	73,096	80,928	71,723	59,095	63,843

※平成 21 年度比：8.0%増

(注) 平成 17 年度以降の値は、美山地区、越廼地区、清水地区を含む。

(注) 電気の温室効果ガス排出係数は、北陸電力の公表値(平成 17 年度 0.407、平成 18 年度 0.457、平成 19 年度 0.632、平成 20 年度 0.550、平成 21 年度 0.374、平成 22 年度 0.420)を使用

### ④ 電気、ガス、水道、燃料の使用量及び金額

(ア) 使用量

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17 (合併)	H18	H19	H20	H21	H22
電気 (千kWh)	64,433	64,056	64,528	66,149	63,807	64,908	65,596	71,934	69,697	66,619	68,049	65,018
都市ガス (千m <sup>3</sup> )	2,141	2,127	2,084	1,488	1,076	1,089	1,101	1,008	1,170	1,113	1,172	1,246
LPガス(t)	2,076	2,097	2,155	1,319	438	170	211	207	225	219	210	177
水道(千m <sup>3</sup> )	1,472	1,473	1,397	1,399	1,178	1,194	1,357	1,248	1,372	1,311	1,349	1,140
ガソリン(m <sup>3</sup> )	154.2	156.4	144.8	156.6	145.2	145.7	216.6	214.2	203.9	190.3	191.0	201.6
軽油 (m <sup>3</sup> )	143.9	155.5	153.0	144.6	143.5	143.3	176.3	164.0	157.4	151.8	155.0	139.3
A重油 (m <sup>3</sup> )	1,225.8	1,028.9	830.0	639.0	635.2	602.2	844.8	790.9	664.5	543.5	488.3	429.7
灯油 (m <sup>3</sup> )	746.4	649.9	778.1	770.4	731.9	792.6	927.2	931.2	676.6	550.9	601.3	600.3

(注) 平成 17 年度以降の値は、美山地区、越廼地区、清水地区を含む。

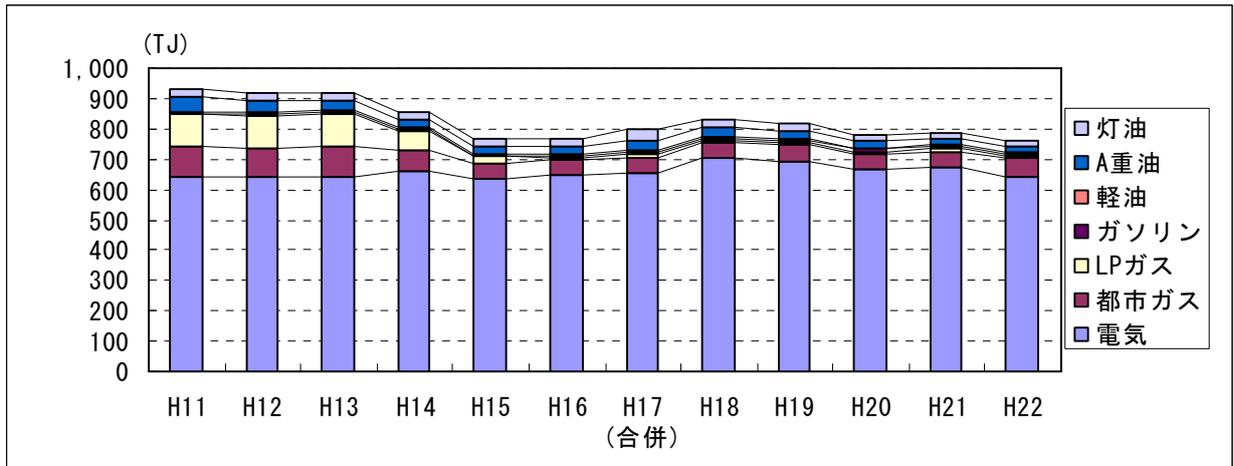
(イ) 金額 (百万円)

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17 (合併)	H18	H19	H20	H21	H22
電 気	1,076	1,090	1,087	1,046	993	1,007	1,054	1,165	1,101	1,133	1,134	1,078
ガ ス	156	157	152	159	164	205	220	225	241	230	217	240
水 道	306	305	296	284	280	285	305	223	204	205	232	208
ガソリン	15	15	14	15	14	15	25	29	27	27	23	26
軽 油	12	13	12	11	12	12	18	18	17	17	14	15
A重油	54	45	37	28	29	31	53	58	54	48	31	23
灯 油	35	31	37	35	34	42	54	74	67	46	44	54
総費用	1,653	1,657	1,636	1,578	1,526	1,597	1,727	1,792	1,712	1,705	1,695	1,643

(注) 平成 17 年度以降の値は、美山地区、越廼地区、清水地区を含む。

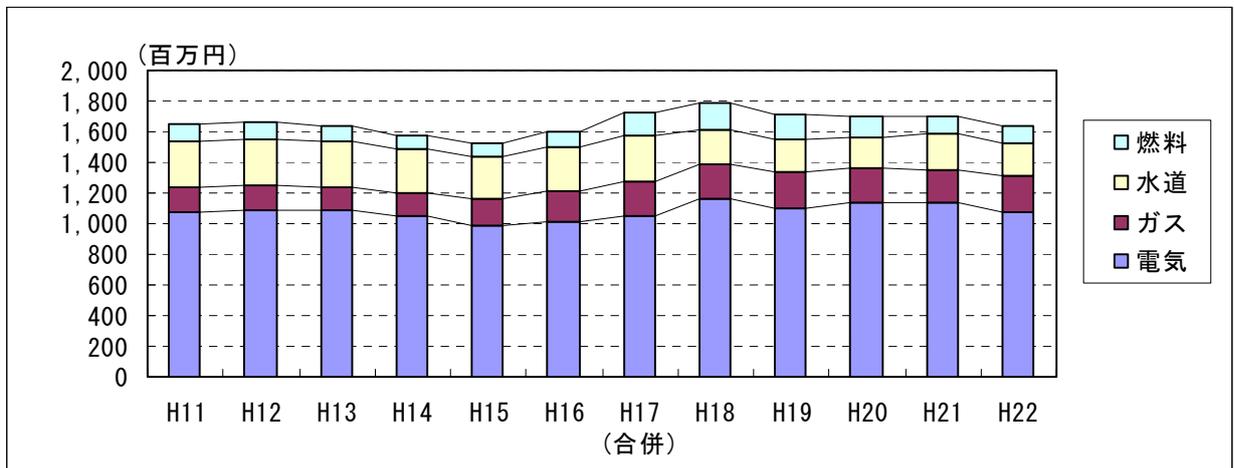
⑤ グラフ

電気、ガス、水道、燃料の使用量（熱量ベース）



※TJ(テラジュール) = 10<sup>12</sup>J

電気、ガス、水道、燃料の金額



【備考】温室効果ガス排出量に影響を及ぼす出来事

- ・平成11年10月 聖苑開所
- ・平成12年 7月 防災ステーション開所
- ・平成14年 4月 都市ガスの天然ガス転換
- ・平成15年11月 都市ガスの天然ガス転換完了
- ・平成16年 3月 郷土歴史博物館移転（新設）
- ・平成16年 7月 福井豪雨災害
- ・平成17年10月 国民宿舎の管理が指定管理者へ移行
- ・平成18年 2月 市町村合併
- ・平成18年 4月 フェニックスプラザ、文化会館が指定管理者へ移行
- ・平成19年 4月 聖苑の管理が指定管理者へ移行
- ・平成19年10月 みらくる亭の管理が指定管理者へ移行
- ・平成20年 4月 伊自良館、楽しく楽く亭が指定管理者へ移行

## 6 福井市環境基本計画の改定について

福井市では、良好な環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に進めていくため、平成12年度に福井市環境基本計画を策定し、平成18年度には市町村合併等による一部改定を行いました。

計画策定から10年が経過した現在、本市を取り巻く社会経済や環境の情勢は大きく変化していることから、このような変化を踏まえ、時代に応じた環境施策を市民・市民組織・事業者・行政の各主体が連携・協働して取り組んでいくことを目的に平成23年3月に改定を行いました。

新たな計画の実施期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間です。

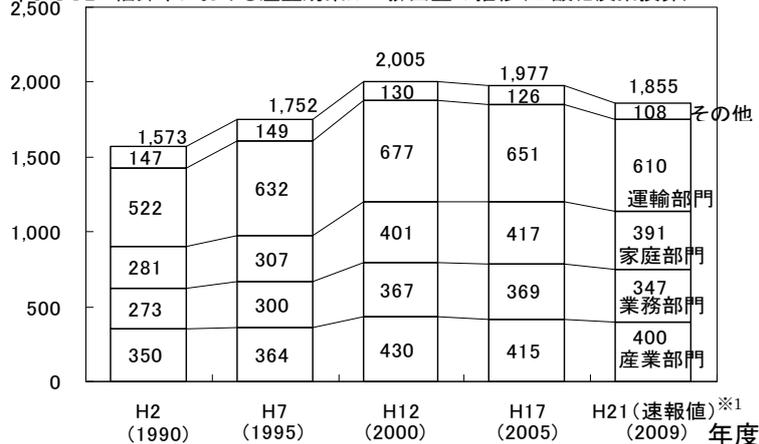
### (1) 環境の現状と課題

#### ① 地球温暖化

気温の上昇に伴い、海水面の上昇や異常気象の増加、生態系への影響、農作物の被害など、様々な影響が懸念されている地球温暖化は、最も重要な環境問題です。

福井市においても平均気温の上昇や積雪量の減少の傾向が見られるなど、地球温暖化の影響と思われる兆候が表れています。温室効果ガスの排出量については、家庭部門、業務部門、(オフィスや小売店など)、運輸部門の比率が全国と比較して大きく、日常的な活動において省エネを進めていくことが求められています。

千t-CO<sub>2</sub> 福井市における温室効果ガス排出量の推移(二酸化炭素換算)



〔平成17年度以前の数値は旧美山町、旧越廼村、旧清水町を含みます。〕

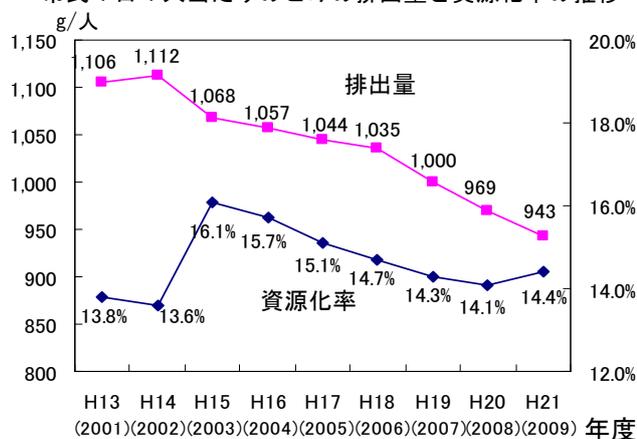
※1 速報値：確定していない数値については、前年度の数値をもとに算定したものである。

#### ② 資源の循環や廃棄物問題

近年の中国やインドなどアジア諸国の経済発展に伴い、急激に消費エネルギーが増加してきたため、化石燃料をはじめとする天然資源の枯渇が懸念されています。

福井市ではこれまで、市民・市民組織・事業者・行政が一体となって、ごみ排出量の削減や資源化率※2の向上に向けた取組を進めてきました。平成21年には「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、資源化率の向上など、様々な問題の解決に向けた取組を展開しています。

市民1日1人当たりのごみの排出量と資源化率の推移



※2 資源化率=資源化物量/総ごみ排出量×100 (総ごみ排出量=ごみ排出量+集団回収量)

### ③ 都市における生活環境

福井市においては、空気や水などといった身近な環境の状態については全体的に良好であると言えますが、日常生活や工場、農業やサービス業など多様な発生源からの様々な問題の解決が求められており、総合的・包括的な視点に立った対策を進めていくことが重要です。また、福井市らしさを生かした魅力的な地域環境を創造していくことが求められています。

### ④ 自然との共生

世界的に生き物の多様性の保全に向けた取組が進められる中、福井市においても、緑あふれる山々や清らかな九頭竜川・足羽山・日野川、そして美しい越前海岸など、豊かで潤いのある自然やそこに生息する多様な生き物を守り育てていくことが重要です。

また、里地・里山に代表されるような、自然に対する人間の継続的な働きかけによって維持されてきた環境も、貴重な自然の一部としてとらえ、環境に配慮した取組を進めていくことも重要です。

## (2) 望ましい環境像

私たちは、素晴らしい福井市の環境を守り育て、未来へつなぐ責任を持つとともに、国際社会の一員として、地球規模の問題も考えながら行動していく責任も持っています。その責任を果たし、世界の人々や子孫に誇れる福井市を作っていくため、望ましい環境像を以下のように定めます。

### 望ましい環境像

みんなで協力して未来へつなぐ  
環境にやさしい持続可能なまち・ふくい

望ましい環境像を実現していく主役は、「誰か」ではなく「みんな」です。つまり、社会を形作っている様々な主体（市民<sup>※1</sup>・市民組織<sup>※2</sup>・事業者・行政）が、お互いに手をたずさえながら実現していくものです。

望ましい環境像は、実現することだけが目的ではなく、それを将来にわたって守り育てていくことこそが本当の目的であり、それは私たち全員の願いでもあります。

※1 市民には、市内における滞在者（通勤者、通学者、観光客等）を含めます。

※2 市民組織とは、NPOや自治会など公益的な活動を行うために組織された営利を目的としない団体を指します。

(3) 計画の体系

望ましい環境像

取組の全体的な方向性

取組を進めるための基本的な考え方

みんなで協力して未来へつなぐ  
環境にやさしい持続可能なまち・ふくい

福井市の自然や都市環境を守り育て、  
将来に伝えていきます

地球規模の環境問題に対応していくため、  
持続可能な社会づくりを進めていきます

全員が協力して、計画を推進していきます

全員が協力して、福井市の自然や都市環境を守り育て、将来に伝えていきます

- ・福井市の豊かな自然を守り育て、将来に伝える。
- ・福井市の身近な空気や水などの環境を守り育て、将来に伝える。
- ・福井市の美しい景観や歴史的文化的遺産を守り育て、将来に伝える。

指標	現状 (H21 年度)	将来 (H27 年度)
水辺と親しみ、ふれあう活動に取り組んでいる地区数	34/49 地区	5 年間で全地区(49 地区)での取組を目指す
緑と親しみ、ふれあう活動に取り組んでいる地区数	49/49 地区	取組を継続していく

全員が協力して、地球規模の環境問題に対応し、持続可能な社会づくりを進めていきます

- ・地球温暖化や資源の枯渇など様々な地球規模の環境問題に対応し、持続可能な社会づくりを進める。

指標	現状 (H21 年度)	将来 (H27 年度)
福井市内における温室効果ガス総排出量	H2 年度比 18%増	H2 年度レベル (±0%)
公共交通機関乗車人数	10,009 千人/年	10,200 千人/年
自転車利用環境の整備状況 (公共交通機関への乗継拠点の駐輪場収容台数)	4,076 台	4,800 台
1日1人当たりのごみの排出量	943g	900g
ごみの資源化率	14.4%	22.3%

各主体の責務

各主体の取組の指針

市民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常生活に伴う様々な環境負荷の低減に努めるとともに、環境活動に取り組む</li> <li>2. 地域の一員として、他の主体の取組に参加・協力する</li> <li>3. 行政が実施する環境に関する施策に協力する</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常生活を見直し、環境負荷の低減に取り組む</li> <li>2. 環境活動に取り組み、より良い環境を創造する</li> <li>3. 環境に関心を持ち、学び、理解を深める</li> <li>4. 市民組織・事業者・行政の実施する環境活動に参加・協力する</li> </ol>
市民組織	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組織の特徴を生かした環境活動に取り組む</li> <li>2. 組織活動に伴う様々な環境負荷の低減に努める</li> <li>3. 地域の一員として、他の主体の取組に参加・協力する</li> <li>4. 行政が実施する環境に関する施策に協力する</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境活動に取り組み、より良い環境を創造する</li> <li>2. 組織活動を見直し、環境負荷の低減に取り組む</li> <li>3. 環境に関する情報を把握・提供するとともに、啓発を進める</li> <li>4. 構成員に対する環境学習を進める</li> <li>5. 他の市民組織・事業者・行政と連携・協働して環境活動に取り組む</li> </ol>
事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境活動に取り組むとともに、環境に配慮した製品やサービスを提供する</li> <li>2. 事業活動に伴う様々な環境負荷の低減に努める</li> <li>3. 地域の一員として、他の主体の取組に参加・協力する</li> <li>4. 行政が実施する環境に関する施策に協力する</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境と共生・調和したビジネスに取り組む</li> <li>2. 事業活動を見直し、環境負荷の低減に取り組む</li> <li>3. 環境活動に取り組み、より良い環境を創造する</li> <li>4. 環境に関する情報などの提供や啓発を進める</li> <li>5. 従業員に対する環境学習を進める</li> <li>6. 市民組織・他の事業者・行政と連携・協働して環境活動に取り組む</li> </ol>
行政	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、市民・市民組織・事業者の取組を促進するための仕組みづくりを進める</li> <li>2. 事業活動に伴う様々な環境負荷の低減に努める</li> <li>3. 地域の一員として、他の主体の取組に参加・協力する</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境にやさしいまちづくりに取り組む</li> <li>2. 事業活動を見直し、率先して環境負荷の低減に取り組む</li> <li>3. 環境に関する情報を把握・提供するとともに、啓発を進める</li> <li>4. 職員に対する環境学習を進める</li> <li>5. 市民組織や事業者の実施する環境活動に参加・協力する</li> <li>6. 市民・市民組織・事業者が実施する環境に関する取組を支援する</li> <li>7. 市民組織・事業者・他の行政組織との連携・協働に向けた仕組みをつくる</li> </ol>

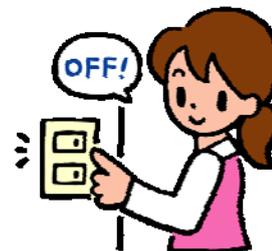
#### (4) 主体別取組

##### ① 市民の取組

取組のポイント：日常生活の中で身近な取組を実践する

(取組例)

- 家電製品などは、効率の良い使用に心がけ、省エネや節水に努める
- マイカーの使用を控え、公共交通機関の利用に心がける
- 包装が簡易な商品、容器が再使用できる商品を選ぶように心がける
- 資源ごみとして活用できるものは、適正に分別し、排出する
- 清掃活動や環境に関するイベントなどに参加・協力する



##### ② 市民組織の取組

取組のポイント：環境に関する活動の輪を市民や事業者等を広げる

(取組例)

- 里地・里山の保全やビオトープの整備など、水辺や緑と親しみふれあう活動に取り組む
- 地域や歴史的文化的遺産の清掃活動などに取り組む。
- 組織活動に役立てるため環境活動を調査するなど、環境に関する情報の把握に努める
- 環境に関する学習会やイベント、出前講座などを開催し、環境に関する啓発を進める

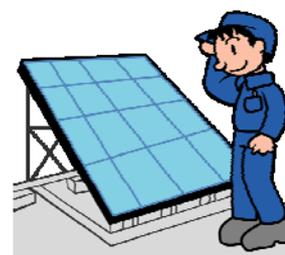


##### ③ 事業者の取組

取組のポイント：製品やサービスの提供を通じて利用者の環境に関する取組を促進するとともに、事業活動に伴う負荷の低減に努める

(取組例)

- 環境に配慮した農業、森林の整備などに努める
- 生産から廃棄までの全過程を通じて環境負荷の少ない製品の開発や製造に努める
- 原材料や産地などの環境情報の表示に努める
- 省エネ機器の普及拡大に努める
- 環境に配慮した商品の購入（グリーン購入）に努める

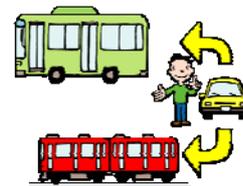


##### ④ 行政の取組

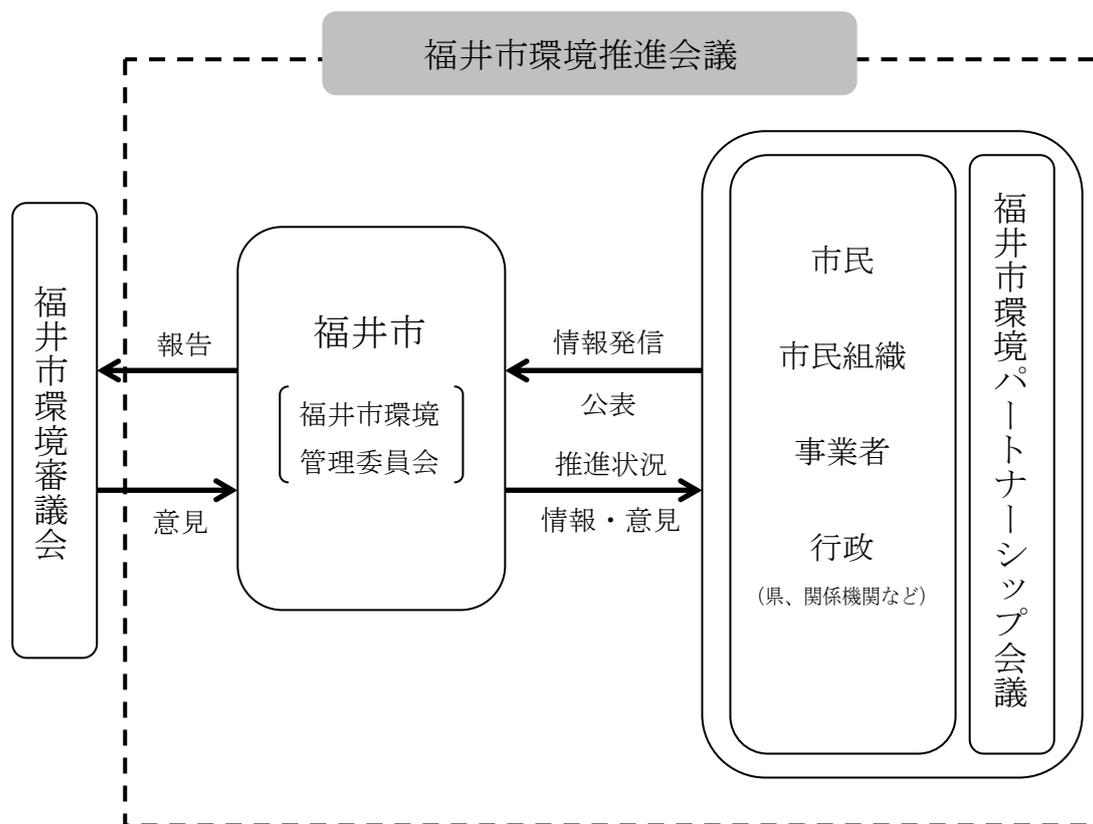
取組のポイント：まちづくりにおいてより良い環境の創造や環境負荷の低減を進める

(取組例)

- 自動車に過度な依存をしないまちづくりを進めるため、公共交通機関の利便性の向上などに取り組む
- 緑地や親水空間などを整備するとともに、それらを活用した自然観察や水生生物の調査、魚の放流など自然や生き物とふれあう活動を促進する
- 大気や河川の状況など環境に関する情報を収集し、市民・市民組織・事業者を提供する
- 各主体と連携・協働して、環境活動に関する新たな仕組づくりに取り組む



(5) 計画の推進



### 福井市環境推進会議

福井市は、緑あふれる山々や、清らかな川、美しい海岸など潤いのある豊かな自然に恵まれています。先人から受け継いだ、このかけがえのない財産を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化といった地球規模の環境問題にも対応するなど、これまでの保全にとどまらず創造を図っていくために「福井市環境推進会議」を設置します。

この会議は、水辺や緑と親しみふれあう自然創造活動の推進、再生可能エネルギーの普及などエネルギーの有効利用、地球温暖化の防止に向けた公共交通への転換及び環境産業の創出も含めた産学官との連携など新たな取組に関する調査や検討を行います。その結果を踏まえ、この会議は、市民・市民組織・事業者・行政がお互いの特性を生かしながら、対等の立場で協力する協働の理念のもと、より良い環境の創造に向けた取組を進めます。

また、より良い環境の創造を促進するため、環境に関する情報収集や提供、地域における活動の育成や支援を行うなど環境ネットワークを構築します。

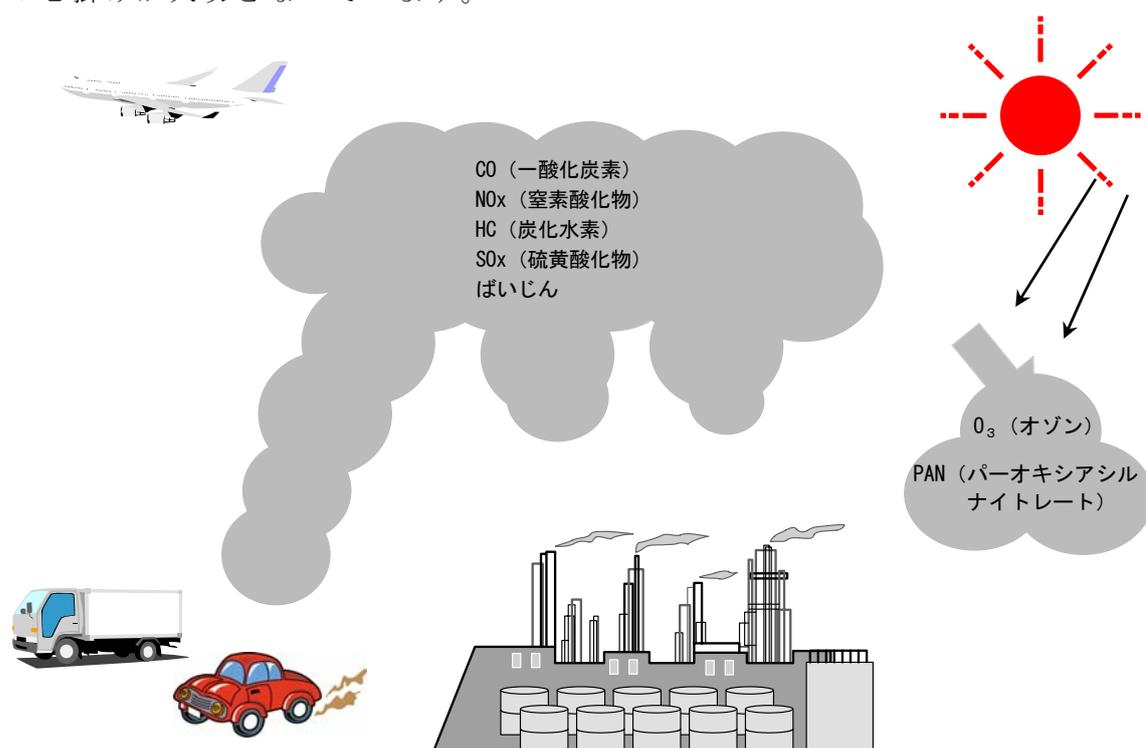
## 1 大気汚染

大気汚染とは、産業活動など人の諸活動に伴っていろいろな有害物質が大気中に排出され、人の生命や健康がそこなわれたり、人の快適な生活が侵害されることをいいます。その主な発生源は、工場、事業場及び自動車からの排出ガスで、汚染物質には、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、一酸化炭素、炭化水素などがあります。このほか、窒素酸化物と炭化水素が共存し、太陽光線（特に紫外線）の作用を受けることにより、光化学反応を起こして二次的に生成される光化学オキシダントがあり、これが光化学スモッグの発生に起因しています。

また、大気環境問題として自動車排ガスなど身近なものから、フロンガスによるオゾン層の破壊、二酸化炭素等による温室効果など地球規模の問題に至るまで、経済社会の進展並びに社会生活の多様化に伴い、様々な問題がとりあげられています。

本市では、環境汚染状況の把握について、昭和 45 年 12 月から自動測定装置による環境測定を開始し、昭和 52 年度にはテレメータシステムによる常時監視体制を充足させ、以後、観測局あるいは測定項目の整備を行ってきました。一方で、大気汚染防止法、県公害防止条例及び市公害防止条例等に基づき、工場や事業場等に対する監視を行っています。

しかし近年では、汚染物資の主要な発生源が工場からその他へと変わってきています。特に二酸化窒素等では車の排気ガスによる排出が 50%を超えており、これを減らすためには私たちが普段から車の使用を控えたり、アイドリングストップを行う等の心掛けが大切となっています。



## (1) 環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15 µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m <sup>3</sup> 以下であること。

### 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

重油等の硫黄分を含む燃料が燃えることによって生じる二酸化硫黄、三酸化硫黄の総称のことです。無色の刺激性の強い気体で、粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎等の呼吸器系疾患の原因となったりします。

### 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粉じんのうち、粒径10 µm以下の粒子状物質のことをいい、工場のばい煙や自動車の排ガス等から発生し、気道や肺に沈着して人体に悪影響を与えるといわれています。

### 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

窒素酸化物はものが燃えると必ず発生します。ものが燃えるときは、その物質の中の窒素だけでなく、空気中の窒素が酸化されることによって窒素酸化物は生成されるからです。窒素酸化物とは、一酸化窒素と二酸化窒素の総称のことです。一酸化窒素は血液中のヘモグロビンを血液毒のメトヘモグロビンに変化させるといわれています。一方で、二酸化窒素は肺深部の細胞に入り込み、呼吸器系炎症を引き起こします。

### オキシダント (O<sub>x</sub>)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い紫外線を受け光化学反応を起こすことによって生成される酸化性物質の総称で、その大部分はオゾンです。オキシダントは目や喉を刺激し、頭痛を起こしたりします。

### 炭化水素 (HC)

炭素と水素から出来ている有機化合物の総称で、塗装、溶剤、石油プラント等から直接大気中に放出されるほか、自動車排ガス等に不完全燃焼物として含まれています。

### 一酸化炭素 (CO)

炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する炭素の酸化物のことです。主に自動車排出ガス中に含まれており、無色無臭のガスですが、血液中のヘモグロビンと強く結合して酸素を運搬する機能を阻害します。

### 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

浮遊粒子状物質のうち、粒径2.5 µm以下の粒子状物質のことをいい、ディーゼルエンジンや工場における燃料の燃焼行為等から発生し、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して総体として人々の健康に一定の影響を与えているといわれています。

(2) 測定体制

① 観測局測定項目

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	風向	風速	オキシダント	炭化水素	一酸化炭素	温度	湿度	塩化水素	自動車台数	
一般局	1	石橋局	市			○	○	○	○								
	2	河合局	市		○	○	○	○	○	○							
	3	順化局	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	4	社局	市	○	○	○	○	○	○	○							
	5	センター局	県		○	○	○	○	○	○							
	6	福井局	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	7	麻生津局	県		○	○	○	○	○	○							
クリーンセンター局	8	岡保局	市	○	○	○	○	○	○							○	
	9	吉野局	市	○	○	○	○	○	○							○	
	10	松岡局	市	○	○	○	○	○	○							○	
自排局	11	月見局	市		○	○	○			○	○	○					○
	12	福井局	県		○	○	○	○	○		○	○					○

※センター・福井・麻生津局・自排福井局は県観測局

② 降下ばいじん測定器（ダストジャー）設置場所

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区分	設置	場所
一般の降下ばいじん	市	順化小学校校舎の屋上
	市	南消防署建物の屋上
道路の影響も含む降下ばいじん	市	自排月見局敷地道路側地上約 2 m

図1-2-1 大気関係観測局位置図

(平成22年4月1日現在)



観測局	市	■	8
	県	□	4
ダストジャー 設置場所	市	▲	3

観測局には、環境大気汚染状況を監視する一般環境大気観測局と、自動車排出ガスによる汚染状況を監視する自動車排出ガス観測局があります。

一般環境大気観測局（河合局）



自動車排出ガス観測局（自排月見局）



### (3) 大気汚染の現況

本市における大気汚染常時監視の項目及び場所は、1-(2)、図1-2-1のとおりですが、測定値の近年の傾向は、おおむね横ばいもしくは減少傾向となっています。

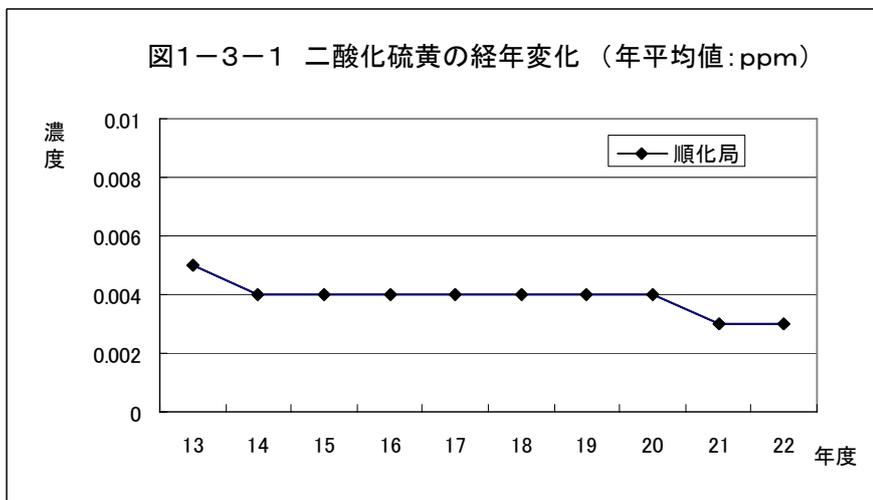
また、本市においては、福井市クリーンセンター（ごみ焼却場）に係る、周辺的环境状況の把握と監視のための測定も行っています。

各観測項目の詳細については以下のとおりです。

#### ① 二酸化硫黄

全局において環境基準を満たしており、濃度の年平均値は平成14年度以降、ほぼ横ばいの傾向が見受けられます。

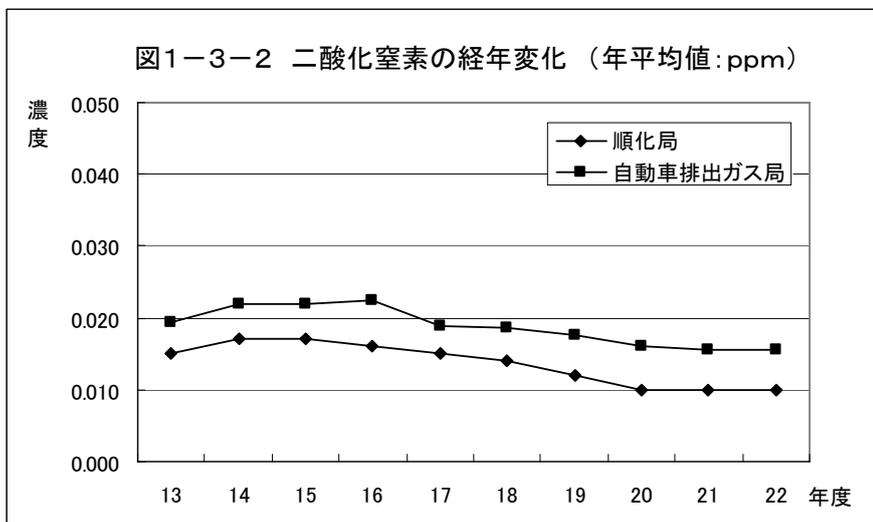
※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。



#### ② 二酸化窒素

自動車排出ガス測定局での濃度は、一般局より高く推移していますが、全局において環境基準を満たしています。年平均値は例年とほぼ同じでした。

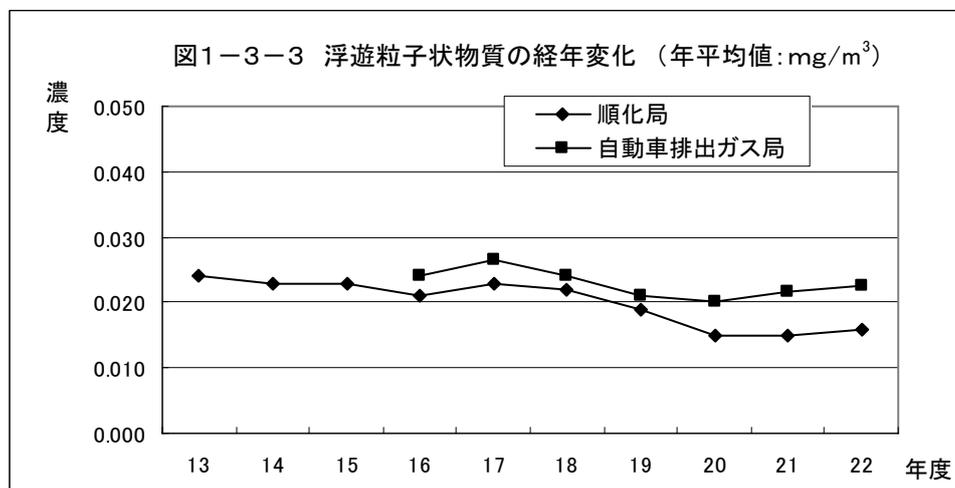
※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下から0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。



### ③ 浮遊粒子状物質

年平均値は例年とほぼ同じでした。平成22年11月には黄砂の影響のため、一部の局において環境基準を満たさない日がありました。

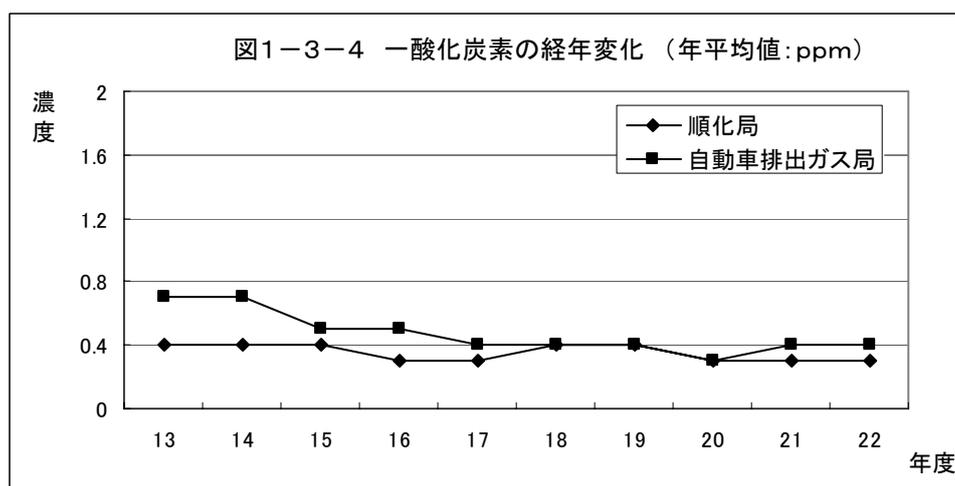
※環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。



### ④ 一酸化炭素

全局において環境基準を満たしており、ここ数年の年平均値はほぼ横ばいの傾向にあります。また、大気汚染防止法の規定に基づく自動車排出ガスによる大気の汚染の限度（月間平均値  $10\text{ppm}$ ）も満たしています。

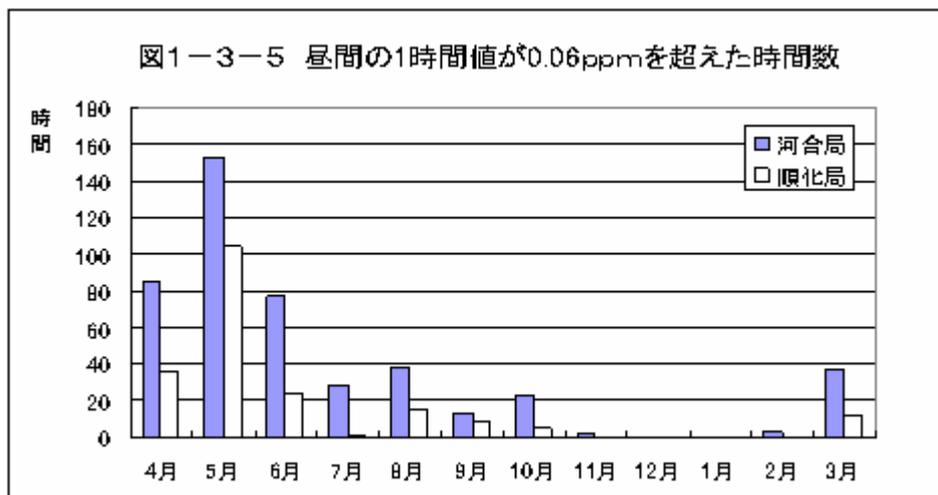
※環境基準：1時間値の1日平均値が $10\text{ppm}$ 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が $20\text{ppm}$ 以下であること。



### ⑤ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、春から夏にかけて環境基準を満足しない時間が多くありました。中心部ではオキシダント濃度が低く、逆に郊外で高くなるドーナツ化現象が見られます。

※環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。（日中の大気汚染現象であることから、測定値の評価については、昼間の時間帯のみを対象としています。）



### (4) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取された場合に人の健康を損なうおそれがある物質で、大気汚染原因となるもののことをいいます。該当する可能性のある物質として234種類、そのうち優先的に対策を取り組むべき物質（優先取組物質）として22物質が指定されています。

この中で、環境基準値が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質の他、指針値が定められているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、1,3-ブタジエンを加えた11物質について市内3地点で測定を行いました。結果はすべての地点で環境基準値または指針値を満たしていました。

#### 測定結果一覧(平均値)

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、 $^*\text{n g Hg}/\text{m}^3$ 、 $^*\text{n g Ni}/\text{m}^3$ )

測定項目	測定月	一般環境	固定発生源周辺	沿道環境	基準値等
		社局	石橋局	自排月見局	
ベンゼン	6, 9, 12	0.83	0.62	1.2	環境基準 3 以下
トリクロロエチレン	6, 9, 12	0.43	0.11	—	環境基準 200 以下
テトラクロロエチレン	6, 9, 12	0.27	0.12	—	環境基準 200 以下
ジクロロメタン	6, 9, 12	1.5	5.8	—	環境基準 150 以下
アクリロニトリル	9	—	0.018	—	指針値 2 以下
塩化ビニルモノマー	6, 9	0.14(6月)	0.0035(9月)	—	指針値 10 以下
クロロホルム	9	—	0.085	—	指針値 18 以下
1,2-ジクロロエタン	9	—	0.056	—	指針値 1.6 以下
水銀及びその化合物 $^*\text{1}$	6, 9	2.6(6月)	1.9(9月)	—	指針値 40 以下
ニッケル化合物 $^*\text{2}$	9	—	5.8	—	指針値 25 以下
1,3-ブタジエン	6, 9, 12	—	0.042(9月)	0.17	指針値 2.5 以下

※指針値：環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

## 2 水質汚濁

水質汚濁とは、産業排水や生活排水などに含まれる有害物質等により、河川、海域及び地下水(一般に公共用水域という)が汚染されることをいいます。

公共用水域を保全していくために、公害対策基本法(昭和42年)の主旨に基づき、水質汚濁防止法(昭和45年)が制定されました。その後、環境問題が地球規模化・複雑化していく中、新たな環境政策の基本的枠組みを示す法律として、公害対策基本法を見直し、新たに環境基本法(平成5年11月)が制定されました。

また、維持されることが望ましい目標として公害対策基本法に基づいて設定された環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)については、その内容を継承する形で環境基本法の中で規定しています。

環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があります。前者は、すべての公共用水域に適用され、後者は河川、海域及び湖沼の各利水目的を考慮して、段階的な水域類型が設定され、それに応じた基準値が定められています。

また、平成5年3月に要監視項目が、平成15年11月には水生生物保全水質環境基準が設定されました。

本市においても、水質汚濁防止法をはじめ、福井市公害防止条例、福井県公害防止条例および関係法令に基づき公共用水域の水質汚濁の状況を監視するとともに、工場排水の調査などを実施しています。また、生活排水による汚染については、下水道の整備がより重要であります。同時に私たち一人一人に、川や海、また広い意味での環境を汚さないためのマナーを身につけることが求められています。

### ・ pH (水素イオン濃度指数)

水質の酸性またはアルカリ性の程度を示す指数です。pH 7が中性で、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性であることを意味します。自然水のpHはほぼ6.5~8.5の範囲にあります。

### ・ 生物化学的酸素要求量 (BOD)

河川・湖沼・海の汚濁の中心となるのは人間の活動によって排出された有機物ですが、水の中にはいろいろな種類の有機物があります。これらの有機物の量をまとめて表すために河川水に適用される指標です。微生物が水中の有機物を分解するときには、酸素を消費しますが、この酸素の量で有機物の量を表します。つまり、有機物が多いほど、微生物が消費する酸素の量が大きくなります。この数値が大きいほど、水中には有機物が多く、汚染が進んでいることを意味します。

### ・ 化学的酸素要求量 (COD)

BODと同じように、有機物の量をまとめて表すために使われる指標です。水中の有機物を分解するのにBODでは微生物を利用しましたが、CODでは酸化剤で化学的に分解させ、そのときに消費された酸素の量で有機物の量を表します。つまり、有機物が多いほど、有機物を分解するために必要な薬品の量が多くなります。この数値が大きいほど、水中には有機物が多く、汚染が進んでいることを意味します。CODは、海域、湖沼に限って適用されます。

### ・ 浮遊物質 (SS)

水中に浮遊している水に溶けない物質で、地表から流出した粘土や、有機物、プランクトン、その他の微生物あるいはその残骸、各種産業廃棄物や排水中の不溶性物質等からなり、水の濁りの原因となります。

### ・ 溶存酸素 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素の量を表したものです。汚染度の高い水では消費される酸素の量が多いため溶存する酸素は少なくなり、きれいな水ほど溶存酸素の量は多くなります。

(1) 環境基準 (公共用水域)

① 人の健康の保護に関する環境基準

(平成22年4月1日現在)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム (注1)	0.01mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

(注1) カドミウムの環境基準は、平成23年10月27日に「0.003mg/L以下」に改正された。

(別表) 要監視項目及び指針値

	項目	指針値		項目	指針値
1	クロロホルム	0.06mg/L以下	14	クロルニトロフェン(CNP)	-(注1)
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	15	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L以下
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	16	E P N	0.006mg/L以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	17	トルエン	0.6mg/L以下
5	イソキサチオン	0.008mg/L以下	18	キシレン	0.4mg/L以下
6	ダイアジノン	0.005mg/L以下	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
7	フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L以下	20	ニッケル	-(注2)
8	イソプロチオラン	0.04mg/L以下	21	モリブデン	0.07mg/L以下
9	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下	22	アンチモン	0.02mg/L以下
10	プロピザミド	0.008mg/L以下	23	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
11	オキシシン銅(有機銅)	0.04mg/L以下	24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
12	ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L以下	25	全マンガン	0.2mg/L以下
13	フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下	26	ウラン	0.002mg/L以下

※ 要監視項目は、現時点では直ちに環境基準とはしないが、継続して監視測定を行い、その推移を把握していくこととされた物質。

(注1) 胆のうがんと因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

## ② 生活環境の保全に関する環境基準

### ア 河川

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					参 考
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	九頭竜川(中流) 足羽川(上流) 荒川(上流) 天王川
B	水道3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	九頭竜川(下流) 日野川(下流) 足羽川(下流) 荒川(下流) 底喰川(上流)
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	底喰川(下流) 狐川(下流)
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—	

- 備考 1. 基準値は、日間平均値とする  
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする  
 (湖沼もこれに準ずる)

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並び水産2級並び水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等含む）において不快感を生じない限度

### イ 海域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					参 考
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL以下	検出され ないこと	福井市地先海域
B	水産2級 工業用水	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

- 備考 1. 基準値は、日間平均値とする  
 (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産物用及び水産2級水産生物用  
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等含む）において不快感を生じない限度

③ 水生生物保全水質環境基準

項目	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
全亜鉛	河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
		生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
		生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
	海域	生物A	水生生物の生育する水域	0.02mg/L以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下

(※) 基準値は年間平均値とする

(別表) 要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下
	海域	生物A	2mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
		生物B	1mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下
	海域	生物A	0.3mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下

(2) 公共用水域調査地点

番号	河川名	調査地点	調査機関	番号	河川名	調査地点	調査機関	番号	海域名	調査地点	調査機関
1	九頭竜川	中角橋	◎	13	天王川	末端	○	25	石橋地先		○
2	〃	高屋橋	◎	14	馬渡川	馬渡北橋	○	26	浜住地先		○
3	〃	布施田橋	◎	15	〃	黒丸新橋	○	27	亀島地先		○
4	日野川	清水山橋	○	16	八ヶ川	高江橋	○	28	菅生地先		○
5	〃	日光橋	◎	17	江端川	江守橋	○	29	三本木川地先		○
6	〃	明治橋	◎	18	朝六川	大島新橋	○	30	一光川地先		○
7	足羽川	美山橋	○	19	七瀬川	御鷹橋	○	31	大味川地先		○
8	〃	天神橋	○	20	未更毛川	やすだ橋	○				
9	〃	水越橋	○	21	底喰川	護国橋	○				
10	荒川	東今泉橋	○	22	〃	西野橋	○				
11	〃	水門	○	23	芳野川	古市ふれあい橋	○				
12	狐川	狐橋	○	24	志津川	水門	○				

(注)調査機関 ◎…国土交通省 ○…福井市

図2-2-1 公共用水域水質調査地点



(3) 水質汚濁の現況

福井市内の公共用水域における「人の健康の保護に関する環境基準」は、すべての調査地点で基準を満たしていました。

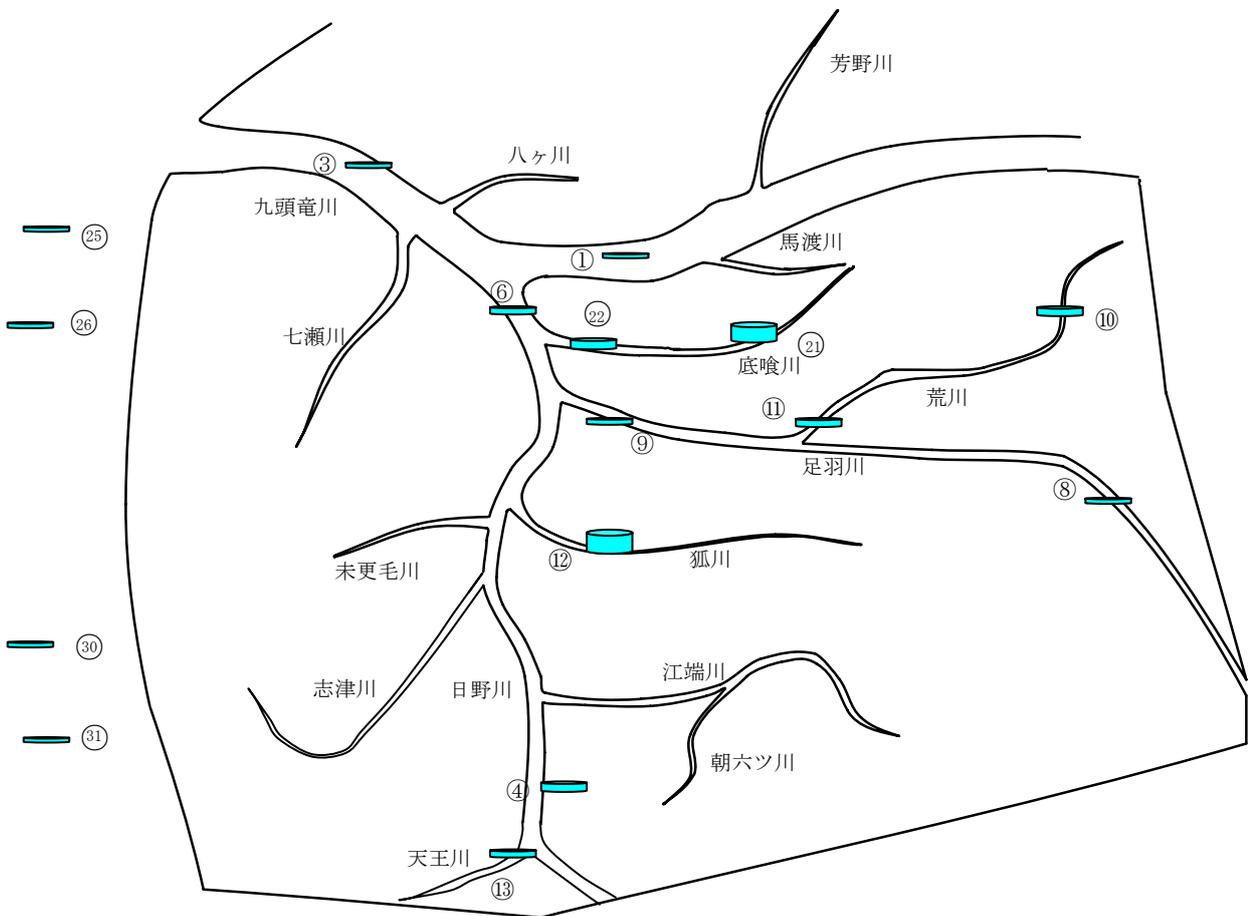
また、BODやCODなど、「生活環境の保全に関する環境基準」は、類型指定された7河川(九頭竜川、日野川、足羽川、荒川、狐川、底喰川、天王川)について、ほぼ基準を満たしていました。

表・図 2-3-1 市内環境基準点の水質状況(BOD・COD 75%値) (単位: mg/L)

番号	河川名	調査地点	類型	BOD	番号	河川名	調査地点	類型	BOD
1	九頭竜川	中角橋	A	0.8	12	狐川	狐橋	D	3.3
3	〃	布施田橋	B	1.1	13	天王川	末端	A	1.0
4	日野川	清水山橋	B	1.6	21	底喰川	護国橋	B	1.9
6	〃	明治橋	B	1.3	22	〃	西野橋	D	1.6
8	足羽川	天神橋	A	0.6	25	石橋地先	沖合500m	A	(1.0)
9	〃	水越橋	B	0.9	26	浜住地先	沖合500m	A	(0.9)
10	荒川	東今泉橋	A	1.2	30	一光川地先	沖合500m	A	(1.0)
11	〃	水門	B	1.2	31	大味川地先	沖合500m	A	(0.9)

(注) 河川はBOD、海域はCOD (カッコ内)

75%値とは、n個の測定値を水質の良いものから並べたとき、 $0.75 \times n$  番目にくる数値のことをいう。



### 3 騒音・振動

特定工場・特定建設作業及び交通機関等から発生する音のうち、生活環境を損なうおそれのあるものは騒音として規制されています。また、公害として問題にされる振動とは、特定工場・特定建設作業・各種交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させ、物的被害を与えたり、あるいは、私たちの日常生活に影響を与えることにより問題にされる振動をいいます。

これらの騒音・振動の防止には、法律や条例で基準が設けられており、これに基づき規制や指導を行っています。また、法規制になじまない日常生活にともなう近隣騒音による苦情も多く、これらについては、私たちの日頃の心掛けが大切です。

#### ■ 騒音の大きさの例〔単位はdB(A)〕

120	飛行機のエンジンの近く	
110	自動車の警笛（前方2m）	
100	電車が通るときのガード下	
90	騒々しい工場の中	
80	地下鉄の車内	
70	騒々しい事務所の中	
60	普通の会話	
50	静かな事務所	
40	市内の深夜・図書館	
30	郊外の深夜	
20	木の葉のふれあう音	

#### ■ 振動による影響〔単位はdB〕

90	人体に生理的影響が生じ始める	震度4
80	深い睡眠にも影響がある	震度3
70	浅い睡眠に影響が出始める	震度2
60	振動を感じ始める	震度1
50	ほとんど睡眠影響はない	震度0
40	常時微動	

#### ・ 騒音レベル

騒音計で測定した音の強さを、人の聴感に補正した騒音の大きさのことです。単位はデシベル（dB）を用いますが、人の聴覚の周波数特性を模した回路Aで測定するので、dB（A）というように表記します。

#### ・ 等価騒音レベル

騒音が大きく変動するような場合には、どのように平均をとり、評価するかが問題となりますが、そのような騒音を評価する方法の一つです。「変動する騒音」を一旦、エネルギーの大きさに変換した後、そのエネルギーと同じ大きさを持つ「変動しない騒音」に変換し直し、その騒音レベルで示します。

#### ・ 振動レベル

振動加速度レベルに、振動感覚の周波数特性に基づく補正を加えた振動加速度のことです。単位にはデシベル（dB）を用います。

(1) 騒音及び振動に係る環境基準等

① 騒音に係る環境基準

ア 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

（単位：dB、等価騒音レベル）

時間の区分 地域の類型	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
AA	50以下	40以下
A	55以下	45以下
B	55以下	45以下
C	60以下	50以下

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：第1種、第2種低層住居専用地域及び第1種、第2種中高層住居専用地域

B：第1種、第2種住居地域及び準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

イ 道路に面する地域の環境基準

（単位：dB、等価騒音レベル）

時間の区分 地域の区分	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

A：第1種、第2種低層住居専用地域及び第1種、第2種中高層住居専用地域

B：第1種、第2種住居地域及び準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

<道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例>

（単位：dB、等価騒音レベル）

昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
70以下	65以下

(注) 1 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下）によることができる。

2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市道をいう。

3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあつては15m、2車線を越える道路にあつては20mまでをいう。

② 自動車騒音の限度値

(単位：dB、等価騒音レベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0	6 5
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0

a 区域：第 1 種、第 2 種低層住居専用地域及び第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種、第 2 種住居地域及び準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

③ 特定工場に係る騒音の規制基準

(単位：dB(A))

	朝 (AM6~AM8)	昼間 (AM8~PM7)	夕 (PM7~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
第 1 種区域	4 5	5 0	4 0	4 0
第 2 種区域	5 0	6 0	5 0	4 5
第 3 種区域	6 0	6 5	6 0	5 5
第 4 種区域	6 5	7 0	6 5	6 0

第 1 種区域：第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種及び第 2 種住居地域、準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：工業地域

④ 道路交通振動の限度値

(単位：dB)

区 域	用 途 地 域	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
第 1 種	第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域 第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種及び第 2 種住居地域 準 住 居 地 域	6 5	6 0
第 2 種	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	7 0	6 5

⑤ 特定工場に係る振動の規制基準

(単位：dB)

区 域	用 途 地 域	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
第 1 種	第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域 第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種及び第 2 種住居地域 準 住 居 地 域	6 0	5 5
第 2 種	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	6 5	6 0

(2) 騒音及び振動の現況

① 一般地域の環境騒音調査

平成22年度、一般地域において、3地点で環境騒音調査を実施しました。その結果、すべての地点で環境基準を満たしていました。

表 3-2-1 一般地域の環境騒音調査の結果

地域の類型	環境基準 (dB)		騒音測定結果 (dB)
	昼間	夜間	
A (2地点)	昼間	55	38~42
	夜間	45	34~36
B (1地点)	昼間	55	40
	夜間	45	37
C (-)	昼間	60	-
	夜間	50	-
類型なし (-)	昼間	-	-
	夜間	-	-

(注) 地域の類型は、「騒音に係る環境基準」に定める地域の類型を指す。

② 道路に面する地域の騒音調査

平成22年度、道路に面する地域において11地点で騒音測定を行いました。この測定結果等をもとに、市内の主要幹線道路9路線で環境基準の達成状況の評価を行った結果、一部の路線で環境基準が達成されていない箇所があるものの、ほぼ環境基準を満たしていました。

表 3-2-2 道路に面する地域の騒音調査の結果

騒音測定結果 (dB)		評価対象 住居等数	昼間・夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼間・夜間とも 基準値超過
昼	59~73		4,702戸	4,514戸	126戸	2戸
夜	53~72	96.0%		2.7%	0.0%	1.3%

### ③ 要請限度自動車交通騒音調査

平成22年度、幹線道路（一般国道8号）に面した地域で、要請限度の評価のための騒音測定を1地点で行いました。その結果、自動車による騒音レベルが騒音規制法に定める要請限度値を僅かに超過したものの、道路周辺の生活環境が著しく損なわれているとは認められませんでした。

表 3-2-3 要請限度自動車交通騒音調査の結果

区域の区分	自動車騒音の要請限度値 (dB)		平均騒音レベル (dB)
(特例)	昼間	75	73
	夜間	70	71

(注) 区域の区分とは、環境省令（平成12年総理府令第15号）で定める要請限度の区域区分を指す。なお、「(特例)」については、同省令中「幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例」で定められた区域である。

### ④ 要請限度道路交通振動調査

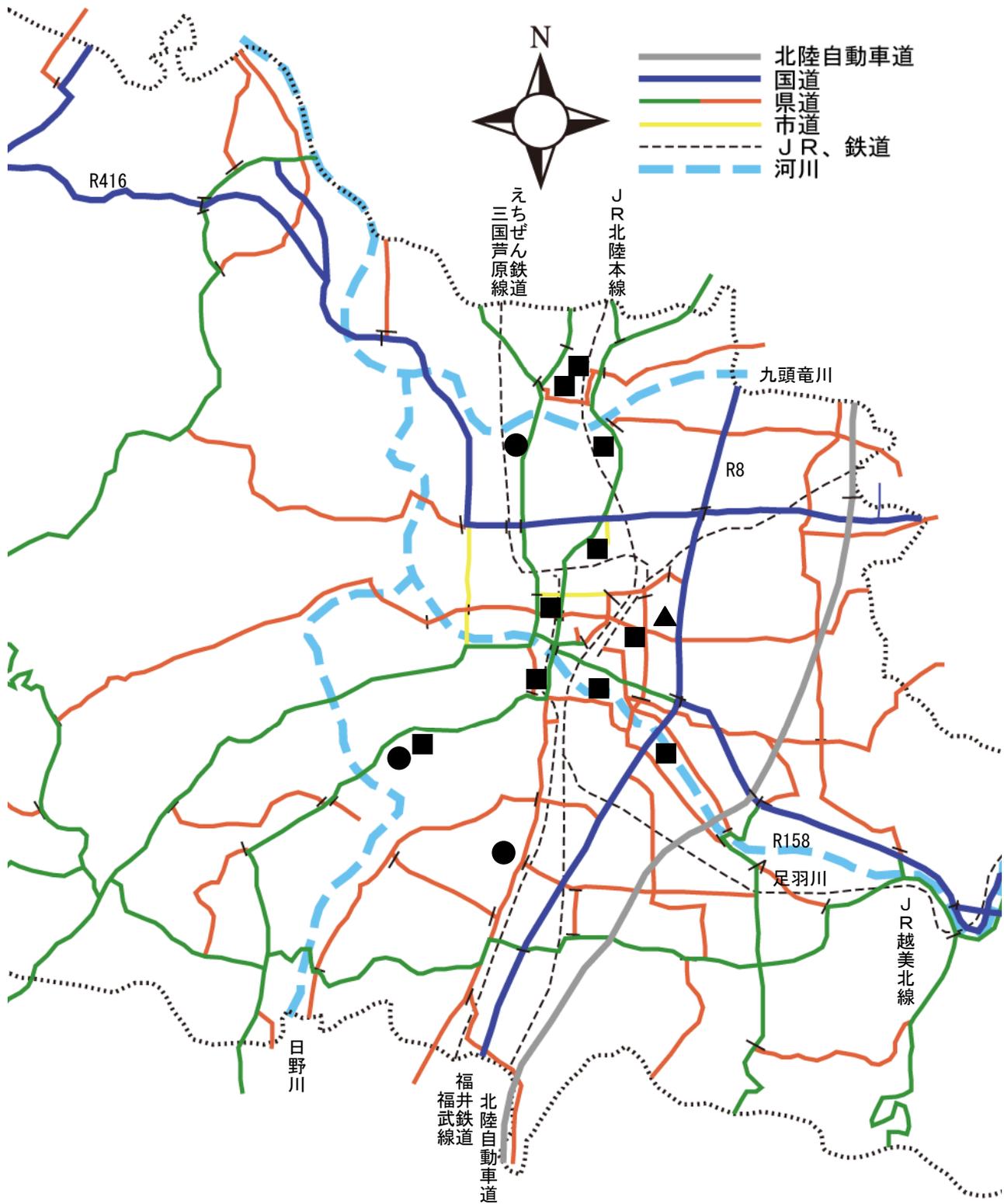
平成22年度、幹線道路（一般国道8号）に面した地域で、要請限度の評価のための振動測定を1地点で行いました。その結果、道路交通による振動レベルが振動規制法に定める要請限度値を超過しなかったため、道路周辺の生活環境が著しく損なわれているとは認められませんでした。

表 3-2-4 要請限度道路交通振動調査の結果

区域の区分	道路交通振動の要請限度値 (dB)		平均振動レベル (dB)
第2種区域	昼間	70	50
	夜間	65	50

(注) 区域の区分とは、環境省令（昭和51年総理府令第58号）で定める要請限度の区域区分を指す。

図 3-2-5 平成22年度 騒音・振動測定地点



- : 一般地域環境騒音測定地点
- ▲ : 要請限度自動車交通騒音・道路交通振動測定地点  
(道路に面する地域の自動車交通騒音測定地点)
- : 道路に面する地域の自動車交通騒音測定地点

## 4 悪臭

悪臭は、事業活動等によって発生する不快なおいによって生活環境が損なわれることによっておこる公害です。

本市では工場や事業場に対する規制として、悪臭防止法、福井県公害防止条例または福井市公害防止条例に基づく「臭気指数規制」を行っています。

### (1) 臭気指数について

臭気指数とは、人間の嗅覚（きゅうかく）によってにおいの程度を数値化したものです。においの原因となる物質は 40 万種類以上あるといわれており、また、物質同士が混ざり合うことによる相加・相乗効果が起こる場合もあるため、機器測定では実際に感じている通りのにおいを測ることはできません。臭気指数は、鼻で感じるにおいの程度を基にしてにおいの強弱を評価するため、実際の被害感覚に即した規制を行うことができます。

#### <臭気指数の算出方法>

においの付いた大気や水を、においが感じられなくなるまで無臭の空気（水の場合は無臭の水）で薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）から計算されます。このにおいの判定試験は、臭気判定士の管理のもと、予め嗅覚が正常と判断された嗅覚試験者（パネル）によって行われます。

**算出式** 臭気指数 =  $10 \times \text{Log}$ （臭気濃度）

※においの質にもよりますが、臭気指数 10 はだいたい何のにおいかわかるくらいの弱いにおい。20 は楽に感知できるくらいのにおいです。



試料採取の風景



判定試験の風景

(2) 規制基準

① 悪臭防止法に係る規制基準

規制地域	規制基準			
	都市計画法の規定による 用途地域の区分	敷地境界線	気体排出口	排水水
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	12	悪臭防止法施行規則第6条の2 で定められた方法により算出 される値	28
第2種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域			
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	15		31
第4種区域	工業地域	18		34

※規制対象となるのは全ての工場または事業場です。

② 福井県公害防止条例または福井市公害防止条例に係る規制基準

規制地域	福井県公害防止条例		福井市公害防止条例
	都市計画法の規定による 用途地域の区分	敷地境界線	敷地境界線
第5種区域	工業専用地域	18	18
その他の区域	第1～5種区域以外の地域	18	15

※規制対象となるのは福井県公害防止条例または福井市公害防止条例の規定の適用を受ける工場または事業場です。なお、福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場または事業場については、福井市公害防止条例の規制基準は適用されません。

(3) 悪臭の現況

平成22年度、市内一般地域3地点において大気環境中の悪臭の状況を把握するため、臭気指数の測定を行いました。いずれの地点も特に問題はありませんでした。

用途地域の区分	臭気指数
第一種低層住居専用地域	10未満
第一種中高層住居専用地域	10未満
第一種住居地域	10未満

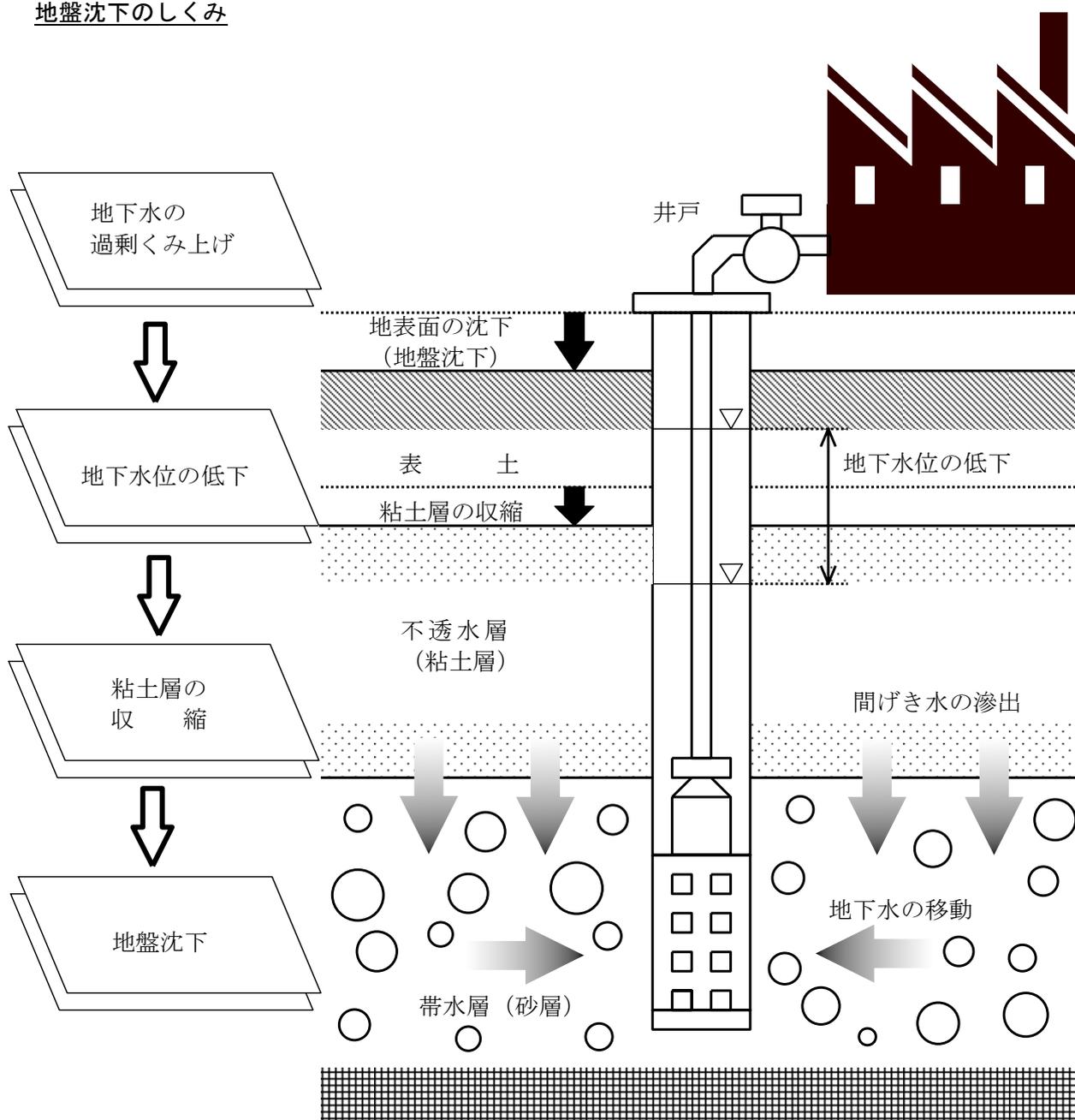
## 5 地盤沈下

地盤沈下とは、大量の地下水を汲み上げることにより、帯水層の水圧が下がり、これによって粘土層中の水がしぼり出され、粘土層が収縮することにより起こるとされています。一度収縮すると、元に戻ることはほとんどないといわれています。

地盤沈下が進行すると、建物や井戸の抜け上がり・ガス管・水道管・橋や護岸等の破損や、低地部での排水障害が起こりやすくなります。

市内で使用されている地下水の内訳は、工業用、水道用が大部分を占めています。しかし、最近は雪を消すために地下水を利用することも多くなってきており、地盤沈下を引き起こさないように、地下水の合理的な使用や節水が求められています。

### 地盤沈下のしくみ



(1) 観測体制

観測所

(平成22年4月1日現在)

観測所名(観測開始日)	所在地	井戸深度 (m)	ストレーナー位置 (m)	観測項目		施工主体
				地盤沈下	地下水位	
1 木田観測所 (昭51. 4. 28)	木田1丁目1360 (明倫中学校校庭)	28	26.5 ~ 28.0	○	○	県
		130	50.5 ~ 57.5	○	○	市
			61.0 ~ 66.5 75.5 ~ 81.0			
2 下荒井観測所 (昭51. 4. 28)	下荒井町 (八幡神社境内)	51	49.0 ~ 51.0	○	○	県
3 春山観測所 (昭59. 4. 1)	文京3丁目13-1 (春山小学校校庭)	43	38.5 ~ 42.5	○	○	市
		150	70.0 ~ 75.5	○	○	
			83.0 ~ 88.5 128.0 ~ 133.5			
4 湊観測所 (平元. 7. 1・水位) (平 4. 4. 1・沈下)	学園1丁目4-8 (湊小学校校庭)	204	72.0 ~ 79.5 88.5 ~ 90.5 96.5 ~ 99.5 132.5 ~ 138.0	○	○	市

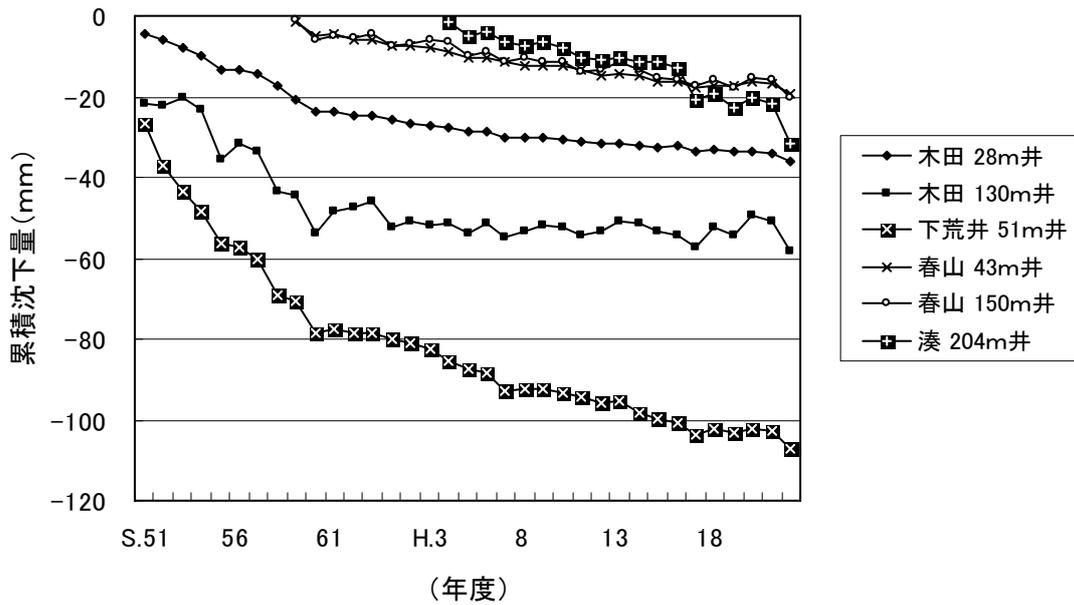
図5-1-1 地盤沈下観測所位置図 (平成22年4月1日現在)



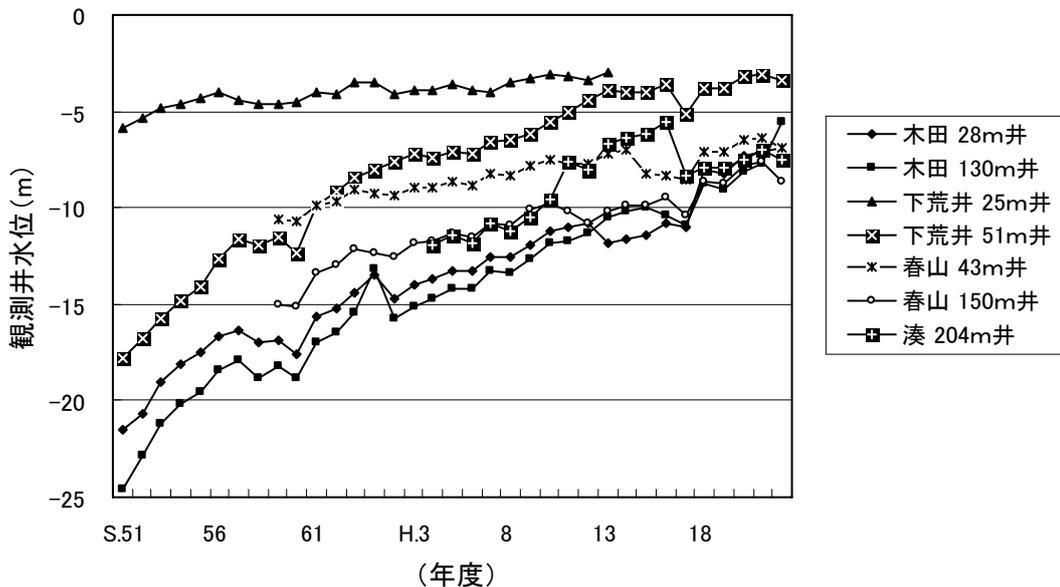
(2) 各観測所における観測結果

昭和60年頃まで顕著な地盤沈下の傾向が見られましたが、平成に入り、その傾向は総じて沈静化しております。これは、地下水利用抑制等に伴う工場の地下水使用量低下などによって、地下水位が回復してきていることが要因と考えられます。しかし、平成22年度は降雪量が多く、消雪目的の地下水利用が増加し、沈下傾向が見られました。

地盤沈下  
(経年変化)

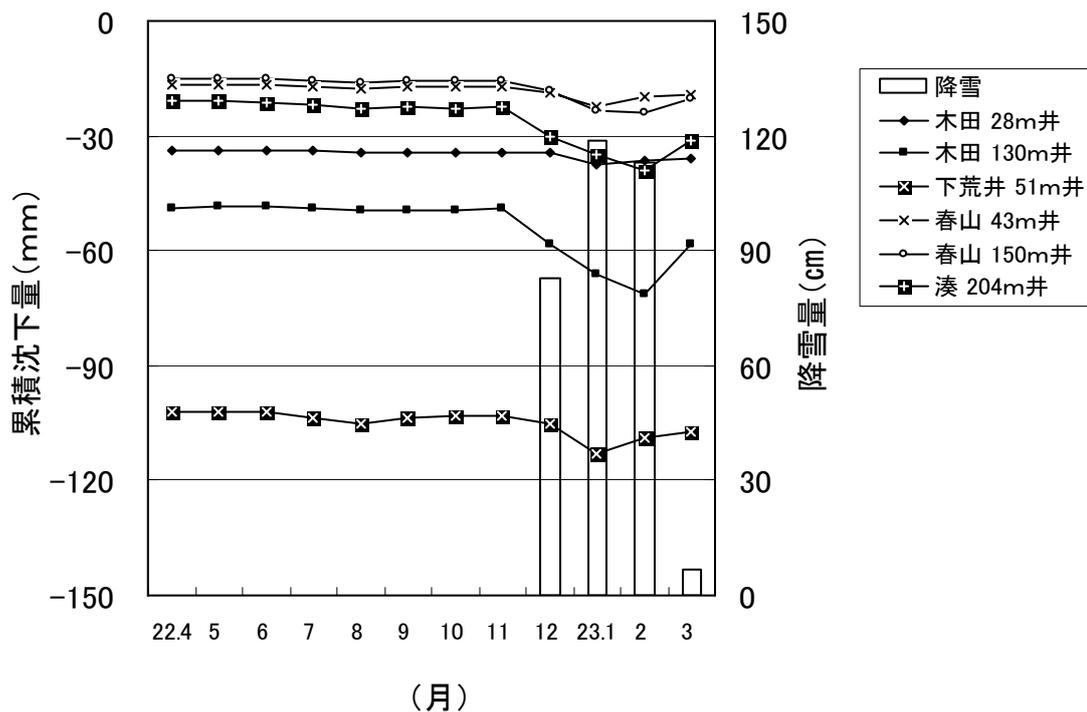


地下水  
(経年変化)

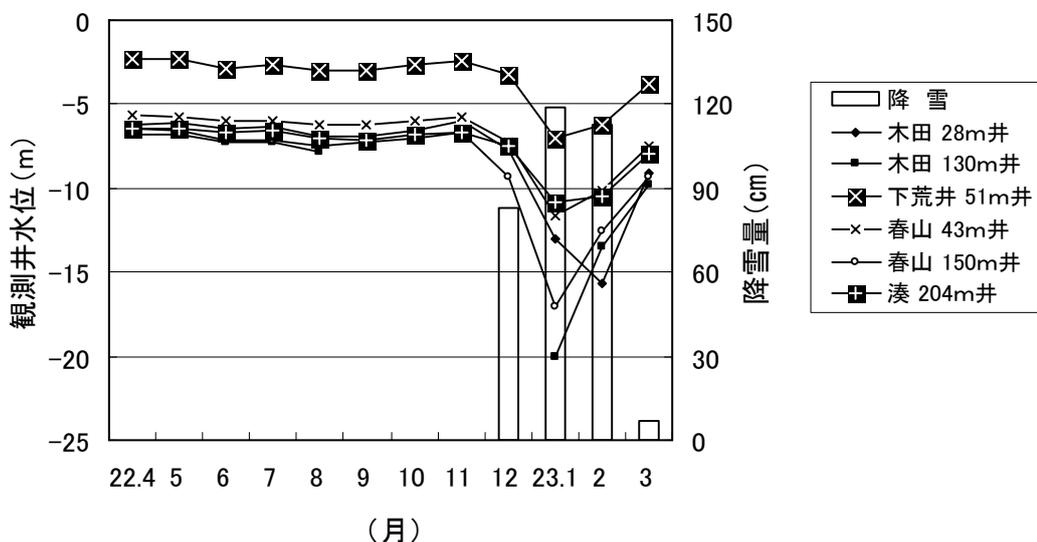


年間の変動では、12月から1月の期間、消雪目的の地下水利用によって地下水位が低下し、それに伴い地盤が沈下する傾向が見られます。また、2月から3月の期間、地下水位の回復とともに、地盤高が緩やかに回復する傾向が見られます。

### 地盤沈下 (月別変化)



### 地下水 (月別変化)

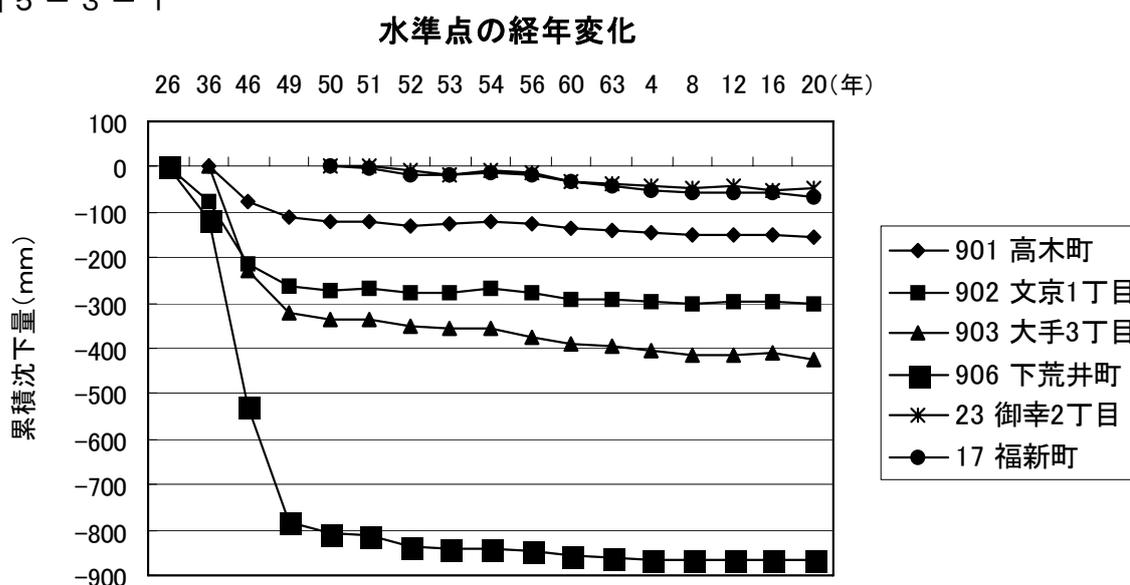


### (3) 水準測量による地盤変動の現況

水準測量による地盤変動の観測は国土地理院が実施していますが、基準地点以外の変動を把握できないため、福井平野全体にわたる広い範囲の地盤変動を把握することを目的として、昭和50年度に福井県が更に細かく水準点を設置しました。その後、本市も水準点を設置し、国、県の実施に合わせて4年に1度、水準測量を実施しています。

平成20年度には、市内86地点で、基準日を平成20年10月1日、旧基準日を平成16年10月1日として4年間の変動量が測定されました。市内の最大沈下量は社南小学校(No. 18)の29mmでした。調査開始からの最大累積沈下量は、下荒井(No. 906)の865mmですが、昭和63年度の測定以降、年間3mm以上の沈下は見られず、沈静化しています。また、平成4年度以降の測定では、ほとんどの地点において年間5mm未満の沈下量であり、市内の地盤沈下は総じて沈静化しているといえます。

図5-3-1



(注) グラフの凡例数字は、水準点番号

水準点の高さは水準測量によって求めます。

水準測量は、2 地点に標尺を立て、その中間に水準儀を水平に置いて、2 つの標尺の目盛を読み、その差から高低差を求めます。

この測量を繰り返して、水準点間の高さの測量を行います。



水準測量観測

## 6 土壌汚染

土壌汚染とは、人の活動にともなって排出された有害な物質が土に蓄積されている状態をいいます。土壌はいったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があります。土壌汚染による影響としては、人の健康への影響や、農作物や植物の生育阻害、生態系への影響が考えられます。特に人への影響については、汚染された土壌に直接接触したり口にしたりの直接摂取によるリスクと、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどの間接的なリスクが考えられます。

そこで、平成3年に人の健康保護と生活環境保全のために維持することが望ましい基準（環境基準）が定められました。これは、汚染された土壌から地下水等への溶出の観点、農作物（米）に対する影響及び農作物（米）に蓄積して人の健康に対する影響の観点から計27項目について基準が設定されています。

また、平成14年5月29日に土壌汚染対策法が公布され、平成15年2月15日より施行されました。この法律は、土壌汚染の状況を把握して、人の健康被害を防止するために対策を実行することを目的としています。

なお、平成23年3月31日現在、法第3条に定める土壌汚染状況調査結果の報告が9件ありました。このうち、法第11条に定める形質変更時要届出区域として、1件指定を行っています。

### (1) 環境基準

(平成22年4月1日現在)

項目	環境上の基準	項目	環境上の基準
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満※であること	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下
		四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下
		1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下
有機燐	検液中に検出されないこと	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下
		テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
		1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
		チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
PCB	検液中に検出されないこと	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
		ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
		ほう素	検液 1L につき 1.0mg 以下

※平成22年6月16日に米 1kg につき 0.4mg 未満に改正された。

(2) 土壤汚染対策法に定める対象物質（特定有害物質）とその基準（指定基準）

特定有害物質 (法第2条第1項)		土壤汚染対策法の指定基準（法第6条第1項）	
		〈直接摂取によるリスク〉	〈地下水等の摂取によるリスク〉
		土壤含有量基準	土壤溶出量基準
揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	四塩化炭素	—	検液 1L につき 0.002mg 以下
	1,2-ジクロロエタン	—	検液 1L につき 0.004mg 以下
	1,1-ジクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.02mg 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.04mg 以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	検液 1L につき 0.002mg 以下
	ジクロロメタン	—	検液 1L につき 0.02mg 以下
	テトラクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	検液 1L につき 1mg 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	検液 1L につき 0.006mg 以下
	トリクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.03mg 以下
	ベンゼン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下
重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	六価クロム化合物	土壤 1kg につき 250mg 以下	検液 1L につき 0.05mg 以下
	シアン化合物	土壤 1kg につき 遊離シアン 50mg 以下	検液に検出されないこと
	水銀及びその化合物	土壤 1kg につき 15mg 以下	検液 1L につき 0.0005mg 以下
	うちアルキル水銀		検液に検出されないこと
	セレン及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	鉛及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	砒素及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	ふっ素及びその化合物	土壤 1kg につき 4000mg 以下	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素及びその化合物	土壤 1kg につき 4000mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下	
農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン	—	検液 1L につき 0.003mg 以下
	チウラム	—	検液 1L につき 0.006mg 以下
	チオベンカルブ	—	検液 1L につき 0.02mg 以下
	P C B	—	検液に検出されないこと
	有機りん化合物	—	検液に検出されないこと

(3) 土壤汚染の現況

平成22年度、福井市内の一般地域における土壤環境調査を10地点で実施しました。その結果、土壤環境基準を超過している地点はありませんでした。

## 7 その他の化学物質

### (1) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称です。ダイオキシン類は毒性の強い物質として知られていますが、それには多くの種類があり、種類によって毒性が異なります。全体のダイオキシン類の毒性評価は、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2,3,7,8-TeCDD）の毒性を1として異性体を係数で換算し、毒性等量（TEQ）として表示されます。

ダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼すると生成され、その主な発生源は廃棄物焼却施設であり、塩化ビニールの焼却が主な原因といわれています。

環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）は下表のとおりです。

#### ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下
備考	
1	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2	大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

※pgは1兆分の1g

### (2) 外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）とは、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモンの作用に影響を与える外因性の物質として定義されています。

国では平成10年度に環境ホルモンの疑いのある物質として67物質（その後65物質に修正）をリストアップし、環境調査、健康調査、野生生物への影響調査等が行われた。その後も、これまで得られた知見や国際的な取組みを踏まえた調査研究等が推進されています。

(3) その他の化学物質等の現況

① ダイオキシン類

平成 22 年度は、市内 5 地点で大気中のダイオキシン類の調査を行いました。結果は全ての地点で環境基準を満たしていました。

(単位 pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

測定地点	測定結果	環境基準
	大 気	
湊 4 丁目	0.054	0.6 以下
石橋町	0.035	
帆谷町	0.16	
宿布町	0.014	
月見 2 丁目	0.045	

② 外因性内分泌かく乱物質（環境ホルモン）

平成 22 年度は、市内の 4 河川 4 地点の河川水において、環境ホルモンの疑いのある物質のうち、過去の調査で検出した割合の高かった 2 物質の調査を行いました。

(μg/L)

測定物質	測定結果	(H10～H15) 全国調査での 濃度の範囲	用途
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	<0.5 ～ 2.7	N. D～9.9	プラスチックの 可塑剤
4-t-オクチルフェノール	<0.01 ～ 0.47	N. D～13	界面活性剤の原料

## 8 公害苦情

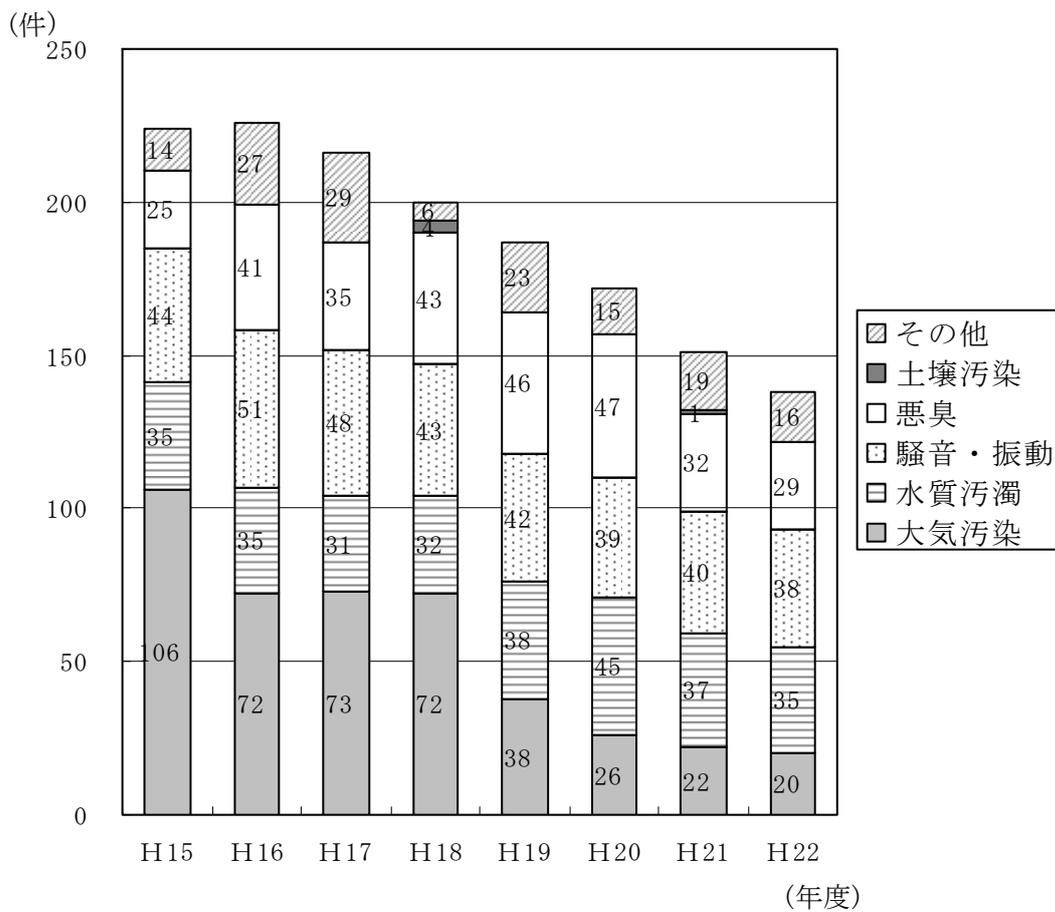
平成22年度に受付した公害苦情件数は138件で、前年度の151件に比べ13件減少しました。

公害の種類別の内訳は、大気汚染20件(14.5%)、水質汚濁35件(25.4%)、騒音・振動38件(27.5%)、悪臭29件(21.0%)となっており、大気汚染や悪臭に関する苦情件数が減少していることが、ここ5年程の公害苦情件数の減少に反映しています。一方、水質汚濁や騒音・振動に関する苦情件数に大きな変化は見られず、結果として大きな割合を占めるようになりました。

地域的には、準工業地域の36件と最も多く、次に第1・2種中高層住居専用地域の30件、市街化調整区域・その他の区域の29件の順となっており、第1種住居地域等を含めた住居地域での苦情件数が昨年度より20件増加しました。

事業系発生源は製造業の22件、建設業の20件とほぼ同じ件数ですが、野外焼却や油の漏洩など家庭生活から起因したものが29件と多いことも特徴的です。

図8-1-1 公害苦情件数の推移



## 1. ごみの収集

### (1) 家庭系ごみ収集

家庭系の一般廃棄物（ごみ）については、粗大ごみ等を除き原則として指定ごみ袋により、分別排出することとしている。

なお、分別については、下表のとおりである。また、平成23年4月から、ライターは、中身を完全に使い切って、燃やせないごみとは別の透明・半透明の袋に入れて出すように変更している。

#### ■ 福井区域

(平成23年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回（一部、週6回）	ステーション方式 ※資源ごみ、特殊ごみ、有害ごみ（スプレー缶を除く）は、資源回収拠点場所へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第1、3又は第2、4の指定曜日）	
資源 ごみ	プラスチック製容器包装	週1回（指定曜日）	
	缶	月2回（指定の水曜日）	
	びん・ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器包装・紙パック		
特殊 ごみ	乾電池	月1回（指定の水曜日）	
有害 ごみ	スプレー缶	月2回（第1、3又は第2、4の指定曜日）	
	蛍光灯	年6回（奇数月又は偶数月の指定水曜日）	
粗大 ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日） ・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ		

#### ■ 美山区域

(平成23年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回（火・金曜日）	ステーション方式 ※資源ごみ、特殊ごみ、有害ごみ（スプレー缶を除く）は、資源回収拠点場所へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第2、4の木曜日）	
資源 ごみ	プラスチック製容器包装	週1回（月曜日）	
	缶	月2回（指定の水曜日）	
	びん	月1回（指定の水曜日） ※1月、2月の収集はなし	
	ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
ダンボール・紙製容器包装・紙パック			
特殊 ごみ	乾電池	月1回（指定の水曜日） ※1月、2月の収集はなし	
有害 ごみ	スプレー缶	月2回（第2、4の木曜日）	
	蛍光灯	年5回（奇数月の第4水曜日） ※1月の収集はなし	
粗大 ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日） ・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ		

## ■ 越廼・清水区域

(平成23年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回(火・金曜日)	ステーション方式 ※資源ごみ、特殊ごみ、 有害ごみ(スプレー 缶を除く)は、資源 回収拠点場所へ持ち 込む方法もある
燃やせないごみ		月2回(第2、4の木曜日)	
資源 ごみ	プラスチック製容器包装	週1回(月曜日)	
	缶	月2回(第1、3の水曜日)	
	びん・ペットボトル	月1回(指定の水曜日)	
	ダンボール・紙製容器包装・紙パック	月1回(第3の水曜日)	
特殊 ごみ	乾電池	月1回(指定の水曜日)	
有害 ごみ	スプレー缶	月2回(第2、4の木曜日)	
	蛍光灯	月1回(第4木曜日)	
粗大 ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付(月～金曜日)	自己搬入、または申し 込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付(第2日曜日)	

### (2) 事業系ごみ収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者の責任のもとに処理(自己処理、自己搬入、委託収集)することが義務づけられていることから、ほとんどの事業系ごみは許可業者によって収集されている。

しかしながら、月に50袋以内(約250kg)の少量排出事業者の便宜を図るため、ごみステーションの管理者(自治会長等)の同意を得たうえで、事業用指定袋を使用して排出することができることとしている。

### ◎ 家庭系ごみ・事業系ごみ別排出状況

		18	19	20	21	22
家庭系ごみ	燃やせるごみ	48,565t	47,439t	47,124t	45,358t	44,623t
	燃やせないごみ	10,923t	10,444t	9,928t	8,813t	8,927t
小 計 (①)		59,488t	57,883t	57,052t	54,171t	53,550t
事業系ごみ	燃やせるごみ	34,765t	33,272t	31,673t	31,030t	31,468t
	燃やせないごみ	3,273t	2,999t	2,545t	2,492t	2,401t
小 計 (②)		38,038t	36,271t	34,218t	33,522t	33,869t
合 計 (①+②)		97,526	94,154t	91,270t	87,693t	87,419t

## 2. ごみの処理

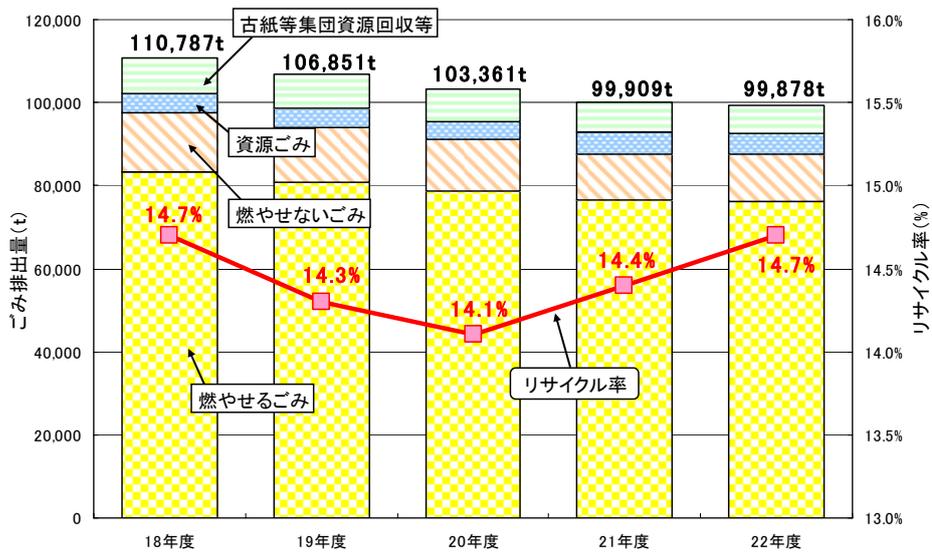
平成22年度のごみ総排出量は99,878 tで、前年に比べ31 tの減少となった。

内訳としては、焼却等処理ごみ（燃やせるごみ及び燃やせないごみ）が87,419 tで274 t減とほぼ横ばいであった。また、資源ごみは5,307 tで149 t増加した。

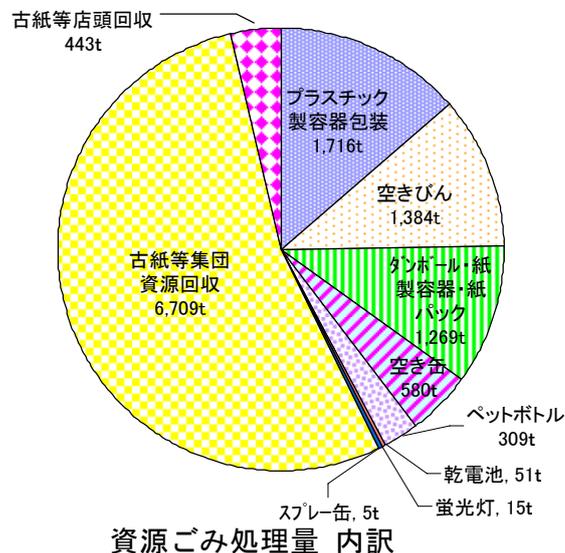
資源ごみについては、プラスチック製容器包装が1,716 tで前年度に比べ168 t、約11%の大幅な増加となった。また、蛍光灯については平成22年7月より福井・美山区域においても新たに分別収集を開始したことにより、回収量は15 tとなり、前年度に比べ14 t増となった。

古紙等集団資源回収は6,709 tで349 tの減少となったが、今年度より市内古紙業者の店頭にて市民が直接古紙を持ち込むことが出来るようにしたことにより、新たに443 tの古紙を資源化することができた。

これらの資源回収量の増加によって、リサイクル率は14.7%となり、0.3%の増加となった。なお、1人一日あたりのごみの量は944 gとなっている。



ごみ処理量及びリサイクル率の推移



資源ごみ処理量 内訳

(1) ごみ処理実績の推移

■ ごみ処理量の推移

分別の種類	排出量 (t)					構成比 (%) [H22]	前年度比 (%)		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
焼却等処理	①燃やせるごみ	83,330	80,711	78,797	76,388	76,091	76.2%	△0.4%	
	②燃やせないごみ	14,196	13,443	12,473	11,305	11,328	11.3%	0.2%	
	小計 (①+②)	97,526	94,154	91,270	87,693	87,419	—	△0.3%	
再資源化	③資源ごみ	びん	1,541	1,460	1,369	1,355	1,362	—	0.5%
		缶	784	686	633	620	580	—	△6.5%
		ペットボトル	300	297	281	291	309	—	6.2%
		プラスチック製容器包装	715	743	693	1,548	1,716	—	10.9%
		ダンボール・紙製容器包装	1,343	1,301	1,258	1,259	1,251	—	△0.6%
		紙パック	1	—	15	19	18	—	△5.3%
		トレイ (越廼・清水)	3	—	—	—	—	—	—
		新聞紙・雑誌 (越廼)	8	6	4	—	—	—	—
	食用油 (越廼)	2	—	—	—	—	—	—	
	④特殊ごみ	乾電池	74	64	53	60	51	—	△15.0%
	⑤有害ごみ	スプレー缶	9	8	7	5	5	—	0.0%
		蛍光灯	2	2	2	1	15	—	1,400%
	小計 (③+④+⑤)		4,782	4,567	4,315	5,158	5,307	5.3%	2.9%
⑥処理過程における資源化物		2,991	2,635	2,450	2,194	2,182	—	△0.5%	
⑦古紙等集団資源回収		8,479	8,130	7,776	7,058	6,709	6.7%	△4.9%	
⑧古紙等店頭回収		—	—	—	—	443	0.5%	皆増	
リサイクル関連合計 (③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)		16,252	15,332	14,541	14,410	14,641	—	1.6%	
収集・持込量 (①+②+③+④+⑤)		102,308	98,721	95,585	92,851	92,726	—	△0.1%	
総排出量 (①+②+③+④+⑤+⑦+⑧)		110,787	106,851	103,361	99,909	99,878	100.0%	0.0%	
リサイクル率		14.7%	14.3%	14.1%	14.4%	14.7%			

■ 1人一日あたりのごみの量

分別の種類		排出量 (g)					前年度比 (%)
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
1人一日あたりのごみの量	*1	1,035	1,000	969	943	944	0.1%
1人一日あたりの総排出ごみ量	*2	1,121	1,082	1,048	1,015	1,017	0.2%

※基準人口は各年度4月1日現在

\*1 (燃やせるごみ+燃やせないごみ+資源ごみ+特殊ごみ+有害ごみ) /人・日

\*2 (燃やせるごみ+燃やせないごみ+資源ごみ+特殊ごみ+有害ごみ+古紙等集団資源回収) /人・日

(2) 燃やせるごみの処理実績

■ 福井市クリーンセンターへの持込量実績及び処理状況 <<福井・美山区域>> (t)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	
直 営 収 集	14,893	14,586	14,555	14,120	13,860	
委 託 収 集	28,800	28,638	28,303	27,825	27,398	
許 可 収 集	31,226	30,153	28,779	28,376	28,488	
持 込	一般可燃	192	196	248	270	297
	粗大可燃	1,174	1,030	1,000	1,017	995
	事業可燃	1,417	1,127	930	874	815
	一般減免	223	158	146	152	120
	下水減免	156	117	98	71	65
	市 関 係	1,672	1,410	1,383	1,325	1,317
合 計	<b>79,753</b>	<b>77,415</b>	<b>75,442</b>	<b>74,030</b>	<b>73,355</b>	
処 理 内 訳	焼 却	77,187	74,771	72,729	73,156	69,192
	紙 類 ※1	323	232	183	152	141
	再 搬 入 ※2	178	153	29	0	10
	未処理分 ※3	2,065	2,259	2,501	722	4,012

※1：紙類は、福井市古紙等リサイクル協同組合へ搬入

※2：再搬入は、広域圏清掃センターへ搬入

※3：未処理分は、水分蒸発を含む

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 <<越廼・清水区域>> (t)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	
委 託 収 集	2,343	2,076	2,153	1,881	1,871	
許 可 収 集※	—	—	—	—	702	
持 込	一 般 可 燃	57	50	25	24	17
	事 業 可 燃	438	491	494	446	141
	減 免	9	12	4	7	5
合 計	<b>2,847</b>	<b>2,629</b>	<b>2,676</b>	<b>2,358</b>	<b>2,736</b>	

※ 平成21年度までは持込(事業可燃)を含む

(3) 燃やせないごみの処理実績

■ 広域圏清掃センターへの持込量実績 《福井・美山区域》 (t)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
委託収集	8,848	8,646	8,284	7,322	7,477
直営粗大	742	557	423	325	271
委託粗大	3	1	2	—	—
許可収集	1,990	2,037	1,936	1,970	1,928
持込	一般不燃	2,249	1,909	1,470	891
	事業不燃				422
	減免				51
合計	13,832	13,150	12,115	10,981	10,965
①燃やせないごみ	10,906	10,700	10,234	9,321	9,422
②燃やせない粗大ごみ	2,926	2,450	1,881	1,660	1,543

■ 鯖江クリーンセンターへの持込量実績 《越廼・清水区域》 (t)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	
委託収集	99	78	81	75	76	
委託粗大	12	11	17	0	2	
許可収集※	—	—	—	—	1	
持込	一般不燃	227	185	204	199	233
	事業不燃	21	19	42	22	31
	減免	11	5	14	28	20
合計	370	298	358	324	363	

※ 平成21年度までは持込(事業可燃)を含む

(4) ごみ処理の体系

基本分類	区 域	収集運搬		処理方法		処分方法
		直営・委託	週2回	焼 却	福井市クリーンセンター	
燃やせるごみ	福 井	委 託	週2回			焼 却
	美 山		週2回			
	越 廼					
	清 水				鯖江広域	
燃やせないごみ	福 井	委 託	月2回	破 碎	福井・坂井広域圏	金属類(資源化) 不燃物(埋立)
	美 山					
	越 廼					
	清 水				鯖江広域	
プラスチック製 容器包装	福 井	委 託	週1回	分 別	委 託	資源化
	美 山					
	越 廼					
	清 水					
びん	福 井	委 託	月1回	分 別	委 託	
	美 山					
	越 廼					
	清 水					
ペットボトル	福 井	委 託	月1回	分 別	委 託	
	美 山					
	越 廼					
	清 水					
ダンボール・紙製容 器包装・紙バック	福 井	委 託	月1回	分 別	委 託	
	美 山					
	越 廼					
	清 水					
缶	福 井	直営・委託	月2回	分 別	委 託	
	美 山	委 託				
	越 廼					
	清 水					
乾電池	福 井	委 託	月1回	分 別	福井・坂井広域圏	
	美 山					
	越 廼					
	清 水					
スプレー缶	福 井	委 託	月2回	分 別	福井・坂井広域圏	
	美 山					
	越 廼				鯖江広域	
	清 水					
蛍光灯 (割れていないもの)	福 井	委 託	年6回	分 別	委 託	
	美 山		年5回			
	越 廼		月1回			
	清 水					
粗大ごみ	福 井	自己搬入 申込収集	随時	可燃(焼却)	福井市クリーンセンター	焼却灰(埋立) 金属類(資源化) 不燃物(埋立)
				不燃(破碎)	福井・坂井広域圏	
	美 山			可燃(焼却)	福井市クリーンセンター	
				不燃(破碎)	福井・坂井広域圏	
	越 廼			鯖江広域		
					可燃(焼却)	
清 水						
動物の死体	福 井	自己搬入 申込収集	随時	焼 却	福井市クリーンセンター	納骨(埋立)
	美 山					
	越 廼					
	清 水					

(5) ごみ処理経費

■ 1トンあたりの収集・処分経費

区分 \ 年度		20	21	22	
合計		22,705円/t	23,669円/t	23,160円/t	
	燃やせる ごみ		18,368円/t	19,032円/t	18,984円/t
		収集経費	6,959円/t	7,243円/t	7,085円/t
		処分経費	11,409円/t	11,789円/t	11,899円/t
	燃やせない ごみ		37,996円/t	38,655円/t	32,890円/t
		収集経費	7,486円/t	6,082円/t	5,333円/t
		処分経費	30,510円/t	32,573円/t	27,557円/t
	資源ごみ		35,193円/t	38,793円/t	38,646円/t
		収集経費	28,358円/t	30,413円/t	30,562円/t
	処分経費	6,835円/t	8,380円/t	8,084円/t	

■ 1人あたりの収集運搬・処分経費

区分 \ 年度		20	21	22
合計		8,668円/人	8,764円/人	8,593円/人
	収集経費	3,637円/人	3,682円/人	3,696円/人
	処分経費	5,031円/人	5,082円/人	4,897円/人

■ 1世帯あたりの収集運搬・処分経費

区分 \ 年度		20	21	22
合計		24,629円/世帯	24,864円/世帯	24,155円/世帯
	収集経費	10,333円/世帯	10,446円/世帯	10,389円/世帯
	処分経費	14,296円/世帯	14,418円/世帯	13,766円/世帯

### 3. ごみ質の分析（福井市クリーンセンターにおける可燃性ごみの組成）

福井市クリーンセンターにおけるごみ質分析の結果は次のとおりとなっている。

#### ■ 平均値（ドライベース） (%)

成分 \ 年度		18	19	20	21	22
可燃物	紙・セロハン	47.1	52.4	55.1	57.2	47.1
	木・竹・わら類	7.1	4.7	7.9	6.9	4.9
	繊維類	6.7	4.6	6.4	5.6	10.8
	厨芥類	10.4	10.0	8.8	7.8	7.5
	皮革・ゴム類	0.5	0.5	1.7	1.0	1.0
	雑物5mm以上	8.5	8.9	4.0	6.9	10.3
	小計(%)	80.2	81.1	83.9	85.4	81.6
焼却不適物	ビニール・プラスチック類	12.4	11.4	11.2	10.2	11.5
	小計(%)	12.4	11.4	11.2	10.2	11.5
不燃物	ガラス・石類 ・陶磁器類	0.3	0.8	0.7	0.5	0.6
	金属類	1.5	1.3	1.2	0.3	0.6
	雑物5mm以上	5.6	5.4	3.0	3.6	5.7
	小計(%)	7.4	7.5	4.9	4.4	6.9

#### ■ 理化学的性状 (%)

項目 \ 年度	18	19	20	21	22
見かけ比重	0.17	0.17	0.21	0.21	0.19
水分 (%)	54.8	52.1	44.4	45.4	47.3
乾物中灰分 (%)	4.8	6.0	6.0	5.5	6.3
湿物中可燃物 (%)	40.3	41.9	49.6	49.1	46.4
推定低位発熱量(J/kg)	6,448	6,578	8,220	8,111	7,550
熱灼減量 (%)	0.7	0.7	0.7	0.1	0.5

## 4. ごみの削減、資源化

本市では、毎週水曜日を「資源ごみの日」とし、月1回の空きびん及び月2回の空き缶の収集に取り組んできた。

その後、容器包装リサイクル法の施行により、ペットボトルの収集、プラスチック製容器包装及びダンボール・紙製容器包装・紙パックの収集に取り組んでいる。また、平成21年4月からプラスチック製容器包装の毎週収集、さらに、平成22年7月から福井市全域で蛍光灯の収集を開始し、リサイクルを通じたごみ減量化の取組みにより資源化率の向上を目指している。

また、空きびん・空き缶の売却金については、売却金の一部を各自治会連合会が行っている環境活動の費用及び各自治会で管理をしているごみステーションの維持管理費用に還元している。

### (1) 資源ごみ

#### 《 空き缶・空きびん 》

##### ■空きびんの実績

(t)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
白びん	651.7	621.2	573.8	571.5	567.6
茶びん	561.3	541.0	502.9	493.9	509.3
青びん	173.3	167.4	158.5	160.5	162.2
黒びん	48.4	34.4	42.2	43.0	32.6
生びん	106.7	96.2	91.1	86.2	89.7
合計	1,541.4	1,460.2	1,368.5	1,355.1	1,361.5

空きびんの収集 … 福井市全域(月1回収集)

##### ■空き缶の実績

(t)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
スチール缶	448.6	395.9	355.0	336.5	311.6
アルミ缶	335.0	290.4	278.2	283.8	268.3
合計	783.5	686.3	633.2	620.3	579.9

空き缶の収集 … 福井市全域(月2回収集)

《 その他資源ごみ 》

(t)

区分 \ 年度		18	19	20	21	22
ペットボトル	福井市全域 (月1回収集)	300	297	281	291	309
プラスチック製容器包装	福井市全域 (毎週1回収集)	715	743	693	1,548	1,716
ダンボール	福井市全域 (月1回収集)	1,008	989	974	1,001	981
紙製容器包装	福井市全域 (月1回収集)	335	312	283	258	270
紙パック	福井市全域 (月1回収集)	※清水 1	—	15	19	18
新聞・雑誌	—	※越廼 8	※越廼 6	※越廼 4	—	—
トレイ	越廼・清水区域 (月1回収集)	3	—	—	—	—
食油	越廼区域 (月1回収集)	2	—	—	—	—

《 古紙等集団資源回収 》

資源のリサイクルおよびごみの減量化による処理経費の軽減を図るため、奨励金を交付することにより、市内の地域住民で組織する各種団体による新聞・雑誌類の集団回収活動を促している。

なお、奨励金の交付については、前期（1月から6月まで実施分）・後期（7月から12月まで実施分）の2回に分け行っている。

区分 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新聞 (t)	3,813	3,809	3,973	3,681	3,514
雑誌 (t)	4,629	4,298	3,800	3,373	3,192
ダンボール (t)	37	23	—	—	—
紙パック (t)	—	—	3	4	3
合計 (t)	8,479	8,130	7,776	7,058	6,709
団体登録数	300	303	304	306	309
奨励金 (千円)	39,580	38,542	37,211	34,141	32,583

(2) 特殊ごみ

◀ 乾電池 ▶

(t)

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
回収量	74	64	53	60	51

※ボタン型電池・充電電池の回収は行っていない。

(3) 資源回収拠点事業

平成16年度にモデル事業として、市内小売店に資源回収拠点※としての回収箱を設置してもらい、プラスチック製容器包装及び紙製容器の回収に取り組んだ。

なお、小売店が設置した回収ボックス、看板及び保管庫の設置に要した費用の一部を補助し、平成17年度からは、回収ボックスに排出された資源化物の収集を市が行うこととした。

※ 資源回収拠点：地区ごとの収集日まで待つことなく、いつでも誰もがプラスチック製容器包装等の資源ごみを分別排出できる場所として、回収ボックスを設置した小売店舗のこと。（スーパーなどの小売店が独自に取り組んでいた食品トレイ、牛乳パックやペットボトルの回収ボックスを発展させたもの。）

〔平成23年度資源回収拠点協力店〕

協力店舗名	所在地
ハーツ 羽水店	木田3丁目2802
Aコープ 堀の宮店	堀の宮1丁目215
〃 やしろ店	淵2丁目1711
ハニー 麻生津店	今市町14-11-1
アル・プラザ ベル	花堂南2丁目16-1
ハーツ 学園店	学園2丁目9-22
くみあいマーケット東郷店	東郷二ヶ町34-27



〔回収時間〕

- ・店舗営業時間と同じ

〔回収品目〕

- ・プラスチック製容器包装

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
回収量	15,788kg	22,494kg	26,483kg	32,217kg	33,563kg

(4) 生ごみ

《市有施設から排出される生ごみの堆肥化》

食品リサイクル法の施行により、資源循環型社会の構築に向けた取組みを、平成14年度から市有施設（市立保育園、ふれ愛園、学校給食センター）で発生する食品残渣（生ごみ）を堆肥化する取組みを実施している。また、現在は42ある単独学校給食校における食品残渣についても堆肥化に取り組んでいる（併設校があるため実施校数は37校）。

なお、堆肥化の処理については、生ごみ処理自動車を導入した市内の事業者に委託した。

(t)

区分 \ 年度	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市立保育園	調理くず等	50.0	41.4	47.2	24.0	22.4
	食べ残し等				23.9	20.5
ふれ愛園	調理くず等	8.0	7.0	7.3	2.6	1.9
	食べ残し等				5.6	4.9
学校給食センター	調理くず等	114.7	117.9	118.4	65.2	58.3
	食べ残し等				75.7	61.4
単独給食校	調理くず等	98.0	100.4	98.8	69.6	68.5
	食べ残し等				27.2	23.0
小計	調理くず等	270.7	266.8	271.7	161.4	151.1
	食べ残し等				132.4	109.9
合計		270.7	266.8	271.7	293.8	260.9

## (5) 意識啓発

### 《普及啓発事業》

平成22年7月から福井・美山区域において、蛍光灯の分別収集を開始するにあたり、各地区の公民館に清掃清美課職員が出向き、分別説明会を開催している。

また、ごみの出し方を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、随時、配布している。



分別説明会の開催状況 (回)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開催回数	105	26	161	60	54

そのほか、キャラクターヒーローに扮した「リサイクル戦隊 ワケルンジャー」のDVDの作成など、子供からお年寄りまで各年齢層に対し、正しいごみ分別の啓発に努めた。

### 《まだまだ使えますコーナー》



ごみとして出された不燃物・粗大ごみ等の中には、そのまま十分使えるものや、少し手を加えれば再利用可能なものが数多く含まれていることから、昭和57年6月から取り組んでいる「環境月間」の行事として、「物の大切さ、有効再利用の必要性」を啓蒙するため、これらのものを展示するとともに、抽選により無料で贈呈した。

さらに、平成13年度からは「福井市環境展」における展示コーナーの一部として「まだまだ使えますコーナー」を設け、環境問題に関する啓発パネル等の展示と併せ、物の大切さ等の啓発に取り組んでいる。

## (6) 指定ごみ袋

ごみ減量化と分別排出の徹底および限りある資源を有効に活用するため、市指定ごみ袋として所定のごみ袋を作成し、平成9年4月1日から完全実施した。また、平成16年4月からは家庭でのごみを分別しやすくするため、次の表のとおり「色別指定ごみ袋」の販売を開始し、現在、試行を行っている。

資源ごみ（空き缶、ペットボトル）については、分別排出の促進と処理負担の軽減を図るために、透明又は半透明の袋を用いて排出することもできるとしている。

事業系一般廃棄物については、事業所用指定袋を利用し、ごみステーションの管理者（自治会等）の同意のうえで、1カ月250kg（50袋以内）以下に限り排出できる。

なお、事業者とは、会社、事務所、飲食店、旅館、店舗、自営業者などの、一般家庭以外の者である。

	種 類	印刷色	指定袋に入れるごみ	サイズ
色別指定ごみ袋	家庭用	緑	燃やせるごみ (燃やせないごみ、及び プラスチック製容器包装も可)	大・中・小
		青	燃やせないごみ	大・中
		オレンジ	プラスチック製容器包装	大・中
	事業所用	赤	燃やせるごみ 燃やせないごみ プラスチック製容器包装	大

### ■ 指定袋の規格

項 目	仕様内容
材 質	高密度ポリエチレン
種類・透明度	透明度 半透明
	寸 法 大… 厚さ 0.03mm 縦 800mm 横 650mm
	中… 厚さ 0.03mm 縦 700mm 横 480mm
	小… 厚さ 0.03mm 縦 550mm 横 300mm/400mm

#### 指定ごみ袋の使い方

- ① 自治会名、またはマンション名など必ず記入してください。
- ② 自治会未加入者は次のようにしてください。  
例) 福井市大手3丁目10番1号 ⇒ 「大手3丁目」と記入してください。
- ③ 1袋あたりの重さは、おおむね5kg以内としてください。
- ④ 袋の口は、しっかり結んでください。

## 5. 美しいまちづくりのために

### (1) あき地等の清潔保持

市街地を中心とするあき地等の清潔保持に関しては、法によりその所有者もしくは管理者が適切に行うこととなっているが、福井市では市民の迷惑を防止するため、福井市あき地等の清潔保持に関する条例（昭和52年制定）に基づき、当該あき地等の草刈り等を実施するよう指導・勧告を行っている。また、自らが実施できない者（個人）に対しては、草刈り委託業者の紹介を行っている。

#### ① 私有あき地（指導・勧告件数）（件）

年 度	指 導	処 理		
	勧告	自己処理	未処理	処理割合
20年度	125	100	25	80.0%
21年度	136	127	9	93.3%
22年度	158	137	21	86.7%

#### ② 公共等所有あき地

国、県、市およびその他の公共団体等所管のあき地（道路、河川、軌道敷地等を含む）等については、毎年必要に応じて草刈り等を実施するよう要請を行っている。

### (2) 都市環境の美化

福井市では、都市環境の美化を図り市民の快適な生活を確保し、清潔で美しいまちをつくるため、市内全域に「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」（平成8年12月25日）を制定した。

#### ◆ 対 象 者

事業者 容器に収納する飲料やタバコ又はチューインガムを製造する製造者並びにこれらの商品を販売する販売者。

市民等 福井市内に居住している人、勤務若しくは滞在者又は市内を通過する人。

#### ◆ 区 域 福井市全域

- ポイ捨てはやめよう！
- ふんの始末は飼い主が、責任をもって処分しましょう。
- 自動販売機には回収容器を設置しましょう。



## 重点区域

福井市内において、特に空き缶等の散乱及びふん害を防止する必要がある区域のことで、J R 福井駅を含む駅東西の区域が指定されている。

なお、この重点区域内で条例に規定する行為を行った人に対しては、市長が勧告命令を行い、罰金、過料を科すことができる。

周囲総延長 4.8km  
面積 52.8ha



### (3) 動物（犬・猫等）死体処理

飼い犬・飼い猫等の死体については、収集・処分を有料で行っている。

(自己搬入の場合・・・945円/体、申込収集の場合・・・1,575円/体)

また、路上、空き地等に放置された野良犬・猫等の死体については、収集資源センターが市民からの連絡を受け、委託業者に収集を依頼している。回収された死体は、福井市クリーンセンターの動物用焼却炉にて焼却処分する。

(単位：体)

区分\年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収集	1,812	1,721	1,768	1,839	1,689
持ち込み	482	549	488	519	492
保健所	491	391	319	349	384
鳥類他 ※	908	607	1,186	1,391	1,513
合計	3,693	3,268	3,761	4,098	4,078

※市による有害鳥獣駆除

### (4) 野外焼却の指導

野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条の2により、原則禁止されていることから、職員によるパトロールを行い、野外焼却の防止に向けた啓発に努めている。また、野外焼却の通報を受けた場合、職員が現場に行き直接指導を行っている。

(件)

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
通報	61 (処理件数)	30 (処理件数)	20 (処理件数)	35	31
指導				17	22
パトロール中の指導				18	4

※20年度までは環境保全課への苦情数

# 1 大気汚染

## 1-1 二酸化硫黄月別結果表

### (1) 一般観測局

測定局名	用途区域	項目/月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	年間	
順化	商	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364	
		測定時間数	718	742	718	740	738	719	742	711	742	743	663	742	8,718	
		平均値 (ppm)	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003
		1時間値の最高値 (ppm)	0.010	0.010	0.012	0.009	0.007	0.019	0.008	0.008	0.011	0.009	0.013	0.011	0.019	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.004	0.007	0.006	0.004	0.005	0.007	0.004	0.004	0.004	0.005	0.007	0.005	0.007	
社	一住	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	31	364	
		測定時間数	719	741	718	734	737	719	742	718	742	743	660	739	8,712	
		平均値 (ppm)	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
		1時間値の最高値 (ppm)	0.018	0.012	0.009	0.008	0.008	0.026	0.008	0.009	0.013	0.009	0.011	0.009	0.026	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.007	0.007	0.006	0.004	0.005	0.008	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005	
福井	一住	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	29	363	
		測定時間数	716	740	714	740	739	714	740	715	738	740	667	714	8,677	
		平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001
		1時間値の最高値 (ppm)	0.015	0.007	0.007	0.006	0.007	0.019	0.009	0.008	0.010	0.013	0.014	0.008	0.019	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.005	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.005	0.003	

(福井局は県観測局)

### (2) 福井市クリーンセンター監視局

測定局名	用途区域	項目/月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	年間	
岡保	調	有効測定日数	30	31	29	31	31	30	31	30	31	31	25	31	361	
		測定時間数	719	742	714	740	735	719	742	718	742	743	631	742	8,687	
		平均値 (ppm)	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003
		1時間値の最高値 (ppm)	0.010	0.012	0.006	0.005	0.006	0.017	0.019	0.009	0.007	0.009	0.010	0.008	0.019	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.005	0.005	0.004	0.003	0.003	0.007	0.004	0.005	0.004	0.005	0.005	0.005	0.007	
吉野	調	有効測定日数	30	31	30	28	31	30	31	30	31	31	27	31	361	
		測定時間数	719	742	717	670	737	719	743	718	742	743	655	742	8,647	
		平均値 (ppm)	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	
		1時間値の最高値 (ppm)	0.009	0.015	0.008	0.005	0.009	0.016	0.009	0.006	0.006	0.006	0.007	0.007	0.016	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.004	0.005	0.004	0.003	0.002	0.007	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	
松岡	調	有効測定日数	30	31	28	31	31	30	31	30	31	31	27	31	362	
		測定時間数	719	742	695	739	738	719	742	718	742	743	662	741	8,700	
		平均値 (ppm)	0.003	0.004	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	
		1時間値の最高値 (ppm)	0.010	0.010	0.008	0.005	0.004	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.007	0.010	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.004	0.006	0.004	0.003	0.002	0.003	0.003	0.004	0.002	0.003	0.003	0.004	0.006	

1-2 二酸化窒素月別結果表

(1) 一般観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	年間
石橋	/	有効測定日数	30	22	3	30	30	30	31	30	31	31	27	31	326
		測定時間数	712	524	76	736	723	716	736	715	740	739	661	739	7,817
		平均値 (ppm)	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.001	0.003	0.002	0.002
		1時間値の最高値 (ppm)	0.026	0.010	0.008	0.009	0.011	0.011	0.013	0.011	0.017	0.017	0.051	0.011	0.051
		日平均値の最高値 (ppm)	0.009	0.004	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.004	0.008	0.004	0.016	0.004	0.016
河合	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	29	30	31	31	27	31	362
		測定時間数	716	740	715	737	736	716	686	715	738	739	661	739	8,638
		平均値 (ppm)	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005	0.007	0.008	0.009	0.008	0.012	0.006	0.006
		1時間値の最高値 (ppm)	0.033	0.019	0.018	0.015	0.012	0.015	0.033	0.029	0.033	0.035	0.056	0.040	0.056
		日平均値の最高値 (ppm)	0.012	0.006	0.009	0.007	0.005	0.009	0.013	0.014	0.016	0.016	0.027	0.016	0.027
順化	商	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
		測定時間数	714	737	713	734	735	716	740	708	740	740	661	740	8,678
		平均値 (ppm)	0.008	0.007	0.008	0.007	0.006	0.007	0.010	0.012	0.013	0.013	0.017	0.010	0.010
		1時間値の最高値 (ppm)	0.035	0.020	0.023	0.019	0.017	0.023	0.028	0.032	0.040	0.041	0.061	0.040	0.061
		日平均値の最高値 (ppm)	0.017	0.010	0.015	0.011	0.009	0.013	0.017	0.017	0.022	0.023	0.034	0.020	0.034
社	一住	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	31	26	31	361
		測定時間数	716	740	714	736	734	716	739	715	740	739	628	737	8,654
		平均値 (ppm)	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.007	0.009	0.010	0.011	0.014	0.007	0.007
		1時間値の最高値 (ppm)	0.037	0.023	0.023	0.016	0.010	0.018	0.026	0.035	0.035	0.037	0.056	0.036	0.056
		日平均値の最高値 (ppm)	0.015	0.009	0.011	0.008	0.006	0.009	0.012	0.015	0.018	0.021	0.031	0.018	0.031
麻生津	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	29	363
		測定時間数	716	739	712	738	738	712	740	715	733	740	668	720	8,671
		平均値 (ppm)	0.009	0.007	0.008	0.008	0.007	0.008	0.010	0.013	0.013	0.014	0.021	0.011	0.011
		1時間値の最高値 (ppm)	0.044	0.028	0.036	0.030	0.029	0.026	0.034	0.034	0.035	0.040	0.060	0.046	0.060
		日平均値の最高値 (ppm)	0.020	0.012	0.017	0.013	0.011	0.014	0.017	0.019	0.022	0.024	0.042	0.021	0.042
福井	一住	有効測定日数	30	31	30	31	31	28	29	30	26	31	28	29	354
		測定時間数	716	740	713	740	739	682	702	714	679	738	668	703	8,534
		平均値 (ppm)	0.010	0.007	0.008	0.007	0.007	0.008	0.010	0.012	0.010	0.012	0.018	0.010	0.010
		1時間値の最高値 (ppm)	0.040	0.023	0.031	0.022	0.020	0.024	0.031	0.031	0.040	0.039	0.056	0.038	0.056
		日平均値の最高値 (ppm)	0.019	0.012	0.016	0.011	0.010	0.013	0.017	0.017	0.018	0.020	0.036	0.018	0.036
センター	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	30	30	21	7	28	29	328
		測定時間数	715	740	713	736	740	711	732	716	540	175	668	714	7,900
		平均値 (ppm)	0.007	0.006	0.008	0.006	0.006	0.007	0.010	0.011	0.011	0.012	0.015	0.007	0.008
		1時間値の最高値 (ppm)	0.034	0.027	0.029	0.023	0.023	0.023	0.032	0.029	0.035	0.043	0.048	0.032	0.048
		日平均値の最高値 (ppm)	0.017	0.010	0.016	0.010	0.010	0.012	0.018	0.018	0.022	0.021	0.032	0.019	0.032

(麻生津・福井・センター局は県観測局)

(2) 自動車排出ガス観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	年間
自排月見	近商	有効測定日数	30	31	30	31	30	30	31	30	31	31	27	31	363
		測定時間数	715	740	716	736	727	716	739	716	739	740	659	740	8,683
		平均値 (ppm)	0.014	0.013	0.013	0.011	0.007	0.013	0.015	0.017	0.017	0.019	0.022	0.017	0.015
		1時間値の最高値 (ppm)	0.037	0.044	0.031	0.032	0.022	0.033	0.044	0.042	0.043	0.044	0.065	0.049	0.065
		日平均値の最高値 (ppm)	0.024	0.021	0.021	0.017	0.014	0.019	0.022	0.023	0.026	0.028	0.037	0.031	0.037
自排福井	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	28	31	30	31	30	28	29	360
		測定時間数	715	739	714	737	740	678	740	715	732	735	668	717	8,630
		平均値 (ppm)	0.016	0.015	0.016	0.012	0.010	0.012	0.015	0.016	0.016	0.019	0.025	0.017	0.016
		1時間値の最高値 (ppm)	0.042	0.053	0.041	0.040	0.029	0.038	0.038	0.039	0.041	0.055	0.059	0.051	0.059
		日平均値の最高値 (ppm)	0.028	0.029	0.028	0.018	0.016	0.018	0.023	0.023	0.026	0.032	0.041	0.024	0.041

(自排福井局は県観測局)

(3) 福井市クリーンセンター監視局

測定局名	用途区域	項目 / 月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	年間
岡保	調	有効測定日数	30	31	30	27	31	30	31	30	31	31	28	31	361
		測定時間数	716	739	716	664	740	716	738	716	740	739	664	739	8,627
		平均値 (ppm)	0.007	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005	0.007	0.008	0.008	0.010	0.015	0.007	0.007
		1時間値の最高値 (ppm)	0.031	0.019	0.030	0.022	0.016	0.018	0.025	0.029	0.034	0.044	0.047	0.035	0.047
		日平均値の最高値 (ppm)	0.017	0.008	0.016	0.008	0.008	0.010	0.015	0.014	0.020	0.021	0.030	0.013	0.030
吉野	調	有効測定日数	25	30	30	28	31	30	31	30	31	31	27	31	355
		測定時間数	611	728	715	668	734	716	739	716	740	739	663	739	8,508
		平均値 (ppm)	0.004	0.003	0.004	0.003	0.002	0.002	0.003	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003
		1時間値の最高値 (ppm)	0.020	0.014	0.016	0.015	0.010	0.012	0.016	0.019	0.030	0.020	0.019	0.021	0.030
		日平均値の最高値 (ppm)	0.013	0.005	0.010	0.005	0.005	0.005	0.011	0.007	0.015	0.006	0.010	0.007	0.015
松岡	調	有効測定日数	30	31	30	31	30	30	31	30	31	31	27	31	363
		測定時間数	715	740	716	736	733	716	739	716	739	739	658	739	8,686
		平均値 (ppm)	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.004	0.004
		1時間値の最高値 (ppm)	0.022	0.013	0.016	0.015	0.009	0.011	0.015	0.018	0.028	0.037	0.026	0.030	0.037
		日平均値の最高値 (ppm)	0.012	0.005	0.009	0.004	0.004	0.005	0.011	0.007	0.015	0.011	0.011	0.009	0.015

1-3 浮遊粒子状物質等月別結果表

(1) 一般観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	年間
河合	調	有効測定日数	30	31	29	30	28	29	29	30	31	31	28	31	357
		測定時間数	720	743	705	732	708	707	725	719	743	743	666	744	8,655
		平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.017	0.021	0.021	0.026	0.027	0.015	0.018	0.020	0.013	0.009	0.020	0.017	0.019
		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.051	0.102	0.096	0.147	0.163	0.113	0.065	0.152	0.072	0.035	0.077	0.076	0.163
		日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.031	0.064	0.037	0.063	0.063	0.031	0.040	0.095	0.030	0.019	0.060	0.044	0.095
順化	商	有効測定日数	30	31	30	31	29	30	31	29	31	31	27	31	361
		測定時間数	716	741	717	739	724	719	741	710	741	742	657	744	8,691
		平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.014	0.018	0.018	0.014	0.021	0.016	0.016	0.019	0.012	0.010	0.018	0.016	0.016
		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.093	0.084	0.053	0.045	0.078	0.053	0.059	0.136	0.053	0.040	0.076	0.070	0.136
		日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.027	0.050	0.034	0.027	0.050	0.032	0.033	0.081	0.027	0.019	0.052	0.040	0.081
社	一住	有効測定日数	30	30	30	31	31	30	31	30	31	31	27	31	363
		測定時間数	719	732	716	734	737	719	741	717	741	742	659	743	8,700
		平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.011	0.016	0.017	0.016	0.020	0.013	0.014	0.015	0.010	0.007	0.016	0.012	0.014
		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.060	0.090	0.063	0.070	0.061	0.050	0.061	0.127	0.060	0.037	0.088	0.068	0.127
		日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.023	0.047	0.028	0.037	0.040	0.025	0.034	0.075	0.023	0.014	0.056	0.034	0.075
麻生津	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
		測定時間数	720	744	719	743	744	719	744	719	737	744	672	742	8,747
		平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.018	0.024	0.027	0.027	0.031	0.020	0.023	0.026	0.017	0.011	0.025	0.019	0.022
		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.066	0.122	0.094	0.078	0.095	0.063	0.066	0.122	0.080	0.044	0.096	0.083	0.122
		日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.031	0.066	0.047	0.054	0.060	0.036	0.051	0.087	0.036	0.023	0.068	0.044	0.087
福井	一住	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		測定時間数	720	744	719	744	744	719	744	720	742	744	669	739	8,748
		平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.017	0.023	0.025	0.028	0.036	0.023	0.022	0.024	0.017	0.011	0.021	0.017	0.022
		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.061	0.110	0.062	0.180	0.154	0.104	0.066	0.146	0.085	0.053	0.095	0.073	0.180
		日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.029	0.073	0.044	0.066	0.098	0.047	0.047	0.096	0.043	0.026	0.064	0.041	0.098
センター	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	30	30	31	30	28	31	363
		測定時間数	719	744	719	743	742	718	735	720	740	726	672	740	8,718
		平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.017	0.023	0.025	0.029	0.035	0.020	0.023	0.022	0.014	0.011	0.022	0.018	0.022
		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.047	0.118	0.063	0.103	0.190	0.096	0.076	0.121	0.075	0.038	0.076	0.076	0.190
		日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.033	0.063	0.042	0.067	0.074	0.039	0.050	0.082	0.037	0.020	0.060	0.045	0.082

(麻生津・福井・センター局は県観測局)

(2) 自動車排出ガス観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	年間
自排月見	近商	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	26	31	363
		測定時間数	720	743	719	739	741	720	743	719	742	741	644	744	8,715
		平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.019	0.023	0.026	0.026	0.028	0.020	0.022	0.025	0.017	0.013	0.026	0.020	0.022
		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.077	0.095	0.137	0.126	0.081	0.111	0.067	0.146	0.095	0.055	0.116	0.093	0.146
		日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.032	0.066	0.044	0.048	0.052	0.038	0.046	0.101	0.037	0.025	0.074	0.047	0.101
自排福井	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	27	31	29	28	31	360
		測定時間数	719	744	718	741	743	716	743	666	736	697	670	740	8,633
		平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.019	0.026	0.028	0.028	0.031	0.021	0.023	0.022	0.015	0.012	0.026	0.019	0.023
		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.061	0.185	0.073	0.092	0.097	0.074	0.069	0.104	0.061	0.045	0.089	0.078	0.185
		日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.034	0.077	0.049	0.052	0.057	0.039	0.048	0.080	0.036	0.024	0.068	0.042	0.080

(3) 福井市クリーンセンター監視局

測定局名	用途区域	項目 / 月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	年間
岡保	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	31	364
		測定時間数	719	742	717	739	736	719	741	717	741	742	666	744	8,723
		平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.015	0.021	0.023	0.026	0.028	0.017	0.018	0.018	0.009	0.008	0.017	0.014	0.018
		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.074	0.113	0.079	0.096	0.123	0.073	0.093	0.139	0.068	0.040	0.076	0.080	0.139
		日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.032	0.067	0.040	0.050	0.057	0.032	0.041	0.093	0.023	0.016	0.049	0.039	0.093
吉野	調	有効測定日数	30	31	30	28	31	30	31	30	31	31	15	31	349
		測定時間数	719	740	717	669	735	719	742	717	741	742	376	743	8,360
		平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.016	0.021	0.022	0.025	0.026	0.016	0.017	0.017	0.010	0.006	0.011	0.013	0.017
		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.062	0.128	0.069	0.096	0.103	0.064	0.074	0.162	0.066	0.048	0.043	0.078	0.162
		日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.031	0.067	0.036	0.050	0.052	0.032	0.046	0.092	0.025	0.016	0.018	0.037	0.092
松岡	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	26	31	363
		測定時間数	719	742	714	737	731	719	741	717	741	742	651	743	8,697
		平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.012	0.017	0.020	0.023	0.025	0.015	0.014	0.014	0.009	0.006	0.013	0.011	0.015
		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.059	0.157	0.109	0.099	0.159	0.063	0.051	0.130	0.067	0.030	0.058	0.061	0.159
		日平均値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.022	0.053	0.037	0.054	0.054	0.035	0.029	0.067	0.022	0.011	0.040	0.034	0.067

(自排福井局は県観測局)

1-4 光化学オキシダント月別結果表

(1) 一般観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	22年												年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年	1月	2月	
河合	調	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	26	31	363
		昼間の測定時間数	447	465	450	462	462	450	465	450	465	465	378	465	5,424
		昼間の平均値 (ppm)	0.051	0.053	0.045	0.034	0.033	0.035	0.035	0.029	0.030	0.033	0.035	0.045	0.038
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	85	153	77	28	38	13	23	2	0	0	3	37	459
		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.073	0.102	0.092	0.070	0.075	0.075	0.073	0.061	0.059	0.046	0.065	0.072	0.102
順化	商	昼間の測定日数	30	30	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	364
		昼間の測定時間数	445	431	448	462	463	448	457	440	464	464	415	463	5,400
		昼間の平均値 (ppm)	0.043	0.046	0.036	0.027	0.028	0.028	0.027	0.022	0.022	0.025	0.029	0.038	0.031
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	36	104	24	1	15	9	5	0	0	0	0	12	206
		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.070	0.091	0.084	0.061	0.070	0.068	0.064	0.054	0.049	0.041	0.056	0.065	0.091
社	一住	昼間の測定日数	29	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	364
		昼間の測定時間数	419	463	446	459	464	449	456	448	464	463	418	462	5,411
		昼間の平均値 (ppm)	0.044	0.047	0.038	0.028	0.030	0.030	0.029	0.022	0.024	0.025	0.027	0.036	0.032
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	35	120	28	4	20	10	8	0	0	0	0	8	233
		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.072	0.093	0.088	0.064	0.074	0.072	0.065	0.055	0.052	0.043	0.056	0.064	0.093
麻生津	調	昼間の測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		昼間の測定時間数	450	463	450	465	465	450	461	448	465	465	420	462	5,464
		昼間の平均値 (ppm)	0.047	0.050	0.040	0.031	0.030	0.030	0.029	0.022	0.024	0.025	0.027	0.039	0.033
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	97	147	73	20	26	9	12	0	0	0	0	30	414
		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.077	0.105	0.092	0.070	0.073	0.074	0.068	0.058	0.055	0.043	0.055	0.073	0.105
福井	一住	昼間の測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		昼間の測定時間数	450	463	450	465	465	450	461	450	464	456	420	465	5,459
		昼間の平均値 (ppm)	0.045	0.049	0.039	0.031	0.031	0.030	0.028	0.023	0.025	0.027	0.031	0.042	0.033
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	48	139	37	17	24	8	3	0	0	0	0	26	302
		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.074	0.096	0.087	0.067	0.070	0.072	0.065	0.057	0.051	0.047	0.059	0.073	0.096
センター	調	昼間の測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		昼間の測定時間数	448	465	449	463	465	450	454	448	464	465	420	463	5,454
		昼間の平均値 (ppm)	0.046	0.049	0.039	0.030	0.028	0.029	0.027	0.023	0.026	0.027	0.027	0.043	0.033
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	49	135	50	7	10	7	6	0	0	0	0	36	300
		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.071	0.094	0.086	0.063	0.069	0.070	0.065	0.058	0.055	0.040	0.053	0.076	0.094

(麻生津・福井・センター局は県観測局)

(2) 自動車排出ガス観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	22年												年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年	1月	2月	
自排月見	近商	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		昼間の測定時間数	449	465	450	462	461	450	465	450	465	465	415	465	5,462
		昼間の平均値 (ppm)	0.040	0.043	0.034	0.025	0.026	0.025	0.025	0.017	0.018	0.019	0.024	0.033	0.027
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	18	85	23	1	13	7	2	0	0	0	0	7	156
		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.071	0.088	0.086	0.061	0.071	0.067	0.063	0.047	0.044	0.041	0.051	0.065	0.088
昼間の最高1時間値の平均値 (ppm)	0.053	0.057	0.048	0.039	0.041	0.040	0.042	0.033	0.030	0.031	0.038	0.047	0.042		

(昼間とは5:00~20:00までの時間帯を言う)

1-5 一酸化炭素月別結果表

(1) 一般観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	年間
順 化	商	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
		測定時間数	717	742	718	740	739	717	742	710	742	742	664	740	8,713
		平均値 (ppm)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3
		1時間値の最高値 (ppm)	0.8	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.9	0.8	1.3	0.6	1.3
		日平均値の最高値 (ppm)	0.4	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.8	0.4	0.8

(2) 自動車排出ガス観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	年間	
自 排 月 見	近 商	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
		測定時間数	717	742	717	739	739	717	742	718	742	742	666	741	8,722	
		平均値 (ppm)	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	
		1時間値の最高値 (ppm)	1.1	1.1	0.8	0.9	0.7	0.9	0.9	1.3	1.3	1.2	2.1	1.2	2.1	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.5	0.7	0.5	0.5	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	1.0	0.6	1.0	
自 排 福 井	調	有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30	364	
		測定時間数	715	740	716	739	740	716	739	716	736	739	667	735	8,698	
		平均値 (ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3
		1時間値の最高値 (ppm)	0.7	0.9	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.9	1.0	0.9	1.2	0.6	1.2	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.5	0.6	0.5	0.4	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.8	0.4	0.8		

(自排福井局は県観測局)

1-6 炭化水素月別結果表

<非メタン炭化水素>

(1) 一般観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	年間
順化	商	測定時間数	712	716	716	733	740	674	740	699	741	735	662	715	8,583
		平均値 (ppmC)	0.07	0.08	0.16	0.17	0.13	0.11	0.11	0.10	0.09	0.08	0.12	0.07	0.11
		6～9時平均値 (ppmC)	0.08	0.08	0.15	0.18	0.14	0.12	0.11	0.10	0.08	0.07	0.12	0.08	0.11
		6～9時測定日数	30	30	30	31	31	28	31	29	31	31	28	30	360
		6～9時・3時間平均値 最高値 (ppmC)	0.16	0.15	0.22	0.24	0.23	0.23	0.22	0.19	0.21	0.18	0.23	0.15	0.24
		最低値 (ppmC)	0.03	0.04	0.06	0.11	0.10	0.05	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01
		6～9時/3時間平均値が <sup>s</sup> 0.20ppmCを 超えた日数	0	0	3	9	1	1	1	0	1	0	3	0	19
		6～9時/3時間平均値が <sup>s</sup> 0.31ppmCを 超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	一住	測定時間数	712	738	686	738	739	713	740	711	738	737	668	708	8,628
		平均値 (ppmC)	0.06	0.05	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.09	0.08	0.07	0.13	0.09	0.08
		6～9時平均値 (ppmC)	0.06	0.06	0.08	0.10	0.10	0.08	0.09	0.11	0.07	0.07	0.14	0.11	0.09
		6～9時測定日数	30	31	29	31	31	30	31	30	31	31	28	30	363
		6～9時・3時間平均値 最高値 (ppmC)	0.17	0.16	0.17	0.16	0.16	0.18	0.22	0.29	0.26	0.14	0.30	0.21	0.30
		最低値 (ppmC)	0	0	0	0.02	0.02	0.02	0	0.01	0	0	0.01	0	0.00
		6～9時/3時間平均値が <sup>s</sup> 0.20ppmCを 超えた日数	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	5	1	11
		6～9時/3時間平均値が <sup>s</sup> 0.31ppmCを 超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(福井局は県観測局)

(2) 自動車排出ガス観測局

測定局名	用途区域	項目 / 月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	年間
自排月見	近商	測定時間数	714	738	711	729	738	657	739	712	739	731	665	688	8,561
		平均値 (ppmC)	0.12	0.12	0.15	0.14	0.13	0.14	0.16	0.16	0.16	0.14	0.20	0.14	0.15
		6～9時平均値 (ppmC)	0.13	0.13	0.17	0.18	0.17	0.17	0.19	0.19	0.16	0.16	0.23	0.18	0.17
		6～9時測定日数	30	31	30	31	31	27	31	30	31	31	28	29	360
		6～9時・3時間平均値 最高値 (ppmC)	0.29	0.27	0.28	0.30	0.26	0.28	0.32	0.36	0.30	0.24	0.40	0.30	0.40
		最低値 (ppmC)	0.05	0.05	0.06	0.11	0.10	0.05	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05	0.07	0.04
		6～9時/3時間平均値が <sup>s</sup> 0.20ppmCを 超えた日数	4	3	6	7	6	7	13	11	11	7	18	10	103
		6～9時/3時間平均値が <sup>s</sup> 0.31ppmCを 超えた日数	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	5	0	8
自排福井	調	測定時間数	716	738	711	726	740	665	740	712	734	690	668	736	8,576
		平均値 (ppmC)	0.07	0.08	0.12	0.10	0.09	0.10	0.10	0.12	0.11	0.09	0.17	0.10	0.10
		6～9時平均値 (ppmC)	0.08	0.09	0.12	0.12	0.13	0.11	0.12	0.13	0.10	0.09	0.19	0.12	0.12
		6～9時測定日数	30	31	30	30	31	28	31	30	31	29	28	31	360
		6～9時・3時間平均値 最高値 (ppmC)	0.18	0.21	0.26	0.38	0.18	0.20	0.23	0.26	0.29	0.15	0.35	0.24	0.38
		最低値 (ppmC)	0.03	0.03	0.05	0.05	0.02	0.03	0.03	0.04	0.03	0.02	0.04	0.06	0.02
		6～9時/3時間平均値が <sup>s</sup> 0.20ppmCを 超えた日数	0	1	3	1	0	0	2	3	2	0	11	1	24
		6～9時/3時間平均値が <sup>s</sup> 0.31ppmCを 超えた日数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	4

(自排福井局は県観測局)

1-7 降下ばいじん等月別結果表

(1) 降下ばいじん

(t/km<sup>2</sup>/月)

測定地	用途区域	項目/月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	平均
小順 学校化	商	溶解性物質	1.80	1.61	3.01	1.37	2.22	4.53	4.59	5.66	11.40	欠測※	2.23	4.18	3.87
		不溶解性物質	1.81	0.94	0.43	0.24	0.36	0.34	0.40	0.97	0.90		0.68	1.27	0.76
		総量	3.61	2.55	3.43	1.61	2.57	4.87	4.99	6.62	12.30		2.92	5.45	4.63
		pH	4.8	3.9	4.5	5.1	5.0	4.5	4.8	4.3	4.3		4.0	4.2	4.5
南消 防署	工	溶解性物質	1.26	2.05	1.08	1.64	1.99	2.10	4.57	4.79	12.15	欠測※	2.80		3.44
		不溶解性物質	1.99	1.01	0.43	0.36	0.61	0.50	0.45	1.35	1.00		0.74	欠測※	0.84
		総量	3.25	3.07	1.51	2.00	2.61	2.60	5.02	6.14	13.15		3.54	欠測※	4.29
		pH	5.0	4.6	4.2	5.2	5.2	4.5	4.7	4.4	4.3		4.1	欠測※	4.6

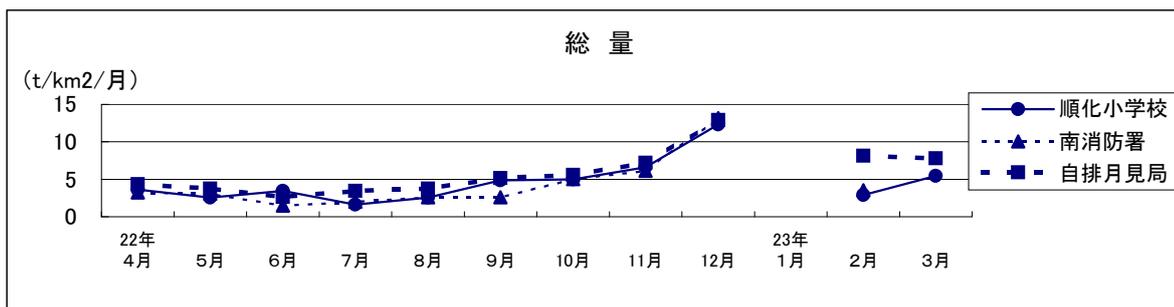
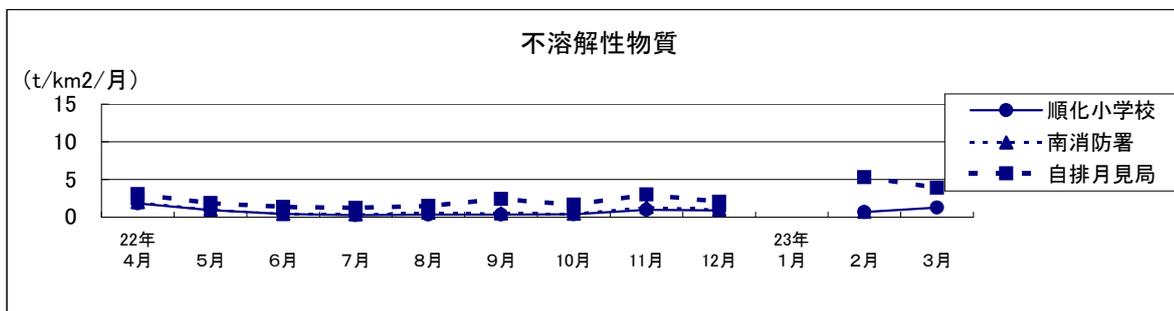
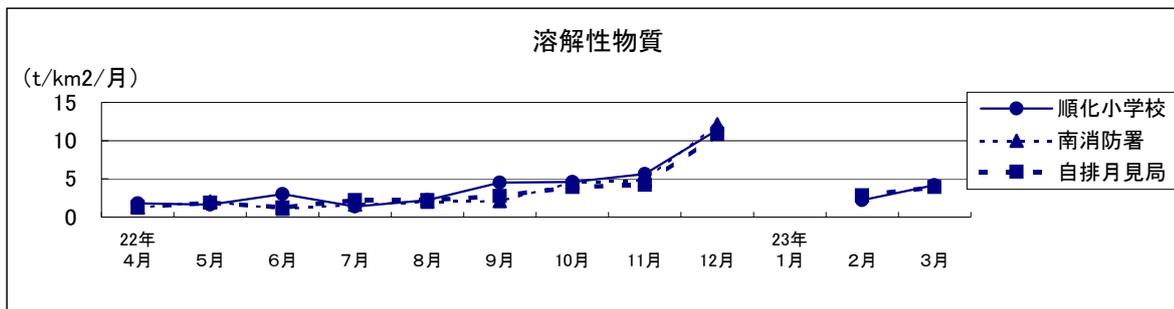
※ 不純物混入により欠測

(2) 道路粉じん結果表

(t/km<sup>2</sup>/月)

測定地	用途区域	項目/月	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	平均
月自 見局排	近商	溶解性物質	1.28	1.88	1.27	2.21	2.23	2.76	3.94	4.21	10.86	欠測※	2.84	3.91	3.40
		不溶解性物質	3.06	1.86	1.37	1.22	1.50	2.40	1.65	3.00	2.05		5.31	3.88	2.48
		総量	4.34	3.74	2.64	3.43	3.74	5.16	5.59	7.21	12.91		8.15	7.80	5.88
		pH	5.1	5.1	5.2	5.4	5.3	5.7	5.5	5.6	5.1		6.5	6.2	5.5

※ 不純物混入により欠測



1-8 特定施設等届出状況 (資料は、県環境政策課による)

(1) 大気汚染防止法にかかる特定施設

<ばい煙発生施設>

(平成23年3月31日現在)

政令別表第1	施設	施設数	工場数
		22年度	22年度
第1項	ボイラー	423	186
第5項	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	13	2
第11項	乾燥炉	19	13
第13項	廃棄物焼却炉	14	9
第19項	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	7	1
第27項	硝酸の製造の用に供する吸収施設	1	1
第29項	ガスタービン	電気事業法・ガス事業法対象外	2
		電気事業法・ガス事業法対象	33
第30項	ディーゼル機関	電気事業法・ガス事業法対象外	19
		電気事業法・ガス事業法対象	97
合計		628	320

<一般粉じん発生施設>

(平成23年3月31日現在)

政令別表第2	施設	施設数	工場数
		22年度	22年度
第2項	堆積場	18	12
第3項	ベルトコンベア	42	10
第4項	破碎機及び摩砕機	29	8
第5項	ふるい	4	3
合計		93	33

<揮発性有機化合物排出施設>

(平成23年3月31日現在)

政令別表第1-2	施設	施設数	工場数
		22年度	22年度
第1項	乾燥施設(化学製品製造用)	4	1
第2項	塗装施設	2	1
合計		6	2

※ その他の製造用(木材または木製品の製造用を除く)

(2) 福井県公害防止条例に基づく特定施設(平成9年3月施行)

<ばい煙に係る特定施設>

(平成23年3月31日現在)

施設	施設数	工場数
	22年度	22年度
金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	13	6
廃棄物焼却炉	14	9
塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設	13	5
合計	40	20

<炭化水素に係る特定施設>

(平成23年3月31日現在)

施設	施設数	工場数
	22年度	22年度
燃料小売業の用に供する地下タンク (燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク)	28	10
合計	28	10

2 水質汚濁

2-1 公共用水域の水質調査結果

(1) 河川

河川名称	九頭竜川				九頭竜川				水頭竜川系							
	中角橋				高屋橋				布施田橋							
調査地点	*				A				B							
環境基準点	A				A				B							
水域類型	国土交通省				国土交通省				国土交通省							
調査機関	国土交通省				国土交通省				国土交通省							
	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	
一般項目	pH	7.6	7.5	～	7.6	0/12	7.6	7.5	～	7.7	0/4	7.4	7.3	～	7.7	0/12
	D.O	10	8.4	～	13	0/12	10	8.7	～	13	0/4	9.7	7.4	～	12	0/12
	B.O.D	0.7(0.8)	0.5	～	1.1	0/12	0.9(1.0)	0.5	～	1.2	0/4	0.9(1.1)	0.6	～	1.5	0/12
	C.O.D	1.4	1.0	～	2.1	-/12	1.7	1.3	～	1.9	-/4	2.6	1.7	～	4.1	-/12
	S	3	1	～	5	0/12	3	1	～	5	0/4	4	2	～	10	0/12
	大腸菌群数	1600	490	～	3500	8/12	2100	330	～	4900	2/4	6300	490	～	23000	4/12
	油分															
健康	全窒素	0.49	0.37	～	0.66	-/4										
	全リン	0.020	0.012	～	0.031	-/4										
健康項目	カドミウム	<0.001		～	<0.001	0/4					<0.001		～	<0.001	0/2	
	全シアン	<0.1		～	<0.1	0/4					<0.1		～	<0.1	0/2	
	鉛	<0.002		～	<0.002	0/4					<0.002		～	<0.002	0/4	
	六価クロム	<0.02		～	<0.02	0/4					<0.02		～	<0.02	0/2	
	砒素	<0.005		～	<0.005	0/4					<0.005		～	<0.005	0/2	
	総水銀	<0.0005		～	<0.0005	0/4					<0.0005		～	<0.0005	0/2	
	アルキル水銀															
	PCB	<0.0005		～	<0.0005	0/1					<0.0005		～	<0.0005	0/1	
	ジクロロメタン	<0.002		～	<0.002	0/4					<0.002		～	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	<0.0002		～	<0.0002	0/4					<0.0002		～	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		～	<0.0004	0/4					<0.0004		～	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		～	<0.002	0/4					<0.002		～	<0.002	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		～	<0.004	0/4					<0.004		～	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		～	<0.0005	0/4					<0.0005		～	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		～	<0.0006	0/4					<0.0006		～	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	<0.002		～	<0.002	0/4					<0.002		～	<0.002	0/2	
	テトラクロロエチレン	<0.0005		～	<0.0005	0/4					<0.0005		～	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		～	<0.0002	0/1					<0.0002		～	<0.0002	0/1	
	チウラム	<0.0006		～	<0.0006	0/1					<0.0006		～	<0.0006	0/1	
	シマジン(CAT)	<0.0003		～	<0.0003	0/1					<0.0003		～	<0.0003	0/1	
	チオベンカルブ	<0.002		～	<0.002	0/1					<0.002		～	<0.002	0/1	
	ベンゼン	<0.001		～	<0.001	0/4					<0.001		～	<0.001	0/2	
	セレン	<0.002		～	<0.002	0/4					<0.002		～	<0.002	0/2	
	ふっ素	<0.1		～	<0.1	0/4					<0.1		～	<0.1	0/2	
	ほう素	0.06	0.04	～	0.08	0/4					0.09	0.04	～	0.19	0/4	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)	0.37	0.24	～	0.57	0/4					0.54	0.48	～	0.60	0/2	
	(亜硝酸性窒素)	0.36	0.23	～	0.56	-/4					0.53	0.47	～	0.59	-/2	
1,4-ジオキサン	<0.01		～	<0.01	-/4					0.01		～	0.01	-/2		
クロロホルム	<0.005		～	<0.005	0/4					<0.005		～	<0.005	0/2		
監視項目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		～	<0.004	0/1										
	1,2-ジクロロプロペン	<0.006		～	<0.006	0/1										
	p-ジクロロベンゼン	<0.03		～	<0.03	0/1										
	イソキサチオン	<0.0008		～	<0.0008	0/1										
	ダイアジノン	<0.0005		～	<0.0005	0/1										
	フェニトロチオン	<0.0003		～	<0.0003	0/1										
	イソプロチオラン	<0.004		～	<0.004	0/1										
	オキシシン銅	<0.004		～	<0.004	0/1										
	クロロタロニル	<0.004		～	<0.004	0/1										
	プロピザミド	<0.0008		～	<0.0008	0/1										
	EPN	<0.0006		～	<0.0006	0/1										
	ジクロロボス	<0.001		～	<0.001	0/1										
	フェノプロカルブ	<0.002		～	<0.002	0/1										
	イプロベンホス	<0.0008		～	<0.0008	0/1										
	クロロニトロフェン	<0.0001		～	<0.0001	-/1										
	トルエン	<0.06		～	<0.06	0/1										
	キシレン	<0.04		～	<0.04	0/1										
	フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006		～	<0.006	0/1										
	ニッケル	<0.005		～	<0.005	-/1	<0.005		～	<0.005	-/2	<0.005		～	<0.005	-/2
	モリブデン	<0.01		～	<0.01	0/1										
	アンチモン	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/2	0.001		～	0.001	0/2
	塩化ビニルモノマー	<0.0002		～	<0.0002	0/1										
	エピクロロヒドリン	<0.0001		～	<0.0001	0/1										
	全マンガン	<0.02		～	<0.02	0/1										
	ウラン	<0.0002		～	<0.0002	0/1										
	特殊項目等	フェノール類	<0.01		～	<0.01	-/1									
		銅	<0.01		～	<0.01	-/1	<0.01		～	<0.01	-/1	<0.01		～	<0.01
溶解性鉄		<0.1		～	<0.1	-/1					0.1		～	0.1	-/1	
溶解性マンガン		<0.05		～	<0.05	-/1					0.05		～	0.05	-/1	
クロム		<0.02		～	<0.02	-/1										
塩化物イオン		3.95	2.0	～	5.3	-/12					186	6.7	～	749	-/12	
塩素イオン																
保水全生項目	アンモニウム態窒素	0.02	0.01	～	0.02	-/4					0.15	0.13	～	0.16	-/2	
	全亜鉛	0.004	0.003	～	0.004	-/4	0.005	0.004	～	0.006	0/2	0.006	0.004	～	0.008	-/4
	クロロホルム	<0.003		～	<0.003	-/2					<0.003		～	<0.003	-/1	
保水全生項目	フェノール	<0.005		～	<0.005	-/1										
	ホルムアルデヒド	<0.03		～	<0.03	-/1										

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数  
 BODの()内は75%値 NDは不検出。  
 単位は、pH・大腸菌群数を除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称	九 頭 川				電 野 川				水 野 川				
	日	野	川		日	野	川		日	野	川		
調査地点	清水山橋				日光橋				明治橋				
環境基準点	*								*				
水域類型	B				B				B				
調査機関	福井市				国土交通省				国土交通省				
	平均	最小	～ 最大	m/n	平均	最小	～ 最大	m/n	平均	最小	～ 最大	m/n	
一般項目	p	7.4	7.2	～ 7.5	0/12	7.3	7.2	～ 7.5	0/4	7.4	7.2	～ 8.2	0/12
	D	9.7	6.1	～ 12	0/12	9.2	7.1	～ 12	0/4	9.7	7.4	～ 12	0/12
	B O D	1.3(1.6)	0.7	～ 2.5	0/12	1.5(1.7)	1.2	～ 1.8	0/4	1.0(1.3)	0.5	～ 2.4	0/12
	C O D	2.8	1.3	～ 4.5	-/12	3.5	2.7	～ 4.3	-/4	2.9	1.9	～ 5.2	-/12
	S	6	1	～ 15	0/12	9	4	～ 19	0/4	7	3	～ 16	0/12
	大腸菌群数	4200	490	～ 16000	4/12	13000	790	～ 23000	2/4	10000	490	～ 49000	6/12
油	全窒素												
	全リン												
健康項目	カドミウム	<0.001		～ <0.001	0/4				<0.001		～ <0.001	0/4	
	全シアン	<0.1		～ <0.1	0/2				<0.1		～ <0.1	0/4	
	鉛	<0.002		～ <0.002	0/4	<0.002		～ <0.002	0/2	<0.002		～ <0.002	0/4
	六価クロム	<0.01		～ <0.01	0/4				<0.02		～ <0.02	0/4	
	砒素	<0.005		～ <0.005	0/2				<0.005		～ <0.005	0/4	
	総水銀	<0.0005		～ <0.0005	0/4				<0.0005		～ <0.0005	0/4	
	アルキル水銀												
	P C B	<0.0005		～ <0.0005	0/1				<0.0005		～ <0.0005	0/1	
	ジクロロメタン	<0.002		～ <0.002	0/4				<0.002		～ <0.002	0/4	
	四塩化炭素	<0.0002		～ <0.0002	0/4				<0.0002		～ <0.0002	0/4	
健康項目	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		～ <0.0004	0/4				<0.0004		～ <0.0004	0/4	
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		～ <0.002	0/4				<0.002		～ <0.002	0/4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		～ <0.004	0/4				<0.004		～ <0.004	0/4	
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		～ <0.0005	0/4				<0.0005		～ <0.0005	0/4	
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		～ <0.0006	0/4				<0.0006		～ <0.0006	0/4	
	トリクロロエチレン	<0.002		～ <0.002	0/4				<0.002		～ <0.002	0/4	
	テトラクロロエチレン	<0.0005		～ <0.0005	0/4				<0.0005		～ <0.0005	0/4	
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		～ <0.0002	0/4				<0.0002		～ <0.0002	0/1	
	チウラム	<0.0006		～ <0.0006	0/4				<0.0006		～ <0.0006	0/1	
	シマジン(CAT)	<0.0003		～ <0.0003	0/4				<0.0003		～ <0.0003	0/1	
	チオベンカルブ	<0.002		～ <0.002	0/4				<0.002		～ <0.002	0/1	
	ベンゼン	<0.001		～ <0.001	0/4				<0.001		～ <0.001	0/4	
	セレン	<0.002		～ <0.002	0/4				<0.002		～ <0.002	0/4	
	ふっ素	<0.1		～ <0.1	0/4				<0.1		～ <0.1	0/4	
	ほう素	<0.02		～ <0.02	0/4				0.02	<0.02	～ 0.03	0/4	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)	1.1	0.75	～ 1.4	0/4				0.77	0.65	～ 0.98	0/4	
	(亜硝酸性窒素)	1.0	0.73	～ 1.3	-/4				0.74	0.63	～ 0.96	0/4	
	1,4-ジオキサン	0.006	<0.005	～ 0.01	0/4				<0.005		～ <0.005	0/4	
監視項目	クロロホルム												
	トランス-1,2-ジクロロエチレン								<0.004		～ <0.004	0/1	
	1,2-ジクロロプロペン	<0.006		～ <0.006	0/1				<0.006		～ <0.006	0/1	
	1,1-ジクロロプロペン								<0.03		～ <0.03	0/1	
	イソキサチオン								<0.0008		～ <0.0008	0/1	
	ダイアジノン								<0.0005		～ <0.0005	0/1	
	フェニトロチオン								<0.0003		～ <0.0003	0/1	
	イソプロチオラン								<0.004		～ <0.004	0/1	
	オキシシン銅								<0.004		～ <0.004	0/1	
	クロロタロニル								<0.004		～ <0.004	0/1	
	プロピザミド	<0.0008		～ <0.0008	0/1				<0.0008		～ <0.0008	0/1	
	E P N								<0.0006		～ <0.0006	0/1	
	ジクロルボス								<0.001		～ <0.001	0/1	
	フェノプロカルブ								<0.002		～ <0.002	0/1	
	イプロベンホス								<0.0008		～ <0.0008	0/1	
	クロルニトロフェン								<0.0001		～ <0.0001	-/1	
	トルエン								<0.06		～ <0.06	0/1	
	キシレン								<0.04		～ <0.04	0/1	
フタル酸ジエチルヘキシル								<0.006		～ <0.006	0/1		
ニッケル					<0.005		～ <0.005	-/2	<0.005		～ <0.005	-/1	
モリブデン								<0.01		～ <0.01	0/1		
アンチモン					0.003	0.001	～ 0.004	0/2	0.002	0.001	～ 0.002	0/2	
塩化ビニルモノマー								<0.0002		～ <0.0002	0/1		
エピクロヒドリン								<0.0001		～ <0.0001	0/1		
全マンガン								0.08	0.06	～ 0.1	0/2		
ウラン								<0.0002		～ <0.0002	0/1		
特殊項目等	フェノール類								<0.01		～ <0.01	-/1	
	銅					<0.01		～ <0.01	-/1	<0.01		～ <0.01	-/1
	溶解性鉄								0.1		～ 0.1	-/1	
	溶解性マンガン								<0.05		～ <0.05	-/1	
	クロム								<0.02		～ <0.02	-/1	
	塩化物イオン					13.7	10.9	～ 17.2	-/4	15.1	7.1	～ 46.8	-/12
塩素イオン													
アンモニウム態窒素									0.12	0.02	～ 0.19	-/4	
保水全生項目	全亜鉛	0.007	0.002	～ 0.018	-/6	0.009	0.007	～ 0.011	-/2	0.007	0.003	～ 0.01	0/4
	クロロホルム	<0.003		～ <0.003	-/1				<0.003		～ <0.003	-/2	
	フェノール	<0.005		～ <0.005	-/1				<0.005		～ <0.005	-/1	
	ホルムアルデヒド	<0.03		～ <0.03	-/1				<0.03		～ <0.03	-/1	

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数  
BODの()内は75%値 NDは不検出。  
単位は、pH・大腸菌群数を除き、ng/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称	九頭川				竜川				水系							
	足羽川		美山橋		足羽川		天神橋		足羽川		水越橋					
調査地点																
環境基準点					*				*							
水域類型	A				A				B							
調査機関	福井市				福井市				福井市							
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n
一般項目	pH	8.0	7.6	～	8.6	1/12	7.9	7.6	～	8.8	1/12	7.6	7.5	～	7.7	0/12
	DO	11	9.0	～	14	0/12	11	8.9	～	12	0/12	9.8	6.2	～	12	0/12
	BOD	0.6(0.6)	<0.5	～	0.8	0/12	0.6(0.6)	<0.5	～	0.9	0/12	0.7(0.9)	<0.5	～	1	0/12
	COD	1.0	0.7	～	1.5	-/12	1.2	0.7	～	1.6	-/12	1.6	0.9	～	2.5	-/12
	S	2	<1	～	4	0/12	2	<1	～	3	0/12	4	2	～	8	0/12
	大腸菌群数	490		～	490	0/1	2100	170	～	16000	4/12	8000	490	～	35000	4/12
健康項目	油分											0.53	0.44	～	0.61	-/2
	全窒素											0.025	0.017	～	0.033	-/2
健康項目	カドミウム											<0.001		～	<0.001	0/4
	全シアン											<0.1		～	<0.1	0/2
	鉛											<0.002		～	<0.002	0/4
	六価クロム											<0.01		～	<0.01	0/4
	砒素											<0.005		～	<0.005	0/2
	総水銀											<0.0005		～	<0.0005	0/4
	アルキル水銀															
	PCB											<0.0005		～	<0.0005	0/1
	ジクロロメタン											<0.002		～	<0.002	0/4
	四塩化炭素											<0.0002		～	<0.0002	0/4
	1,2-ジクロロエタン											<0.0004		～	<0.0004	0/4
	1,1-ジクロロエチレン											<0.002		～	<0.002	0/4
	シス-1,2-ジクロロエチレン											<0.004		～	<0.004	0/4
	1,1,1-トリクロロエタン											<0.0005		～	<0.0005	0/4
	1,1,2-トリクロロエタン											<0.0006		～	<0.0006	0/4
	トリクロロエチレン											<0.002		～	<0.002	0/4
	テトラクロロエチレン											<0.0005		～	<0.0005	0/4
	1,3-ジクロロプロペン											<0.0002		～	<0.0002	0/4
	チウラム											<0.0006		～	<0.0006	0/4
	シマジン(CAT)											<0.0003		～	<0.0003	0/4
チオベンカルブ											<0.002		～	<0.002	0/4	
ベンゼン											<0.001		～	<0.001	0/4	
セレン											<0.002		～	<0.002	0/4	
ふっ素											<0.1		～	<0.1	0/4	
ほう素											<0.02		～	<0.02	0/4	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(硝酸性窒素)											0.47	0.27	～	0.69	0/4	
(亜硝酸性窒素)											0.46	0.26	～	0.68	-/4	
1,4-ジオキサン											<0.005		～	<0.005	0/4	
クロロホルム																
トランス-1,2-ジクロロエチレン																
1,2-ジクロロプロペン							<0.006		～	<0.006	0/1	<0.006		～	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン																
イソキサチオン																
ダイアジノン																
フェニトロチオン																
イソプロチオラン																
オキシシン銅																
クロロタロニル																
プロピザミド							<0.0008		～	<0.0008	0/1	<0.0008		～	<0.0008	0/1
EPN																
ジクロルボス																
フェノプロカルブ																
イプロベンホス																
クロルニトロフェン																
トルエン																
キシレン																
フタル酸ジエチルヘキシル																
ニッケル																
モリブデン																
アンチモン																
塩化ビニルモノマー																
エピクロロヒドリン																
全マンガニン																
ウラン																
特殊項目等	フェノール類															
	銅															
	溶解性鉄															
	溶解性マンガニン															
	クロム															
	塩化物イオン															
塩素イオン																
アンモニウム態窒素																
保水全生項目物	全亜鉛						0.002	0.001	～	0.003	-/6	0.003	<0.001	～	0.008	-/6
	クロロホルム						<0.003		～	<0.003	-/1	<0.003		～	<0.003	-/1
	フェノール						<0.005		～	<0.005	-/1	<0.005		～	<0.005	-/1
	ホルムアルデヒド						<0.03		～	<0.03	-/1	<0.03		～	<0.03	-/1

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数  
BODの()内は75%値 NDは不検出。  
単位は、pH・大腸菌群数を除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称			九頭川				竜川				水王川系							
調査地点			東今泉橋				水門				末端							
環境基準点			*				*				*							
水域類型			A				B				A							
調査機関			福井市				福井市				福井市							
			平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	
一般項目	p	H	7.6	7.3	～	7.8	0/12	7.5	7.2	～	7.7	0/12	7.4	7.3	～	7.5	0/12	
	D	O	11	9.5	～	12	0/12	9.8	7.6	～	11	0/12	10	6.8	～	12	1/12	
	B	O	D	1.1(1.2)	0.7	～	1.7	0/12	1.0(1.2)	<0.5	～	1.5	0/12	0.9(1.0)	<0.5	～	1.5	0/12
	C	O	D	2.3	1.5	～	3.3	-/12	2.6	1.7	～	4	-/12	2.6	1.4	～	4.6	-/12
	S		S	7	2	～	22	0/12	7	2	～	18	0/12	6	2	～	15	0/12
	大腸菌群数			7900		～	7900	1/1	4900		～	4900	0/1	4900		～	4900	1/1
健康項目	油																	
	全窒素																	
	全リン																	
	カドミウム							<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/4	
	全シアン																	
	鉛																	
	六価クロム							<0.01		～	<0.01	0/4	<0.01		～	<0.01	0/4	
	砒素																	
	総水銀							<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/4	
	アルキル水銀																	
	P	C	B															
	ジクロロメタン							<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/4	
	四塩化炭素							<0.0002		～	<0.0002	0/4	<0.0002		～	<0.0002	0/4	
	1,2-ジクロロエタン							<0.0004		～	<0.0004	0/4	<0.0004		～	<0.0004	0/4	
	1,1-ジクロロエチレン							<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン							<0.004		～	<0.004	0/4	<0.004		～	<0.004	0/4	
	1,1,1-トリクロロエタン							<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/4	
	1,1,2-トリクロロエタン							<0.0006		～	<0.0006	0/4	<0.0006		～	<0.0006	0/4	
	トリクロロエチレン							<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/4	
	テトラクロロエチレン							<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/4	
1,3-ジクロロプロペン							<0.0002		～	<0.0002	0/4	<0.0002		～	<0.0002	0/4		
チウラム							<0.0006		～	<0.0006	0/4	<0.0006		～	<0.0006	0/4		
シマジン(CAT)							<0.0003		～	<0.0003	0/4	<0.0003		～	<0.0003	0/4		
チオベンカルブ							<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/4		
ベンゼン							<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/4		
セレン							<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/4		
ふっ素							<0.1		～	<0.1	0/4	<0.1		～	<0.1	0/4		
ほう素							0.03	<0.02	～	0.04	0/4	<0.02		～	<0.02	0/4		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)							0.56	0.27	～	0.88	0/4	0.53	0.39	～	0.74	0/4		
(亜硝酸性窒素)							0.54	0.26	～	0.85	-/4	0.52	0.38	～	0.73	-/4		
1,4-ジオキサソ							<0.005		～	<0.005	0/4	<0.005		～	<0.005	0/4		
クロロホルム																		
トランス-1,2-ジクロロエチレン																		
1,2-ジクロロプロペン							<0.006		～	<0.006	0/1	<0.006		～	<0.006	0/1		
p-ジクロロベンゼン																		
イソキサチオン																		
ダイアジノン																		
フェニトロチオン																		
イソプロチオラン																		
オキシシン銅																		
クロロタロニル																		
プロピザミド							<0.0008		～	<0.0008	0/1	<0.0008		～	<0.0008	0/1		
EPN																		
ジクロルボス																		
フェノプロカルブ																		
イプロベンホス																		
クロルニトロフェン																		
トルエン																		
キシレン																		
フタル酸ジエチルヘキシル																		
ニッケル																		
モリブデン																		
アンチモン																		
塩化ビニルモノマー																		
エピクロロヒドリン																		
全マンガ																		
ウラン																		
特殊項目等	フェノール類																	
	銅																	
	溶解性鉄																	
	溶解性マンガン																	
	クロム																	
	塩化物イオン																	
	塩素イオン																	
	アンモニウム態窒素																	
保水	全亜鉛							0.009	0.003	～	0.031	-/6	0.006	0.002	～	0.012	-/6	
全生	クロロホルム							<0.003		～	<0.003	-/1	<0.003		～	<0.003	-/1	
項生	フェノール							<0.005		～	<0.005	-/1	<0.005		～	<0.005	-/1	
目物	ホルムアルデヒド							<0.03		～	<0.03	-/1	<0.03		～	<0.03	-/1	

<備考> m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数/総検体数  
BODの（）内は75%値 NDは不検出。  
単位は、pH・大腸菌群数を除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称		九頭川				電馬渡川				水渡川						
		狐橋		馬渡北橋		馬渡北橋		黒丸新橋								
調査地点		*														
環境基準点		D														
水域類型		福井市				福井市				福井市						
調査機関		平均				平均				平均						
		最小	～	最大	m/n	最小	～	最大	m/n	最小	～	最大	m/n			
一般項目	pH	7.5	7.3	～	7.7	0/12	7.5	7.1	～	7.7	-/12	7.5	7.3	～	7.6	-/12
	DO	7.9	4.2	～	11	0/12	9.3	7.4	～	11	-/12	7.8	5.6	～	9.4	-/12
	BOD	2.8(3.3)	1.4	～	4.1	0/12	1.7(1.9)	0.9	～	3.2	-/12	14(17)	6.8	～	23	-/12
	COD	11	4.0	～	17	-/12	3.5	2.0	～	5.7	-/12	33	21	～	58	-/12
	S	12	2	～	26	0/12	13	3	～	39	-/12	23	8	～	44	-/12
	大腸菌群数	11000		～	11000	-/1	4600		～	4600	-/1	13000		～	13000	-/1
健康	カドミウム	<0.001		～	<0.001	0/4					<0.001		～	<0.001	0/4	
	鉛			～	<0.01	0/4					<0.01		～	<0.01	0/4	
健康	砒素	<0.0005		～	<0.0005	0/4					<0.0005		～	<0.0005	0/4	
	アルキル水銀			～	<0.0005	0/4					<0.0005		～	<0.0005	0/4	
健康	PCB			～	<0.002	0/4					<0.002		～	<0.002	0/4	
	ジクロロメタン	<0.002		～	<0.002	0/4					<0.002		～	<0.002	0/4	
健康	四塩化炭素	<0.0002		～	<0.0002	0/4					<0.0002		～	<0.0002	0/4	
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		～	<0.0004	0/4					<0.0004		～	<0.0004	0/4	
健康	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		～	<0.002	0/4					<0.002		～	<0.002	0/4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		～	<0.004	0/4					<0.004		～	<0.004	0/4	
健康	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		～	<0.0005	0/4					<0.0005		～	<0.0005	0/4	
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		～	<0.0006	0/4					<0.0006		～	<0.0006	0/4	
健康	トリクロロエチレン	<0.002		～	<0.002	0/4					<0.002		～	<0.002	0/4	
	テトラクロロエチレン	<0.0005		～	<0.0005	0/4					<0.0005		～	<0.0005	0/4	
健康	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		～	<0.0002	0/4					<0.0002		～	<0.0002	0/4	
	チウラム	<0.0006		～	<0.0006	0/4					<0.0006		～	<0.0006	0/4	
健康	シマジン(CAT)	<0.0003		～	<0.0003	0/4					<0.0003		～	<0.0003	0/4	
	チオベンカルブ	<0.002		～	<0.002	0/4					<0.002		～	<0.002	0/4	
健康	ベンゼン	<0.001		～	<0.001	0/4					<0.001		～	<0.001	0/4	
	セレン	<0.002		～	<0.002	0/4					<0.002		～	<0.002	0/4	
健康	ふっ素	<0.1		～	<0.1	0/4					0.15	<0.1	～	0.3	0/4	
	ほう素	0.04	0.03	～	0.05	0/4					0.06	0.02	～	0.08	0/4	
健康	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(硝酸性窒素)	0.84	0.57	～	1.2	0/4					0.20	0.02	～	0.32	0/4	
	(亜硝酸性窒素)	0.78	0.52	～	1.1	-/4					0.18	0.01	～	0.29	-/4	
健康	1,4-ジオキサソ	<0.005		～	<0.005	0/4					0.005	<0.005	～	0.005	0/4	
	クロホルム			～	<0.006	0/1					<0.006		～	<0.006	0/1	
監視	1,2-ジクロロプロペン	<0.006		～	<0.006	0/1					<0.006		～	<0.006	0/1	
	1,1-ジクロロプロペン			～	<0.006	0/1					<0.006		～	<0.006	0/1	
監視	イソキサチオン			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	ダイアジノン			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
監視	フェニトロチオン			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	イソプロチオラン			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
監視	オキシシン銅			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	クロロタロニル			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
監視	プロピザミド	<0.0008		～	<0.0008	0/1					<0.0008		～	<0.0008	0/1	
	EPN			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
監視	ジクロルボス			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	フェノプロカルブ			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
監視	イプロベンホス			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	クロルニトロフェン			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
監視	トルエン			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	キシレン			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
監視	フタル酸ジエチルヘキシル			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	ニッケル			～	<0.008	0/1					0.55	0.17	～	0.88	-/4	
監視	モリブデン			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	アンチモン	0.018	0.003	～	0.031	1/4					0.035	0.017	～	0.056	2/4	
監視	塩化ビニルモノマー			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	エピクロロヒドリン			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
監視	全マンガ			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	ウー			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
特殊	フェノール類			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	銅			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
特殊	溶解性鉄			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	溶解性マンガン			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
特殊	クロム			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	塩化物イオン			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
特殊	塩素イオン			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
	アンモニウム態窒素			～	<0.008	0/1					<0.008		～	<0.008	0/1	
保水	全亜鉛	0.021	0.011	～	0.056	-/6	0.027	0.007	～	0.10	-/6	0.15	0.069	～	0.20	-/6
	クロホルム	<0.003		～	<0.003	-/1					<0.003		～	<0.003	-/1	
保水	フェノール	<0.005		～	<0.005	-/1					<0.005		～	<0.005	-/1	
	ホルムアルデヒド	<0.03		～	<0.03	-/1					<0.03		～	<0.03	-/1	

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数  
BODの()内は75%値 NDは不検出。  
単位は、pH・大腸菌群数を除き、ng/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称	九頭川				電川				水系							
	八ヶ川				江端川				朝六川							
調査地点	高江橋				江守橋				大島新橋							
環境基準点																
水域類型																
調査機関	福井市				福井市				福井市							
	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	
一般項目	pH	7.3	7.1	～	7.5	-/12	7.5	7.2	～	7.6	-/12	7.4	7.2	～	7.6	-/12
	DO	8.6	4.5	～	11	-/12	9.3	6.2	～	11	-/12	8.9	6.3	～	12	-/12
	BOD	2.4(2.6)	1.6	～	3.3	-/12	1.2(1.4)	0.8	～	2.7	-/12	2.2(2.5)	1.1	～	4.6	-/12
	COD	5.8	3.0	～	11	-/12	2.9	1.8	～	4.8	-/12	3.8	2.4	～	5.1	-/12
	S	13	2	～	27	-/12	9	2	～	22	-/12	12	3	～	38	-/12
	大腸菌群数	13000		～	13000	-/1	7900		～	7900	-/1	13000		～	13000	-/1
油	全窒素															
	全リン															
健康	カドミウム	<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/1
	全シアン										<0.1		～	<0.1	0/1	
健康	鉛										<0.002		～	<0.002	0/1	
	六価クロム	<0.01		～	<0.01	0/4					<0.01		～	<0.01	0/1	
健康	砒素										<0.005		～	<0.005	0/1	
	総水銀	<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/1
健康	アルキル水銀															
	PCB															
健康	ジクロロメタン	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1
	四塩化炭素	<0.0002		～	<0.0002	0/4	<0.0002		～	<0.0002	0/4	<0.0002		～	<0.0002	0/1
健康	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		～	<0.0004	0/4	<0.0004		～	<0.0004	0/4	<0.0004		～	<0.0004	0/1
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1
健康	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		～	<0.004	0/4	<0.004		～	<0.004	0/4	<0.004		～	<0.004	0/1
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/1
健康	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		～	<0.0006	0/4	<0.0006		～	<0.0006	0/4	<0.0006		～	<0.0006	0/1
	トリクロロエチレン	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1
健康	テトラクロロエチレン	<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/1
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		～	<0.0002	0/4	<0.0002		～	<0.0002	0/4	<0.0002		～	<0.0002	0/1
健康	チウラム	<0.0006		～	<0.0006	0/4	<0.0006		～	<0.0006	0/4	<0.0006		～	<0.0006	0/1
	シマジン(CAT)	<0.0003		～	<0.0003	0/4	<0.0003		～	<0.0003	0/4	<0.0003		～	<0.0003	0/1
健康	チオベンカルブ	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1
	ベンゼン	<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/1
健康	セレン	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1
	ふっ素	<0.1		～	<0.1	0/4	0.1	<0.1	～	0.1	0/4	<0.1		～	<0.1	0/1
健康	ほう素	0.03	<0.02	～	0.05	0/4	<0.02		～	<0.02	0/4	<0.02		～	<0.02	0/1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(硝酸性窒素)	0.53	0.26	～	0.84	0/4	0.63	0.32	～	0.99	0/4	1.4		～	1.4	0/1
健康	(亜硝酸性窒素)	0.50	0.25	～	0.80	-/4	0.61	0.30	～	0.96	-/4	1.3		～	1.3	-/1
	1,4-ジオキサソクロロホルム	<0.005		～	<0.005	0/4	<0.005		～	<0.005	0/4	<0.005		～	<0.005	0/1
要監視	トランス-1,2-ジクロロエチレン															
	1,2-ジクロロプロペン	<0.006		～	<0.006	0/1	<0.006		～	<0.006	0/1					
要監視	p-ジクロロベンゼン															
	イソキサチオン															
要監視	ダイアジノン															
	フェニトロチオン															
要監視	イソプロチオラン															
	オキシシン銅															
要監視	クロロタロニル															
	プロピザミド	<0.0008		～	<0.0008	0/1	<0.0008		～	<0.0008	0/1					
要監視	EPN															
	ジクロルボス															
要監視	フェノプロカルブ															
	イプロベンホス															
要監視	クロルニトロフェン															
	トルエン															
要監視	キシレン															
	フタル酸ジエチルヘキシル															
要監視	ニッケル															
	モリブデン															
要監視	アンチモン															
	塩化ビニルモノマー															
要監視	エピクロヒドリン															
	全マンガン															
特殊項目	ウラン															
	フェノール類															
特殊項目	銅															
	溶解性鉄															
特殊項目	溶解性マンガン															
	クロム															
特殊項目	塩化物イオン															
	塩素イオン															
特殊項目	アンモニウム態窒素															
	全亜鉛	0.013	0.009	～	0.016	-/2	0.007	0.002	～	0.021	-/6	0.008	0.005	～	0.011	-/2
保水全生	クロロホルム	<0.003		～	<0.003	-/1	<0.003		～	<0.003	-/1					
	フェノール	<0.005		～	<0.005	-/1	<0.005		～	<0.005	-/1					
保水全生	ホルムアルデヒド	<0.03		～	<0.03	-/1	<0.03		～	<0.03	-/1					

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数  
BODの()内は75%値 NDは不検出。  
単位は、pH・大腸菌群数を除き、ng/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称	九 頭 川				電 未 更 毛 川				水 喰 川 系				
	七 瀬 川				御 鷹 橋				や す だ 橋				
調査地点	御 鷹 橋				や す だ 橋				護 国 橋				
環境基準点									*				
水域類型									B				
調査機関	福 井 市				福 井 市				福 井 市				
	平均	最小	～ 最大	m/n	平均	最小	～ 最大	m/n	平均	最小	～ 最大	m/n	
一般項目	pH	7.5	7.2	～ 7.7	-/12	7.4	7.0	～ 7.5	-/12	7.5	7.2	～ 7.8	0/12
	DO	10	6.1	～ 12	-/12	9.6	6.6	～ 12	-/12	10	8.3	～ 13	0/12
	BOD	1.1(1.2)	<0.5	～ 3.4	-/12	0.9(1.1)	<0.5	～ 1.3	-/12	1.7(1.9)	0.8	～ 3.7	1/12
	COD	2.9	1.5	～ 4.9	-/12	2.5	1.4	～ 3.6	-/12	2.8	2.0	～ 4.5	-/12
	SS	9	2	～ 35	-/12	8	2	～ 20	-/12	9	2	～ 23	0/12
	大腸菌群数	3300		～ 3300	-/1	13000		～ 13000	-/1	24000		～ 24000	1/1
油	全窒素												
	全リン												
健康	カドミウム	<0.001		～ <0.001	0/1	<0.001		～ <0.001	0/1				
	鉛	<0.002		～ <0.002	0/1	<0.002		～ <0.002	0/1				
	六価クロム	<0.01		～ <0.01	0/1	<0.01		～ <0.01	0/1				
	砒素	<0.005		～ <0.005	0/1	<0.005		～ <0.005	0/1				
	総水銀	<0.0005		～ <0.0005	0/1	<0.0005		～ <0.0005	0/1				
	アルキル水銀												
	PCB												
	ジクロロメタン	<0.002		～ <0.002	0/1	<0.002		～ <0.002	0/1				
	四塩化炭素	<0.0002		～ <0.0002	0/1	<0.0002		～ <0.0002	0/1				
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		～ <0.0004	0/1	<0.0004		～ <0.0004	0/1				
項目	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		～ <0.002	0/1	<0.002		～ <0.002	0/1				
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		～ <0.004	0/1	<0.004		～ <0.004	0/1				
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		～ <0.0005	0/1	<0.0005		～ <0.0005	0/1				
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		～ <0.0006	0/1	<0.0006		～ <0.0006	0/1				
	トリクロロエチレン	<0.002		～ <0.002	0/1	<0.002		～ <0.002	0/1				
	テトラクロロエチレン	<0.0005		～ <0.0005	0/1	<0.0005		～ <0.0005	0/1				
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		～ <0.0002	0/1	<0.0002		～ <0.0002	0/1				
	チウラム	<0.0006		～ <0.0006	0/1	<0.0006		～ <0.0006	0/1				
	シマジン(CAT)	<0.0003		～ <0.0003	0/1	<0.0003		～ <0.0003	0/1				
	チオベンカルブ	<0.002		～ <0.002	0/1	<0.002		～ <0.002	0/1				
項目	ベンゼン	<0.001		～ <0.001	0/1	<0.001		～ <0.001	0/1				
	セレン	<0.002		～ <0.002	0/1	<0.002		～ <0.002	0/1				
	ふっ素	<0.1		～ <0.1	0/1	<0.1		～ <0.1	0/1				
	ほう素	<0.02		～ <0.02	0/1	<0.02		～ <0.02	0/1				
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(硝酸性窒素)	0.36		～ 0.36	0/1	0.47		～ 0.47	0/1				
	(亜硝酸性窒素)	0.35		～ 0.35	-/1	0.46		～ 0.46	-/1				
	1,4-ジオキサソール	<0.005		～ <0.005	0/1	<0.005		～ <0.005	0/1				
	クロロホルム												
	トランス-1,2-ジクロロエチレン												
	1,2-ジクロロプロペン												
監視項目	p-ジクロロベンゼン												
	イソキサチオン												
	ダイアジノン												
	フェニトロチオン												
	イソプロチオラン												
	オキシシン銅												
	クロロタロニル												
	プロピザミド												
	EPN												
	ジクロルボス												
監視項目	フェノプロカルブ												
	イプロベンホス												
	クロルニトロフェン												
	トルエン												
	キシレン												
	フタル酸ジエチルヘキシル												
	ニッケル												
	モリブデン												
	アンチモン												
	塩化ビニルモノマー												
特殊項目等	エピクロヒドリン												
	全マンガン												
	ウラン												
	フェノール類												
	銅												
	溶解性鉄												
	溶解性マンガン												
	クロム												
	塩化物イオン												
	塩素イオン												
保水全生項目物	アンモニウム態窒素												
	全亜鉛	0.004	0.002	～ 0.005	-/2	0.008	0.003	～ 0.012	-/2				
	クロロホルム												
	フェノール												
	ホルムアルデヒド												

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数  
BODの()内は75%値 NDは不検出。  
単位は、pH・大腸菌群数を除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

河川名称		九頭川				電芳野川				水津川系								
		底喰川		西野橋		古市ふれあい橋		志津川		末端								
調査地点																		
環境基準点		*																
水域類型		D																
調査機関		福井市				福井市				福井市								
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n		
一般項目	p	H	7.4	7.2	～	7.7	0/12	8.1	7.6	～	8.7	-/12	7.4	7.1	～	7.6	-/12	
	D	O	9.7	8.2	～	11	0/12	9.7	8.6	～	11	-/12	10	6.1	～	12	-/12	
	B	O	D	1.6(1.6)	1.0	～	3.6	0/12	1.8(2.0)	0.9	～	3.4	-/12	1.0(1.2)	<0.5	～	1.6	-/12
	C	O	D	2.9	1.9	～	4.5	-/12	3.2	2.0	～	4.6	-/12	2.7	1.5	～	4.2	-/12
	S	腸菌群数		7	2	～	17	0/12	17	7	～	31	-/12	8	2	～	18	-/12
	油	全窒素		4900		～	4900	-/1	7900		～	7900	-/1	7900		～	7900	-/1
健康項目	カドミウム		<0.001		～	<0.001	0/4											
	全シアン		<0.1		～	<0.1	0/2											
	鉛		<0.002		～	<0.002	0/4											
	六価クロム		<0.01		～	<0.01	0/4											
	砒素		<0.005		～	<0.005	0/2											
	総水銀		<0.0005		～	<0.0005	0/4											
	アルキル水銀																	
	P	C	B	<0.0005		～	<0.0005	0/1										
	ジクロロメタン		<0.002		～	<0.002	0/4											
	四塩化炭素		<0.0002		～	<0.0002	0/4											
	1,2-ジクロロエタン		<0.0004		～	<0.0004	0/4											
	1,1-ジクロロエチレン		<0.002		～	<0.002	0/4											
	シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004		～	<0.004	0/4											
	1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005		～	<0.0005	0/4											
	1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006		～	<0.0006	0/4											
	トリクロロエチレン		<0.002		～	<0.002	0/4											
	テトラクロロエチレン		<0.0005		～	<0.0005	0/4											
	1,3-ジクロロプロペン		<0.0002		～	<0.0002	0/4											
	チウラム		<0.0006		～	<0.0006	0/4											
	シマジン(CAT)		<0.0003		～	<0.0003	0/4											
チオベンカルブ		<0.002		～	<0.002	0/4												
ベンゼン		<0.001		～	<0.001	0/4												
セレン		<0.002		～	<0.002	0/4												
ふっ素		<0.1		～	<0.1	0/4												
ほう素		0.05	0.03	～	0.06	0/4												
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)		1.2	0.55	～	1.9	0/4												
(亜硝酸性窒素)		1.2	0.53	～	1.9	-/4												
(亜硝酸性窒素)		0.03	0.02	～	0.06	-/4												
1,4-ジオキサン		<0.005		～	<0.005	0/4												
クロロホルム																		
トランス-1,2-ジクロロエチレン																		
1,2-ジクロロプロペン		<0.006		～	<0.006	0/1												
p-ジクロロベンゼン																		
イソキサチオン																		
ダイアジノン																		
フェニトロチオン																		
イソプロチオラン																		
オキシシン銅																		
クロロタロニル																		
プロピザミド		<0.0008		～	<0.0008	0/1												
EPN																		
ジクロルボス																		
フェノプロカルブ																		
イプロベンホス																		
クロルニトロフェン																		
トルエン																		
キシレン																		
フタル酸ジエチルヘキシル																		
ニッケル																		
モリブデン																		
アンチモン																		
塩化ビニルモノマー																		
エピクロロヒドリン																		
全マンガニン																		
ウラン																		
特殊項目等	フェノール類																	
	銅																	
	溶解性鉄																	
	溶解性マンガニン																	
	クロム																	
	塩化物イオン																	
	塩素イオン																	
	アンモニウム態窒素																	
保水	全亜鉛		0.017	0.006	～	0.057	-/6	0.014	0.012	～	0.016	-/2	0.003	0.001	～	0.004	-/2	
全生	クロロホルム		<0.003		～	<0.003	-/1											
項生	フェノール		<0.005		～	<0.005	-/1											
目物	ホルムアルデヒド		<0.03		～	<0.03	-/1											

<備考> m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数/総検体数  
BODの（）内は75%値 NDは不検出。  
単位は、pH・大腸菌群数を除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。

(2) 海域

海 域 名 称			九 頭 竜 川 地 先 海 域				越 前 加 賀 海 岸 地 先 海 域											
調 査 地 点			石 橋 地 先				浜 住 地 先				一 光 川 地 先							
環 境 基 準 点			*				*				*							
水 域 類 型			A				A				A							
調 査 機 関			福 井 市				福 井 市				福 井 市							
			平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	
一 般 項 目	p	H	8.2	8.1	～	8.2	0/4	8.2	8.2	～	8.2	0/4	8.2	8.2	～	8.3	0/4	
	D	O	8.2	7.0	～	9.6	2/4	8.2	7.0	～	9.5	2/4	7.9	6.8	～	9.4	2/4	
	B	O	D															
	C	O	D	0.8	<0.5	～	1.2	0/4	0.8	0.6	～	0.9	0/4	0.9	<0.5	～	1.3	0/4
	S		S															
	大腸菌群数																	
	油	分		ND		～	ND	0/4	ND		～	ND	0/4	ND		～	ND	0/4
全窒素																		
全リン																		
健 康 項 目	カドミウム																	
	全シアン																	
	鉛																	
	六価クロム																	
	砒素																	
	総水銀																	
	アルキル水銀																	
	P	C	B															
	ジクロロメタン																	
	四塩化炭素																	
	1,2-ジクロロエタン																	
	1,1-ジクロロエチレン																	
	シス-1,2-ジクロロエチレン																	
	1,1,1-トリクロロエタン																	
	1,1,2-トリクロロエタン																	
	トリクロロエチレン																	
	テトラクロロエチレン																	
	1,3-ジクロロプロペン																	
	チウラム																	
	シマジン(CAT)																	
チオベンカルブ																		
ベンゼン																		
セレン																		
ふっ素																		
ほう素																		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)																		
(亜硝酸性窒素)																		
1,4-ジオキサン																		
クロロホルム																		
トランス-1,2-ジクロロエチレン																		
1,2-ジクロロプロペン																		
o-ジクロロベンゼン																		
イソキサチオン																		
ダイアジノン																		
フェニトロチオン																		
イソプロチオラン																		
オキシシン銅																		
クロロタロニル																		
プロピザミド																		
EPN																		
ジクロルボス																		
フェノブカルブ																		
イプロベンホス																		
クロルニトロフェン																		
トルエン																		
キシレン																		
フタル酸ジエチルヘキシル																		
ニッケル																		
モリブデン																		
アンチモン																		
塩化ビニルモノマー																		
エピクロロヒドリン																		
全マンガン																		
ウラン																		
特 殊 項 目 等	フェノール類																	
	銅																	
	溶解性鉄																	
	溶解性マンガン																	
	クロム																	
塩化物イオン																		
塩素イオン	18.5	18.1	～	19.0	-/4	18.2	17.9	～	18.9	-/4	18.2	17.8	～	18.6	-/4			
アンモニウム態窒素																		
保水全生項目物	全亜鉛																	
	クロロホルム																	
	フェノール																	
ホルムアルデヒド																		

<備考> m/nは、環境基準に適合しない検体数/総検体数  
CODの () 内は75%値  
単位は、pH・大腸菌群数・塩素イオンを除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。塩素イオンは‰。

海 域 名 称			越 前 加 賀 海 岸 地 先 海 域														
調 査 地 点			大 味 川 地 先				亀 島 地 先				菅 生 地 先						
環 境 基 準 点			*														
水 域 類 型			A														
調 査 機 関			福 井 市				福 井 市				福 井 市						
			平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n
一 般 項 目	p	H	8.2	8.2	～	8.3	0/4	8.2	8.1	～	8.2	0/4	8.2	8.1	～	8.2	0/4
	D	O	8.1	6.8	～	9.7	2/4	8.1	6.8	～	9.4	2/4	8.1	6.8	～	9.5	2/4
	B	O															
	C	O	0.8	<0.5	～	1.1	0/4	0.8	<0.5	～	1.2	0/4	0.7	<0.5	～	1.0	0/4
	S	S															
	大 腸 菌 群 数																
	油 分		ND		～	ND	0/4	ND		～	ND	0/4	ND		～	ND	0/4
全 窒 素																	
全 リ ン																	
健 康 項 目	カ ド ミ ウ ム																
	全 シ ア ン																
	鉛																
	六 価 ク ロ ム																
	砒 素																
	総 水 銀																
	ア ル キ ル 水 銀																
	P	C	B														
	ジ ク ロ ロ メ タ ン																
	四 塩 化 炭 素																
	1,2-ジククロロエタン																
	1,1-ジククロロエチレン																
	シス-1,2-ジククロロエチレン																
	1,1,1-トリククロロエタン																
	1,1,2-トリククロロエタン																
	トリククロロエチレン																
	テトラククロロエチレン																
	1,3-ジククロロプロペン																
	チ ウ ラ ム																
	シマジン (C A T)																
チ オ ベ ン カ ル プ																	
ベ ン ゼ ン																	
セ レ ン																	
ふ つ 素																	
ほ う 素																	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)																	
(亜硝酸性窒素)																	
1,4-ジオキサソ																	
クロロホルム																	
トランス-1,2-ジククロロエチレン																	
1,2-ジククロロプロペン																	
o-ジククロロベンゼン																	
イソキサチオン																	
ダイアジノン																	
フェニトロチオン																	
イソプロチオラン																	
オキシシン銅																	
クロロタロニル																	
プロピザミド																	
E P N																	
ジクロルボス																	
フェノプロカルブ																	
イプロベンホス																	
クロルニトロフェン																	
トルエン																	
キシレン																	
フタル酸ジエチルヘキシル																	
ニッケル																	
モリブデン																	
アンチモン																	
塩化ビニルモノマー																	
エピクロロヒドリン																	
全マンガン																	
ウラン																	
特 殊 項 目	フェノール類																
	銅																
	溶解性鉄																
	溶解性マンガン																
	クロム																
等	塩化物イオン																
	塩素イオン	18.4	17.8	～	19.1	-/4	18.4	17.8	～	19.0	-/4	18.4	17.8	～	19.0	-/4	
	アンモニウム態窒素																
保 全 生 項 目	全 亜 鉛																
	クロロホルム																
	フェノール																
保 全 生 項 目	ホルムアルデヒド																

<備考> m/nは、環境基準に適合しない検体数/総検体数  
CODの () 内は75%値  
単位は、pH・大腸菌群数・塩素イオンを除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。塩素イオンは‰。

海 域 名 称		越前加賀海岸地先海域					
調 査 地 点		三 本 木 川 地 先					
環 境 基 準 点							
水 域 類 型		A					
調 査 機 関		福 井 市					
		平均	最小	～ 最大	m/n		
一 般 項 目	p	H	8.2	8.2	～ 8.3	0/4	
	D	O	8.1	6.8	～ 9.9	2/4	
	B	O	D				
	C	O	D	0.7	<0.5	～ 0.9	0/4
	S		S				
	大腸菌群数						
	油 分		ND		～ ND	0/4	
	全 窒 素						
健 康 項 目	カドミウム						
	全 シ ア ン						
	鉛						
	六 価 ク ロ ム						
	砒 素						
	総 水 銀						
	アルキル水銀						
	P C B						
	ジクロロメタン						
	四 塩 化 炭 素						
	1,2-ジクロロエタン						
	1,1-ジクロロエチレン						
	シス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,1,1-トリクロロエタン						
	1,1,2-トリクロロエタン						
	トリクロロエチレン						
	テトラクロロエチレン						
	1,3-ジクロロプロペン						
	要 監 視 項 目	チ ャ ラ ム					
		シマジン (C A T)					
チオベンカルブ							
ベンゼン							
セ レ ン							
ふ つ 素							
ほ う 素							
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (硝酸性窒素)							
(亜硝酸性窒素)							
1,4-ジオキサン							
特 殊 項 目	クロロホルム						
	トランス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,2-ジクロロプロペン						
	p-ジクロロベンゼン						
	イソキサチオン						
	ダイアジノン						
	フェニトロチオン						
	イソプロチオラン						
	オキシシン銅						
	クロロタロニル						
	プロピザミド						
	E P N						
	ジクロルボス						
	フェノプロカルブ						
	イプロベンホス						
	クロルニトロフェン						
	保 水 全 生 項 目	ト ル エ ン					
		キ シ レ ン					
フタル酸ジエチルヘキシル							
ニ ッ ケ ル							
モ リ ブ デ ン							
ア ン チ モ ン							
塩化ビニルモノマー							
エビクロロヒドリン							
全 マ ン ガ ン							
ウ ラ ン							
等	フエノール類						
	銅						
	溶 解 性 鉄						
	溶 解 性 マ ン ガ ン						
	ク ロ ム						
等	塩 化 物 イ オ ン						
	塩 素 イ オ ン		18.4	17.9	～ 19.0	-/4	
	アンモニウム態窒素						
	全 亜 鉛						
保 水 全 生 項 目	クロロホルム						
	フエノール						
ホルムアルデヒド							

<備考> m/nは、環境基準に適合しない検体数/総検体数  
CODの () 内は75%値  
単位は、pH・大腸菌群数・塩素イオンを除き、mg/L。大腸菌群数はMPN/100mL。塩素イオンは‰。

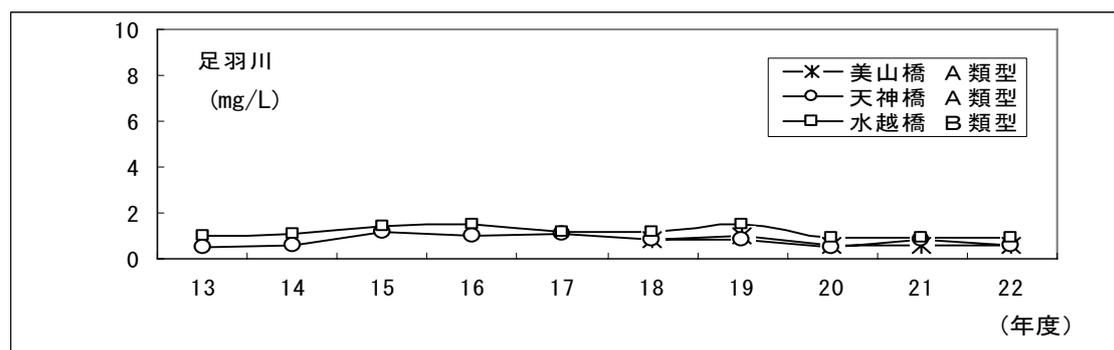
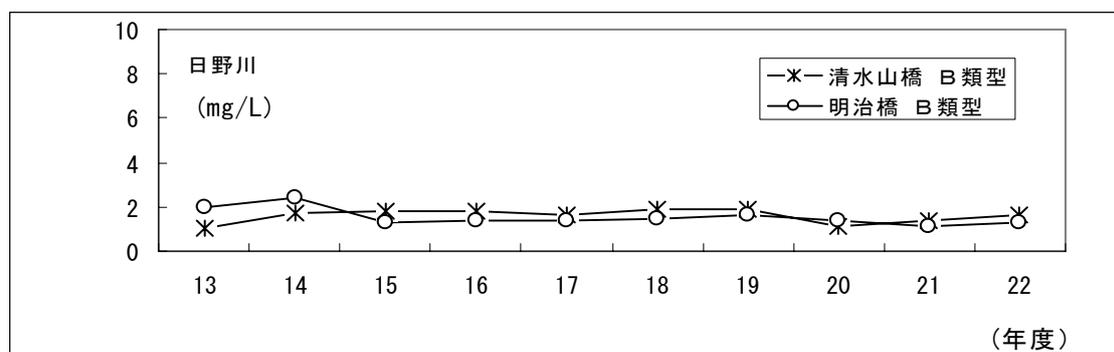
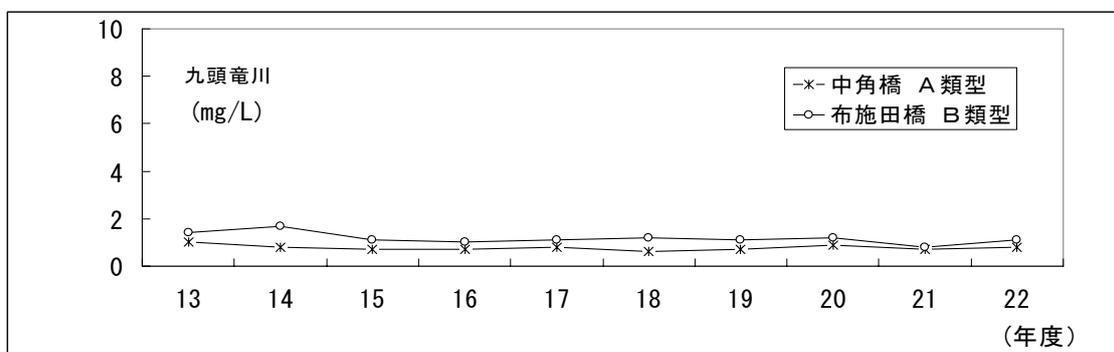
## 2-2 九頭竜川水系主要地点のBODの経年変化

(単位: mg/L)

河川名	調査地点	指定類型	B O D (年度別75%値)									
			13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
九頭竜川	中角橋	A	1.0	0.8	0.7	0.7	0.8	0.6	0.7	0.9	0.7	0.8
	布施田橋	B	1.4	1.7	1.1	1.0	1.1	1.2	1.1	1.2	0.8	1.1
日野川	清水山橋	B	1.0	1.7	1.8	1.8	1.6	1.9	1.9	1.1	1.4	1.6
	明治橋	B	2.0	2.1	1.4	1.4	1.4	1.5	1.6	1.4	1.1	1.3
足羽川	美山橋	A						0.8	1.0	0.6	0.6	0.6
	天神橋	A	0.5	0.6	1.2	1.0	1.1	0.8	0.8	0.5	0.8	0.6
	水越橋	B	1.0	1.1	1.4	1.5	1.2	1.2	1.5	0.9	0.9	0.9

注) 75%値とは、n個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目にくる数値のことをいう。

図2-2-1 九頭竜川水系主要地点のBOD経年変化グラフ

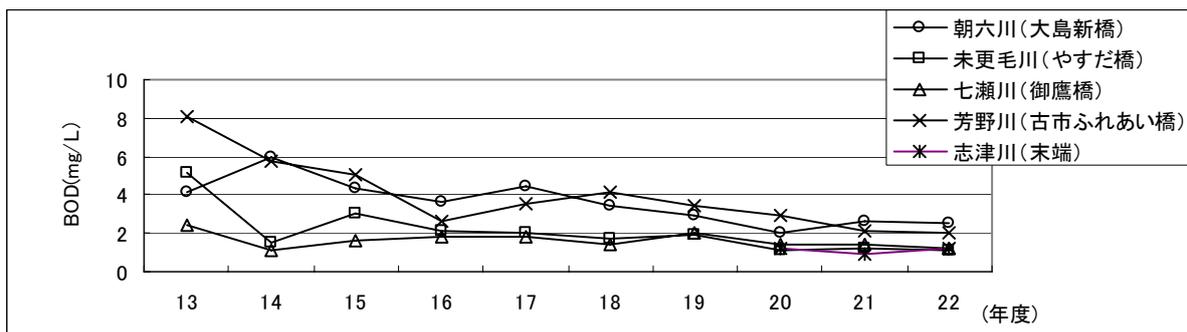
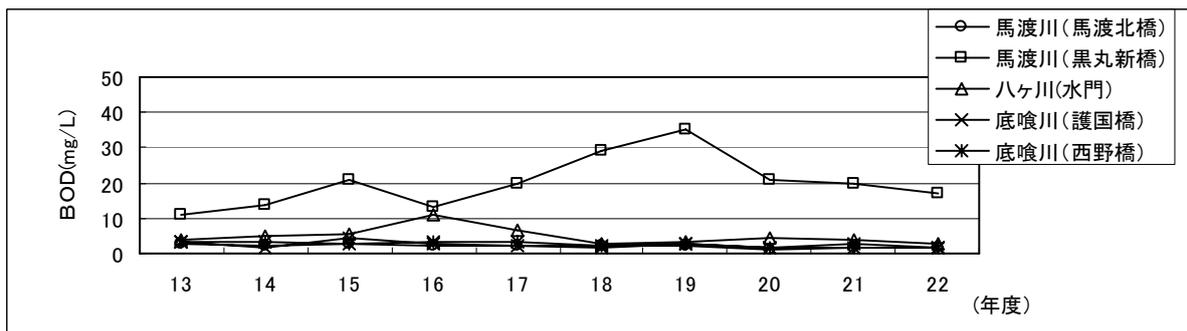
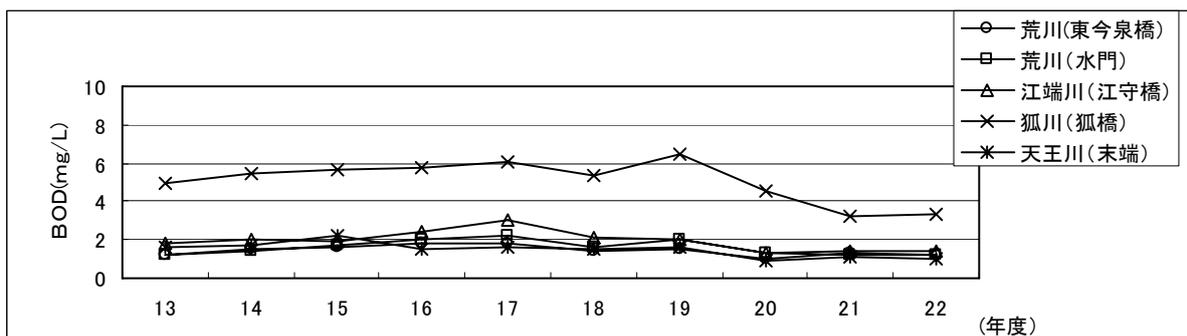


2-3 九頭竜川支派川のBODの経年変化

(単位: mg/L)

河川名	調査地点	指定類型	B O D (年度別75%値)									
			13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
荒川	東今泉橋	A	1.2	1.5	1.6	1.8	1.8	1.4	1.5	1.0	1.3	1.2
〃	水門	B	1.2	1.4	1.7	2.0	2.2	1.6	2.0	1.3	1.2	1.2
江端川	江守橋	なし	1.8	2.9	1.9	2.4	3.0	2.1	2.0	1.3	1.4	1.4
狐川	狐橋	D	5.0	5.5	5.7	5.8	6.1	5.4	6.5	4.5	3.2	3.3
天王川	末端	A	1.6	1.7	2.2	1.5	1.6	1.5	1.6	0.9	1.1	1.0
馬渡川	馬渡北橋	なし	2.8	2.0	2.6	2.4	2.4	2.4	2.0	1.2	1.4	1.9
〃	黒丸新橋	なし	11	14	21	13	20	29	35	21	20	17
八ヶ川	高江橋	なし	3.8	5.2	5.3	11	6.4	2.7	3.1	4.3	4.1	2.6
底喰川	護国橋	B	3.1	1.7	4.4	2.9	2.3	1.7	2.8	1.9	2.7	1.9
〃	西野橋	D	3.1	3.5	2.6	3.3	3.1	2.3	2.5	1.5	1.5	1.6
朝六川	大島新橋	なし	4.1	6.0	4.3	3.6	4.4	3.4	2.9	2.0	2.6	2.5
未更毛川	やすだ橋	なし	5.2	1.5	3.0	2.1	2.0	1.7	1.9	1.1	1.2	1.1
七瀬川	御鷹橋	なし	2.4	1.1	1.6	1.8	1.8	1.4	2.0	1.4	1.4	1.2
芳野川	古市ふれあい橋	なし	8.1	5.8	5.1	2.6	3.5	4.1	3.4	2.9	2.1	2.0
志津川	末端	なし								1.2	0.9	1.2

図2-3-1 九頭竜川支派川のBODの経年変化グラフ



## 2-4 地下水の水質調査結果

### (1) 概況調査結果

平成22年度

項目名		環境基準 (mg/L) ※	測定 地点数	環境基準超過の 地 点 数
環 境 基 準 項 目	カドミウム	0.01	6	0
	全シアン	不検出	6	0
	鉛	0.01	6	0
	六角クロム	0.05	6	0
	ヒ素	0.01	6	0
	総水銀	0.0005	6	0
	P C B	不検出	6	0
	ジクロロメタン	0.02	12	0
	四塩化炭素	0.002	12	0
	塩化ビニルモノマー	0.002	12	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	12	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	12	0
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	12	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	12	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	12	0
	トリクロロエチレン	0.03	12	0
	テトラクロロエチレン	0.01	12	0
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	12	0
	チウラム	0.006	6	0
	シマジン	0.003	6	0
	チオベンカルブ	0.02	6	0
	ベンゼン	0.01	12	0
	セレン	0.01	6	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	6	0
	ふっ素	0.8	6	0
	ほう素	1	6	0
	1,4-ジオキサソ	0.05	6	0
要 監 視 項 目	1,2-ジクロロプロパン	(0.006)	2	0
	プロピザミド	(0.0008)	2	0

※ 要監視項目については、公共用水域における指針値を括弧に示した。

#### 平成22年度概況調査測定地点

測定地点	測定月
① 西二ツ屋町	6月
② 四十谷町	〃
③ 天池町	〃
④ 山室町	〃
⑤ 菅谷	〃
⑥ 若杉	〃
⑦ 中角町	〃
⑧ 角折町	〃
⑨ 文京	〃
⑩ 城東	〃
⑪ 市波	〃
⑫ 葉崎	〃

## (2) 継続監視調査結果

平成22年度

項 目 名		環境基準(mg/L)	測定 地点数	環境基準超過の 地点数
環 境 基 準 項 目	ヒ素	0.01	2	1
	ジクロロメタン	0.02	1	0
	四塩化炭素	0.002	1	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.02	4	0
	塩化ビニルモノマー	0.002	4	0
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	4	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	0
	トリクロロエチレン	0.03	4	0
	テトラクロロエチレン	0.01	3	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	2	0

## 平成22年度継続監視調査測定地点

測 定 地 点	測定月
① 石橋町	6月, 11月
② 新田塚1丁目	〃
③ 下江守町	〃
④ 麻生津(主計中)	〃
⑤ 麻生津(真木)	〃
⑥ 片粕町	〃
⑦ 美山町	〃
⑧ 蒲生町	〃

2-5 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況

(平成23年3月31日現在)

政令別表 第1の 施設番号	業種・施設	排水量 50m <sup>3</sup> /日 以上	排水量 50m <sup>3</sup> /日 未満	合計
1の2	畜産農業、サービス業	—	6	6
2	畜産食料品製造業	3	2	5
3	水産食料品製造業	1	—	1
5	みそ、しょう油等製造業	—	7	7
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈澱槽	—	3	3
10	飲料製造業	—	14	14
16	めん類製造業	—	2	2
17	豆腐、煮豆製造業	—	10	10
19	紡績業、繊維製品製造業、加工業	19	10	29
22	木材薬品処理業	1	2	3
23	パルプ、紙、紙加工品製造業	2	—	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業、製版業	—	10	10
26	無機顔料製造業	1	—	1
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	2	1	3
33	合成樹脂製造業	1	—	1
46	有機化学工業製品製造業	6	2	8
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	—	1	1
54	セメント製品製造業	—	5	5
55	生コンクリート製造業	—	7	7
56	有機質砂かべ材製造業	—	1	1
59	砕石業、鉱物土石の粉碎等処理業	—	4	4
60	砂、砂利、玉石採取業	—	1	1
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	—	1	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	1	1	2
64の2	水道、工業用水道施設の浄水施設	—	2	2
65	酸・アルカリによる表面処理施設	—	4	4
66	電気メッキ施設	2	6	8
66の2	旅館業	6	43	49
66の3	協同調理場に設置される厨房施設	1	—	1
66の4	弁当、仕出屋又は弁当製造の用に供する厨房施設	3	—	3
67	洗濯業	2	21	23
68	写真現像業	—	10	10
68の2	病院（ベット数300床以上）	5	—	5
70の2	自動車分解整備事業	—	5	5
71	自動式車両洗浄施設	—	82	82
71の2	試験研究施設	2	12	12
71の3	一般廃棄物焼却処理施設	—	1	1
71の4	産業廃棄物処理施設	1	—	1
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設	1	2	3
72	し尿処理施設（処理対象501人以上）	35	—	35
73	下水道終末処理施設	7	—	7
74	特定事業所から排出される水の処理施設	3	—	3
	合 計	105	278	383

### 3 騒音・振動

#### 3-1 騒音・振動の調査結果及び評価

##### (1) 一般地域の環境騒音調査

平成 22 年度

測定地点	測定 年月日	用途地域の 区分	地域の 類型	時間帯	測定結果 (dB)	環境基準 (dB)	評価
① <u>下江守町 5 3 字</u> 希望ヶ丘公園	11月16日 ～11月17日	第一種 低層住居 専用地域	A	昼間	42	55	適合
				夜間	36	45	適合
② <u>下荒井町 7</u> 下荒井南公園	11月16日 ～11月17日	第一種 中高層住居 専用地域	A	昼間	38	55	適合
				夜間	34	45	適合
③ <u>舟橋新町 8</u> 日吉神社	11月18日 ～11月19日	第一種 住居地域	B	昼間	40	55	適合
				夜間	37	45	適合

(2) 道路に面する地域の騒音調査

地点番号	路線名	測定地点	評価区間	騒音測定結果		評価対象住居等戸数 (戸)	環境基準超過戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
				昼間	夜間			
1	一般国道 8号線	米松1丁目	新保町 ～和田	昼間	73	441	180	59.2
				夜間	72		55	87.5
2	県道 福井朝日武生線	西木田2丁目	中央1丁目～ 西木田1丁目	昼間	70	317	0	100
				夜間	65		1	99.7
3		湊4丁目	西木田1丁目 ～下江守町	昼間	64	742	0	100
				夜間	58		0	100
4	県道 福井丸岡線	大宮1丁目	文京1丁目～ 大宮1丁目	昼間	69	290	0	100
				夜間	65		0	100
5		田原1丁目	宝永4丁目～ 文京1丁目	昼間	65	59	0	100
				夜間	61		0	100
6		高木1丁目	大宮1丁目 ～舟橋町	昼間	69	371	3	99.2
				夜間	65		3	99.2
7		八重巻東町	稲多浜町～ 河合寄安町	昼間	65	422	1	99.8
				夜間	61		0	100
8	県道 森田停車場中角線	天池町	八重巻中町 ～中角町	昼間	68	144	2	98.6
				夜間	61		2	98.6
9	県道 東郷福井線	春日3丁目	西木田1丁目 ～板垣3丁目	昼間	63	630	0	100
				夜間	54		1	99.8
10		下馬2丁目	下馬2丁目 ～稲津町	昼間	64	90	0	100
				夜間	58		0	100
11	都市計画道 福井東口駅前線	城東1丁目	御幸2丁目～ 城東4丁目	昼間	59	160	0	100
				夜間	53		0	100

(3) 要請限度騒音調査

地点 番号	路 線 名	測 定 地 点	区 域 の 区 分	自動車騒音の要請限度		平均騒音レベル 3日間の平均	車 線 数	大型車混入率 (%)
				(d B)				
				昼間	夜間	(d B)	(d B)	
1	一般国道8号線	米松	(特例)	昼間	75	73	4	9.0
				夜間	70	71		20.1

(備考) 区域の区分欄は、要請限度の区域区分を示す。

(4) 道路交通振動調査

地 点 番 号	路 線 名	測 定 地 点	区 域 の 区 分	道路交通振動の限度値		平均振動レベル	車 線 数	大型車混入率 (%)
				(d B)				
				昼間	夜間			
1	一般国道8号	米松	第2種区域	昼間	70	50	4	9.0
				夜間	65	50		20.1

(備考) 区域の区分欄は、要請限度の区域区分を示す。

### 3-2 騒音規制法に基づく届出

#### (1) 特定施設の業種別届出状況

(平成23年3月31日現在)

特定施設名	特定施設数	特定工場数
(1) 金属加工機械	212	74
(2) 空気圧縮機及び送風機	1,141	189
(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	14	5
(4) 織機	5,799	228
(5) 建設用資材製造機械	5	4
(6) 穀物用製粉機		
(7) 木材加工機械	182	75
(8) 抄紙機	1	1
(9) 印刷機械	315	87
(10) 合成樹脂射出成形機	98	8
(11) 鋳型造形機	7	2
計	7,774	673

#### (2) 特定建設作業の届出状況

作業の種類	年度		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
(1) くい打機等を使用する作業	3	1	1
(2) びょう打機を使用する作業			
(3) さく岩機を使用する作業	20	45	23
(4) 空気圧縮機を使用する作業	5	1	1
(5) コンクリートプラント等を設けて行う作業			
(6) バックホウを使用する作業	22	14	15
(7) トラクターショベルを使用する作業			
(8) ブルドーザを使用する作業			
計	50	61	40

### 3-3 振動規制法に基づく届出

#### (1) 特定施設の届出状況

(平成23年3月31日現在)

特定施設名	特定施設数	特定工場数
(1) 金属加工機械	153	53
(2) 圧縮機	760	151
(3) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	11	3
(4) 織機	2,166	87
(5) コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機械等		
(6) 木材加工機械	7	6
(7) 印刷機械	64	24
(8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	1	
(9) 合成樹脂用射出成形機	115	7
(10) 鋳型造形機	2	2
計	3,279	333

#### (2) 特定建設作業の届出状況

作業の種類	年度		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
(1) くい打機等を使用する作業	5	1	1
(2) 鋼球を使用する作業			
(3) 舗装版破砕機を使用する作業	1		
(4) プレーカー(手持式を除く)を使用する作業	20	40	24
計	26	41	25

## 4 悪臭

### 4-1 一般環境における臭気調査の結果

地点番号	測定地点	測定場所	用途地域の区分	測定結果 (臭気指数)
1	希望ヶ丘公園	下江守町	第一種低層住居専用地域	10 未満
2	下荒井南公園	下荒井町	第一種中高層住居専用地域	10 未満
3	日吉神社	舟橋新町	第一種住居地域	10 未満

### 4-2 福井県公害防止条例に基づく特定施設届出状況

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

用途地域の区分 特定施設	用途地域の区分				特定施設数	事業所数
	住居	商業	工業	その他の地域		
動物等の飼養場において用いる施設			2	67	69	18
けいふんの乾燥又は焼却を行う工場において用いる施設				5	5	3
死亡獣畜取扱場において用いる施設						
化製場において用いる施設						
合 計					74	21

- (注) ①住居：第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域及び第一・二種住居地域  
 ②商業：近隣商業地域および商業地域  
 ③工業：準工業地域、工業地域および工業専用地域

## 5 地盤沈下

### 5-1 地盤沈下変動状況

#### (1) 経年変化

(単位：mm)

観測所名 井戸深度 区分 年度	木田観測所				下荒井観測所		春山観測所				湊観測所	
	28m井		130m井		51m井		43m井		150m井		204m井	
	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値
51	-4.69	-4.69	-21.63	-21.63	-26.48	-26.48						
52	-1.40	-6.09	-0.61	-22.24	-10.60	-37.08						
53	-1.67	-7.76	+1.94	-20.30	-6.16	-43.24						
54	-2.11	-9.87	-2.84	-23.14	-5.36	-48.60						
55	-3.49	-13.36	-12.46	-35.60	-7.87	-56.47						
56	+0.06	-13.30	+3.80	-31.80	-0.95	-57.42						
57	-1.21	-14.51	-1.64	-33.44	-2.98	-60.40						
58	-2.87	-17.38	-10.00	-43.44	-8.87	-69.27						
59	-3.20	-20.58	-1.04	-44.48	-1.43	-70.70	-1.50	-1.50	-0.93	-0.93		
60	-2.91	-23.49	-9.35	-53.83	-7.65	-78.35	-3.28	-4.78	-5.08	-6.01		
61	-0.06	-23.55	+5.61	-48.22	+0.90	-77.45	+0.17	-4.61	+1.12	-4.89		
62	-1.07	-24.62	+0.73	-47.49	-1.25	-78.70	-1.22	-5.83	-0.74	-5.63		
63	+0.06	-24.56	+1.41	-46.08	+0.40	-78.30	-0.01	-5.84	+1.39	-4.24		
元	-1.32	-25.88	-6.26	-52.34	-1.92	-80.22	-1.43	-7.27	-3.33	-7.57		
2	-0.84	-26.72	+1.38	-50.96	-0.73	-80.95	-0.21	-7.48	+0.47	-7.10		
3	-0.29	-27.01	-1.00	-51.96	-1.61	-82.56	-0.57	-8.05	+1.25	-5.85		
4	-0.74	-27.75	+0.48	-51.48	-2.76	-85.32	-1.00	-9.05	-0.72	-6.57	-1.32	-1.32
5	-1.09	-28.84	-2.39	-53.87	-2.04	-87.36	-1.09	-10.14	-3.18	-9.75	-3.44	-4.76
6	-0.02	-28.86	+2.34	-51.53	-1.12	-88.48	-0.16	-10.30	+0.82	-8.93	+0.88	-3.88
7	-1.08	-29.94	-3.38	-54.91	-4.12	-92.60	-1.20	-11.50	-2.29	-11.22	-2.44	-6.32
8	-0.18	-30.12	+1.34	-53.57	+0.44	-92.16	-0.91	-12.41	+1.01	-10.21	-1.00	-7.32
9	-0.20	-30.32	+1.53	-52.04	-0.08	-92.24	+0.19	-12.22	-0.19	-11.34	+0.96	-6.36
10	-0.44	-30.76	-0.30	-52.34	-1.24	-93.48	-0.16	-12.38	+0.08	-11.26	-1.32	-7.68
11	-0.28	-31.04	-2.18	-54.52	-0.96	-94.44	-1.04	-13.42	-2.38	-13.64	-2.76	-10.44
12	-0.56	-31.60	+1.12	-53.40	-1.36	-95.80	-1.32	-14.72	-0.88	-13.52	-0.20	-10.64
13	-0.08	-31.68	+2.48	-50.92	+0.40	-95.40	+0.52	-14.20	+2.00	-11.52	+0.08	-10.56
14	-0.52	-32.20	-0.36	-51.28	-2.92	-98.32	-0.72	-14.92	-1.68	-13.20	-0.68	-11.24
15	-0.52	-32.72	-2.28	-53.56	-1.64	-99.96	-1.24	-16.16	-1.92	-15.12	-0.04	-11.28
16	+0.42	-32.30	-0.67	-54.23	-0.56	-100.52	-0.24	-16.40	-0.80	-15.92	-1.76	-13.04
17	-1.16	-33.46	-3.04	-57.27	-3.16	-103.68	-1.18	-17.58	-1.60	-17.52	-7.93	-20.97
18	+0.60	-32.86	+4.68	-52.59	+1.48	-102.20	+0.50	-17.08	+1.77	-15.75	+1.57	-19.40
19	-0.84	-33.70	-1.74	-54.33	-1.04	-103.24	-0.40	-17.48	-1.80	-17.55	-3.45	-22.85
20	+0.26	-33.44	+4.71	-49.62	+1.20	-102.04	+0.99	-16.49	+2.33	-15.22	+2.75	-20.10
21	-0.60	-34.04	-1.06	-50.68	-0.84	-102.88	-0.39	-16.88	-0.55	-15.77	-1.48	-21.58
22	-1.94	-35.98	-7.60	-58.28	-4.52	-107.40	-2.42	-19.30	-4.31	-20.08	-9.79	-31.37

#### (2) 月別変化

(単位：mm)

観測所名 井戸深度 区分 月	木田観測所				下荒井観測所		春山観測所				湊観測所	
	28m井		130m井		51m井		43m井		150m井		204m井	
	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値
22.4	+0.31	-33.73	+1.48	-49.20	+0.84	-102.04	+0.15	-16.73	+0.41	-15.36	+0.72	-20.86
5	+0.03	-33.70	+0.67	-48.53	+0.12	-101.92	+0.02	-16.71	+0.15	-15.21	+0.09	-20.77
6	+0.07	-33.63	-0.11	-48.64	-0.12	-102.04	+0.04	-16.67	-0.01	-15.22	-0.41	-21.18
7	-0.33	-33.96	-0.39	-49.03	-1.60	-103.64	-0.45	-17.12	-0.38	-15.60	-0.52	-21.70
8	-0.33	-34.29	-0.58	-49.61	-1.76	-105.40	-0.59	-17.71	-0.46	-16.06	-1.05	-22.75
9	+0.08	-34.21	+0.08	-49.53	+1.88	-103.52	+0.37	-17.34	+0.35	-15.71	+0.12	-22.63
10	+0.05	-34.16	+0.22	-49.31	+0.20	-103.32	+0.03	-17.31	+0.05	-15.66	-0.03	-22.66
11	+0.00	-34.16	+0.58	-48.73	+0.16	-103.16	+0.08	-17.23	+0.11	-15.55	+0.20	-22.46
12	-0.35	-34.51	-9.67	-58.40	-1.92	-105.08	-1.62	-18.85	-2.43	-17.98	-7.51	-29.97
23.1	-3.08	-37.59	-7.59	-65.99	-7.80	-112.88	-3.79	-22.64	-5.47	-23.45	-5.15	-35.12
2	+1.26	-36.33	-5.29	-71.28	+3.88	-109.00	+2.74	-19.90	-0.68	-24.13	-4.09	-39.21
3	+0.35	-35.98	+13.00	-58.28	+1.60	-107.40	+0.60	-19.30	+4.05	-20.08	+7.84	-31.37

5-2 観測井地下水位変動状況

(1) 経年変化

(単位：m)

観測所名 井戸深度 区分 年度	木田観測所						下荒井観測所						
	28m井			130m井			25m井			51m井			
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	
51	18.60	25.49	21.55	18.00	36.92	24.54	4.40	10.50	5.89	14.10	27.38	17.82	
52	16.83	23.62	20.70	16.20	33.85	22.88	3.27	9.80	5.40	12.70	23.24	16.81	
53	15.72	13.04	19.02	15.00	29.33	21.19	3.25	7.31	4.88	12.28	20.01	15.69	
54	13.85	13.30	18.07	13.10	31.45	20.18	2.69	9.08	4.66	10.19	23.19	14.80	
55	14.11	15.06	17.48	13.80	35.60	19.52	2.60	9.83	4.37	10.82	26.38	14.11	
56	13.65	10.42	16.62	12.75	27.00	18.44	2.73	7.60	4.04	8.80	18.00	12.63	
57	13.14	21.39	16.37	12.20	26.80	17.95	3.17	8.44	4.39	8.93	18.30	11.60	
58	13.91	24.67	17.02	13.60	33.00	18.80	2.97	10.93	4.64	9.18	13.88	11.97	
59	13.78	23.42	16.86	13.35	28.70	18.25	3.06	9.50	4.66	8.74	10.36	11.54	
60	13.54	24.68	17.59	12.70	33.42	18.84	2.70	11.38	4.53	9.07	23.09	12.34	
61	12.33	20.08	15.64	11.50	25.42	16.94	2.76	9.25	4.05	7.42	17.30	9.92	
62	12.51	19.02	15.22	11.62	23.60	16.51	2.95	8.16	4.07	7.20	14.90	9.20	
63	12.37	17.17	14.41	10.99	21.67	15.41	2.54	6.26	3.52	6.49	11.95	8.46	
元	11.74	20.02	13.44	11.24	28.74	13.20	2.85	9.41	3.50	6.64	15.97	8.06	
2	10.65	20.27	14.70	9.78	27.10	15.70	2.68	9.44	4.11	5.00	15.96	7.65	
3	10.23	17.10	13.99	9.98	20.54	15.14	2.80	6.28	3.96	4.76	10.56	7.17	
4	10.74	16.95	13.73	10.26	21.08	14.72	2.88	6.56	3.89	5.16	11.76	7.38	
5	10.55	19.67	13.25	9.62	24.50	14.16	2.60	8.56	3.62	5.00	13.56	7.05	
6	9.98	20.02	13.32	9.28	24.90	14.19	2.44	8.64	3.93	4.76	16.34	7.18	
7	8.86	20.27	12.51	8.32	27.12	13.29	2.28	9.28	3.98	4.04	15.92	6.55	
8	9.40	16.77	12.51	8.80	20.86	13.40	2.52	6.20	3.48	3.60	10.60	6.47	
9	9.04	17.70	11.89	8.32	22.20	12.65	2.24	6.20	3.26	3.84	11.40	6.16	
10	8.56	17.24	11.22	7.84	22.40	11.86	1.92	7.32	3.09	3.44	12.00	5.58	
11	8.68	16.48	11.04	8.08	21.92	11.69	2.32	7.12	3.16	3.36	10.72	5.09	
12	8.28	20.32	10.83	8.00	28.32	11.28	2.40	10.72	3.35	2.84	13.28	4.46	
13	8.08	16.36	11.81	7.68	16.88	10.50	2.16	5.76	2.96	2.72	10.96	3.90	
14	9.68	17.88	11.63	7.28	22.00	10.16	平成14年4月1日から 測定停止				2.48	10.20	3.99
15	9.02	20.28	11.38	6.56	23.68	9.98					2.36	12.64	3.99
16	8.20	18.15	10.79	7.04	23.84	10.41					2.16	11.80	3.58
17	8.16	22.38	11.04	7.34	25.38	10.95					2.28	13.08	5.13
18	7.00	11.15	8.04	6.70	15.92	8.78					2.96	6.24	3.76
19	6.50	15.47	8.28	6.46	21.38	9.01					2.68	9.48	3.83
20	5.23	13.77	7.30	5.90	18.86	8.13					2.16	7.76	3.19
21	5.54	16.10	7.13	5.50	22.26	7.72					2.08	9.50	3.08
22	5.34	21.48	6.87	5.50	29.64	5.59					2.02	12.76	3.42

(2) 月別変化

(単位：m)

観測所名 井戸深度 区分 月	木田観測所						下荒井観測所						
	28m井			130m井			25m井			51m井			
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	
22.4	5.82	6.65	6.20	6.00	7.72	6.79	平成14年4月1日から 測定停止				2.06	2.54	2.25
5	5.34	6.52	6.05	5.50	8.08	6.77					2.02	2.62	2.31
6	6.04	6.68	6.43	6.32	8.28	7.25					2.26	3.14	2.88
7	5.87	6.72	6.37	6.26	8.70	7.22					2.26	3.06	2.63
8	6.45	7.52	6.94	6.66	8.92	7.84					2.46	3.30	2.97
9	6.51	7.27	6.88	---	---	---					2.58	3.42	2.97
10	6.07	6.75	6.51	---	---	---					2.50	2.86	2.63
11	5.79	6.30	6.04	---	---	---					2.26	2.66	2.47
12	5.90	13.16	7.75	---	---	---					2.26	6.96	3.17
23.1	11.73	14.57	13.02	13.50	29.64	20.04					4.74	11.23	7.05
2	11.04	21.48	15.71	7.90	28.90	13.53					3.52	12.76	6.18
3	7.51	11.02	9.08	7.94	14.36	9.75					3.12	5.00	3.79

(単位：m)

観測所名	春山観測所						湊観測所		
	43m井			150m井			204m井		
井戸深度	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
区分									
年度									
51									
52									
53									
54									
55									
56									
57									
58									
59	7.92	16.72	10.63	11.01	25.80	14.98			
60	7.66	18.80	10.71	10.50	31.14	15.17			
61	6.84	14.76	9.83	8.78	23.99	13.36			
62	7.05	13.75	9.70	8.95	20.97	13.00			
63	7.03	11.78	9.09	9.15	18.62	12.18			
元	7.23	14.99	9.26	9.42	25.94	12.33			
2	6.07	14.99	9.32	7.62	25.80	12.56			
3	6.35	12.23	8.90	7.86	17.88	11.83			
4	6.44	12.00	8.91	8.44	18.34	11.68	9.40	15.72	11.91
5	6.29	14.72	8.65	8.08	24.00	11.33	9.32	21.52	11.45
6	6.26	15.12	8.88	7.88	24.32	11.57	8.72	20.08	11.84
7	5.54	15.23	8.23	7.32	25.34	10.77	8.08	19.60	10.85
8	6.11	12.37	8.31	7.62	18.34	10.89	8.48	15.60	11.19
9	5.56	13.36	7.86	6.88	20.00	10.10	7.84	16.64	10.45
10	5.52	13.48	7.54	6.96	21.04	9.76	6.40	16.16	9.59
11	5.72	12.76	7.69	7.20	20.88	10.18	5.44	13.92	7.66
12	5.52	16.56	7.75	8.00	27.44	10.85	5.92	15.92	8.00
13	5.24	11.00	7.19	7.84	17.04	10.23	5.04	10.32	6.69
14	5.12	13.48	6.99	7.60	22.16	9.83	5.04	11.44	6.33
15	5.84	15.96	8.20	6.80	24.32	9.83	4.64	13.36	6.16
16	6.56	15.56	8.30	7.12	24.08	9.45	4.16	11.04	5.55
17	6.44	16.93	8.56	7.04	27.24	10.38	4.56	15.58	8.30
18	5.68	9.98	7.14	6.82	16.48	8.65	7.12	9.70	7.92
19	5.63	13.68	7.15	6.70	21.88	8.78	7.06	12.40	7.90
20	5.01	11.82	6.52	5.80	19.10	7.83	6.30	10.62	7.50
21	4.82	13.85	6.36	5.70	22.40	7.64	6.06	11.56	7.01
22	5.05	17.25	6.87	5.70	23.82	8.67	5.98	15.30	7.54

## (2) 月別変化

(単位：m)

観測所名	春山観測所						湊観測所		
	43m井			150m井			204m井		
井戸深度	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
区分									
月									
22.4	5.11	6.03	5.66	5.92	6.90	6.44	5.98	6.72	6.45
5	5.05	6.26	5.73	5.70	7.26	6.58	6.12	6.62	6.45
6	5.48	6.40	6.03	6.40	7.64	7.13	6.38	6.80	6.64
7	5.33	6.54	6.00	6.36	7.96	7.18	6.34	6.84	6.61
8	5.36	6.85	6.25	6.36	8.38	7.49	6.64	7.32	7.07
9	5.40	6.77	6.18	6.50	8.18	7.31	6.88	7.38	7.17
10	5.48	6.35	6.01	6.52	7.48	7.06	6.56	7.18	6.83
11	5.24	6.12	5.75	6.12	7.06	6.65	6.48	6.80	6.67
12	5.48	11.35	7.25	6.38	19.42	9.28	6.58	10.02	7.47
23.1	9.45	14.99	11.68	11.84	23.50	17.09	9.00	14.90	10.88
2	6.69	17.25	10.11	7.98	23.82	12.53	7.98	15.30	10.46
3	6.50	8.96	7.52	7.68	14.20	9.37	7.30	8.64	7.98

5-3 水準点の変動状況

水準点番号	所在地	目 標	変						
			S23~S36	S36~S46	S46~S49	S49~S50	S50~S51	S51~S52	
008-404	石 盛 町	上 森 田 バ ス 停 前							
008-405	八 重 巻 東 町	福 井 銀 行 森 田 支 店 前							
900	下 森 田 桜 町	小 武 寛 士 宅 前	-29.3	-82.5	-33.7	-3.9	-2.8	-12.1	
901	高 木 町	JA 福 井 市 中 藤 島 支 店		-74.9	-36.9	-6.9	-0.3	-9.2	
902	文 京 1 丁 目	三 井 住 友 銀 行 福 井 寮 前	-77.1	-136.9	-49.2	-7.1	+3.1	-11.3	
131	文 京 2 丁 目	明 道 中 学 校							
交5258	松 本 2 丁 目	簸 川 神 社	-102.4	-114.4		-7.9	+3.4	-11.3	
132	松 本 4 丁 目	尾 上 公 園							
008-410	大 手 3 丁 目	中 山 酒 店 前					+4.4	-11.0	
903	大 手 3 丁 目	中 央 公 園		-228.7	-93.8	-15.8	+3.8	-15.2	
福井原標	大 手 3 丁 目	福 井 県 庁							
* 008-411	毛 矢 1 丁 目	内 山 文 長 宅 前					+3.8	-6.9	
* 904	西 木 田 1 丁 目	毛 矢 公 園		-677.5		-24.3	+3.7	-11.2	
* 008-412	み の り 1 丁 目	松 井 メ ガ ネ 前					+0.3	-4.4	
* 125	月 見 2 丁 目	自 動 車 排 ガ ス 観 測 局							
* 905	花 堂 北 2 丁 目	秘 鍵 寺		-6.0	-30.4	+4.2	+2.6	+1.6	
* 008-413	花 堂 中 1 丁 目	花 堂 交 番 前					+1.2	-12.7	
* 906	下 荒 井 町	八 幡 神 社	-116.1	-409.9	-254.2	-24.4	-6.4	-23.6	
* 40	下 荒 井 町	下 荒 井 観 測 所						-31	
008-415	今 市 町	ホ ク コ ン 駐 車 場 前					-9.2	-26.1	
008-416	今 市 町	清 水 カ ー セ ン タ ー 前					+4.8	-8.4	
907	今 市 町	稲 荷 神 社		-34.8	-54.7	-3.1	+7.0	-3.4	
008-417	真 木 町	福 井 信 用 金 庫 麻 生 津 支 店 前						-11.6	
008-418	浅 水 三 ヶ 町	安 川 自 動 車 前					-4.7	-15.6	
908	下 江 尻 町	田 島 泰 宅 前				-5.3	+9.0	-1.2	
3246	砂 子 田 町	九 頭 竜 川 堤 防					-13.8	-29.7	
42	昭 和 新 町	白 山 神 社 跡							
3247	布 施 田 町	布 施 田 橋 左 岸 橋 詰					-1.9	-21.9	
43	三 宅 町	白 山 神 社							
3248	江 上 町	金 劔 神 社					+2.2	-9.7	
3249	田 ノ 谷 町	大 安 寺 公 民 館 記 念 碑				-14.1	-0.7	-10.8	
3250	深 谷 町	廣 部 硬 器 前				-15.0	+0.6	-12.1	
3251	文 京 6 丁 目	川 田 公 園				-16.4	+0.6	-15.3	
15	乾 徳 2 丁 目	乾 公 園					+4.4	-17.6	
15-1	乾 徳 2 丁 目	裁 判 所 官 舎							
130	花 月 1 丁 目	西 公 園							
13	天 池 町	森 田 ・ 金 津 線 交 差 点					-4	-17	
113	灯 明 寺 2 丁 目	灯 明 寺 公 園							
14	新 田 塚 町	新 田 塚 公 園					+2	-10	
100-1	文 京 3 丁 目	春 山 観 測 所							
109	照 手 2 丁 目	照 手 公 園							
19	足 羽 2 丁 目	千 年 緑 地					+0	-16	
117	順 化 2 丁 目	錦 公 園							
16	光 陽 4 丁 目	光 陽 中 学 校					-5	-22	
108	菅 谷 2 丁 目	三 条 公 園							
119	学 園 2 丁 目	湊 観 測 所							
118	八 ツ 島 町	藤 島 中 学 校							
20	高 木 町	中 藤 小 学 校					-2	-6	
21	大 和 田 町	大 和 田 神 社					-10	-8	
22	北 野 上 町	天 満 神 社					-5	+0	

(単位:mm)

動 量										累積沈下 量	標 高 (m)	
S52~S53	S53~S54	S54~S56	S56~S60	S60~63	S63~H4	H4~H8	H8~H12	H12~H16	H16~H20			
										-5.2	-5.2	8.1340
										-4.1	-4.1	7.6451
+4.2	+5.5	-2.5	-8.2	-5.6	-10.0	-5.0	+0.7	-0.6		-5.5	-191.3	8.3760
+1.4	+5.3	-4.3	-9.5	-5.3	-4.6	-4.1	-1.9	+0.9		-6.0	-156.3	8.1492
+3.3	+6.4	-6.4	-15.1	-4.2	-3.3	-2.1	+1.5	+3.2		-5.0	-300.2	7.2446
										設置	-	6.657
+1.4	+4.0	-5.0	-13.0	-4.1	-3.9	-6.7	-2.3	+3.6		-6.7	-265.3	8.1101
										設置	-	7.605
+0.7	+0.2	-14.8	-17.0	-5.1	-19.6	亡失					-62.2	-
-6.0	+0.0	-18.8	-16.8	-4.4	-11.0	-7.8	+0.0	+4.0		-8.4	-418.9	9.3480
				-9	-6	-4	+2	+2		-8	-23	11.394
+2.4	+3.0	-2.8	-12.9	亡失							-13.4	-
-1.9	+1.7	-4.6	-19.8	-5.7	-10.4	-0.7	+3.5	+9.5		-9.0	-746.7	7.6176
+0.3	-4.6	+0.4	-14.1	-4.2	-4.0	亡失					-30.3	-
						設置	+1	-2		-3	-4	9.288
+4.0	-0.7	+6.9	-3.5	-1.6	-0.2	-0.4	+1.2	+1.2		-1.4	-22.5	9.0327
-1.7	+2.2	-1.7	-12.8	改埋	改埋	-1.5	-0.6	+1.2		-9.5	-35.9	8.1172
-8.4	+1.8	-2.6	-14.5	-2.2	-3.6	-3.0	+2.3	+2.0		-2.4	-865.2	7.7735
-11	+3	-6	-22	-6	-7	-6	-1	+0		-5	-92	8.385
-10.1	事故	事故	-27.7	-8.3	改埋	+1.3	+1.3	+1.2		-1.9	-79.5	7.7586
-1.5	+6.5	+2.6	-7.5	亡失							-3.5	-
-0.8	+5.0	+1.5	-8.2	-3.2	-3.5	-0.3	+2.3	-0.9		-2.7	-99.8	9.7859
-3.3	+0.7	-1.9	-8.8	-9.4	-13.7	+1.3	+0.6	+0.8		亡失	-45.3	-
-5.1	-6.3	-13.2	-16.7	-16.8	-17.4	-4.3	-5.7	-1.6		-5.9	-113.3	9.8525
+0.8	-1.5	-1.2	+1.7	-6.1	-4.2	+3.8	+1.5	+1.5		+0.0	-1.2	11.0179
-3.6	-15.0	-15.3	-28.5	-18.7	-10.8	-16.8	-9.8	-6.5		-13.9	-182.4	6.9078
+10.0	-7.5	-2.6	-8.0	-7.2	+2.4	-5.7	-1.0	+1.8		-6.5	-24.3	3.0523
+1.2	-3.3	-7.6	-21.2	-11.0	-3.9	-11.1	-3.7	-6.2		-12.3	-102.9	7.7574
+16.0	-1.1	+1.5	-0.7	-4.0	+2.8	-4.6	+0.0	+0.2		-6.3	+3.8	11.0841
+5.1	+3.2	-2.1	-2.2	-7.3	-2.8	-5.7	-7.4	-4.1		-10.4	-41.2	6.5388
-1.8	+1.9	-4.0	-17.4	-7.5	-3.8	-9.8	-4.8	-1.7		-12.8	-87.3	6.5657
-1.4	+1.2	-9.7	-17.4	-9.8	-18.6	-10.1	-4.6	-4.5		移設	-	6.8747
-0.5	+3.3	-7.5	-15.9	移設	-6.2	-4.1	+0.7	+4.7		-5.9	-62.5	6.2691
-8.3	-0.4	-13.2	-69.7	-36.7	-32.7	-19.7	-12.7	-14.1		-22.9	-243.6	5.8255
				設置	-14	-13	-3	+2		-10	-38	6.019
										設置	-	6.724
-3	+1	-7	-17	改埋	-21	-6	+1	-2		-8	-83	7.053
					設置	-5	+3	-1		-7	-10	6.531
-2	+1	-1	-11	-12	-10	-5	+5	+1		改埋	-42	6.517
				+0	-6	-6	+2	+5		-5	-10	7.504
				設置	-11	-8	-2	+5		-8	-24	8.096
-7	-4	+4	-27	-2	-6	-2	-4	+13		-6	-57	6.828
					設置	-5	+0	+3		-8	-10	8.349
-8	+0	-19	改埋	-14	-10	-11	-3	-1		-11	-104	6.569
				設置	-11	-12	-7	-5		-10	-45	6.341
					設置	-14	-6	+1		-10	-29	6.541
					設置	-15	+0	+0		-7	-22	6.282
+2	+4	-2	改埋	-10	-6	-13	+3	-1		-6	-37	8.679
+1	+0	-1	-11	-3	-2	-5	+5	-3		-4	-41	12.794
+4	+2	+6	-9	+1	-2	-3	+8	-5		-3	-6	17.750

水準点番号	所在地	目 標	変					
			S23～S36	S36～S46	S46～S49	S49～S50	S50～S51	S51～S52
5256	上 中 町	野 村 正 行 宅 前				-1	+0	-3
5257	新 保 1 丁 目	片 岡 食 品 店 南 側				-1	-2	-7
111	四ツ居2丁目	県小児療育センター						
129	四ツ居2丁目	県立病院駐車場前						
128	豊島2丁目	東 公 園						
127	北四ツ居3丁目	円 山 小 学 校						
114	高 柳 町	白 山 神 社						
133	高木中央2丁目	高 木 中 央 2 号 公 園						
115	大 和 田 町	福 井 市 中 央 卸 売 市 場						
126	林 藤 島 町	福 井 産 業 技 術 専 門 学 院						
116	開 発 4 丁 目	緑 ヶ 丘 公 園						
3259	原 目 町	藤 岡 グ ラ ウ ン ド					+1	-3
3260	河 水 町	岡 保 小 学 校					+5	-3
3261	荒 木 町	天 満 神 社					+8	+1
23	御 幸 2 丁 目	県立高志高等学校					+4	-12
106	成 和 2 丁 目	成 和 グ ラ ウ ン ド						
24	和 田 東 町	八 幡 神 社					+6	-8
25	曾 万 布 町	曾 万 布 公 民 館					+9	-3
120	問 屋 町 2 丁 目	問 屋 公 園						
102	若 杉 町	社 北 小 学 校						
112	加 茂 河 原 4 丁 目	熊 野 公 園						
17	福 新 町	福 井 県 教 育 研 究 所					-2	-15
*	101	月 見 4 丁 目						
18	種 池 町	山 奥 公 園						
121	種 池 町	社 南 小 学 校					+1	-6
121	合 谷 町	福 井 県 消 防 学 校						
122	南 居 町	県道真栗花堂線歩道						
123	三 尾 野 町	防 火 水 槽 横						
124	中 野 町	麻 生 津 西 保 育 園						
*	103	江 守 中 町						
*	104	江 守 中 町						
*	104	西 谷 2 丁 目						
*	105	西 谷 南 公 園						
*	105	大 島 町						
*	26	大 島 グ ラ ン ド						
*	26	春 日 3 丁 目					+6	-9
*	26-1	春 日 3 丁 目						-13
*	27	木 田 1 丁 目						
*	27	木 田 観 測 所						
*	27	下 馬 1 丁 目					+5	-6
*	28	春 日 神 社						
*	28	小 稲 津 町					+5	-2
*	28	光 福 寺						
*	29	稲 津 町					+6	+0
*	29	白 山 神 社						
*	30	羽 水 1 丁 目					+6	-5
*	30	県立羽水高等学校						
*	107	下 六 条 町						
*	107	福 井 県 産 業 会 館						
*	31	大 町					+2	-8
*	31	白 山 神 社						
*	110	江 端 町						
*	110	向 田 公 園						
*	32	下 六 条 町					+5	-7
*	32	八 幡 神 社						
*	33	下 細 江 町					+8	-1
*	33	白 山 神 社						
*	34	稲 津 町					+6	-2
*	34	足 羽 第 一 中 学 校						
*	35	下 河 北 町					+5	-8
*	35	白 山 神 社						
*	36	上 河 北 町					+5	-3
*	36	白 山 神 社						
*	37	上 細 江 町					+5	-2
*	37	栗 島 神 社						
3270	徳 光 町	八 幡 神 社					+5	+0
3271	太 田 町	江 前 秀 夫 宅 前					+2	+0
3272	半 田 町	J R 大 土 呂 駅					-1	-9

(資料) 国土地理院、福井県環境政策課、福井市環境課

(注1) \*印は福井県地盤沈下対策要綱に基づく対策地域

(注2) 観測の基準日は各年10月1日

動 量										累積沈下 量	標 高 (m)
S52~S53	S53~S54	S54~S56	S56~S60	S60~63	S63~H4	H4~H8	H8~H12	H12~H16	H16~H20		
+4	+3	+2	-6	+2	-3	-2	+9	-3	-3	-1	14.558
+4	+0	+7	-13	+0	-3	-1	+1	+0	-5	-20	10.442
				設 置	-3	-2	+6	+0	亡 失	+1	-
								設 置	-8	-8	9.749
								設 置	-9	-9	8.653
							設 置	-3	-10	-13	9.873
					設 置	-10	-4	-8	亡 失	-22	-
									設 置	-	8.508
					設 置	-9	-2	-1	-6	-18	11.291
							設 置	-10	-8	-18	13.350
					設 置	-8	+0	+0	-6	-14	8.380
+3	+1	+2	-12	+5	-3	-3	+5	-1	-4	-9	11.027
+4	+0	+2	-11	+1	-2	-5	+7	+1	-5	-6	11.938
+5	-1	+6	-5	+3	-1	-2	+4	+2	-3	+17	14.589
-8	+6	-5	-19	-4	-6	-4	+4	-3	-5	-52	8.811
				-5	-8	-6	+2	+1	-5	-21	9.971
+1	+5	+2	-20	-1	改 埋	-1	+3	+1	-4	-16	10.951
+7	-3	+8	-13	改 埋	-3	+0	+3	+4	-3	+6	12.109
					設 置	-7	+5	+2	-6	-6	9.886
				-10	-14	-7	-2	-1	-8	-42	6.859
				設 置	-5	-3	+3	+3	-4	-6	11.329
+0	+4	-4	-16	-10	-10	-4	-1	+0	-8	-66	6.349
				-16	-16	-10	-13	-4	-10	-69	6.458
-2	+2	-7	-6	-6	-11	-5	-4	-1	-29	-74	7.241
					設 置	-3	-3	-1	-3	-10	7.849
					設 置	-30	-21	-10	-8	-69	8.540
					設 置	-12	-15	-4	-8	-39	8.955
					設 置	-4	-3	+0	-4	-11	9.193
				-5	-10	+0	-3	+4	-2	-16	7.823
				-7	-14	-2	-5	+2	-6	-32	6.968
				-5	-7	-1	+0	+1	-4	-16	7.279
-1	+4	-3	-18	-5	-8	-8	+4	+3	-11	-46	8.717
-1	+2	-2	-22	-2	-7	+0	+8	+6	-6	-37	8.348
+3	+2	+2	-17	+1	-10	-8	+0	+7	-5	-26	10.408
+1	+0	+3	-11	+0	+0	-5	+1	+3	-2	-7	11.891
+1	-3	+5	-6	-1	-2	+0	+4	+1	-4	+1	14.115
+5	+1	-6	-11	改 埋	-14	-8	+1	+0	-9	-40	9.081
				-19	-20	-12	-6	+2	-9	-64	9.728
-1	+2	-1	-13	-2	-6	-3	-1	+2	-3	-32	8.287
				設 置	-11	-7	+2	-1	-4	-21	7.689
-3	+2	+1	-15	-5	-10	-12	-4	-3	-6	-57	9.279
+2	-1	+6	-3	-1	-3	-8	+3	+1	-1	+2	11.407
+4	-2	+4	-10	-8	改 埋	-17	+1	+1	-4	-27	13.017
-4	改 埋	-6	-12	+0	-4	-3	+2	+2	-2	-30	8.494
+1	+4	+4	-4	+0	-2	-3	+3	+3	-2	+6	10.455
+1	+1	+5	-3	+0	-4	-4	+1	+3	-2	+1	12.584
+1	+2	+5	-8	+0	-2	-1	-1	-1	-2	-2	12.182
+1	+3	+4	-5	+0	-3	+2	+1	+1	-1	+5	10.911
-5	+4	-6	-8	-3	-5	+1	事 故	-10	-9	-51	9.412

## 6 土壤汚染

### 6-1 土壤環境調査

平成 22 年度

#### 1 土壤溶出量調査

項 目 名	測定 地点数	環境基準超過の 地点数
ホウ素	10	0
鉛	10	0
ヒ素	10	0

#### 2 土壤含有量調査

項 目 名	測定 地点数	環境基準超過の 地点数 (※)
ホウ素	10	—
鉛	10	—
ヒ素	10	—

※含有量に関しては環境基準の設定無し

#### 平成 22 年度調査測定地点

① 島山梨子町	⑥ 篠尾町
② 剣大谷町	⑦ 今市町
③ 郡町	⑧ 清水山町
④ 藤島町	⑨ 福町
⑤ 原目町	⑩ 東下野町

## 7 公害苦情

### 7-1 公害苦情の受理状況

#### (1) 公害種類別受理件数の推移

種類区分	年 度											22	
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	件数	%	
大 気 汚 染	82	82	76	106	72	73	72	38	26	22	20	14.5	
水 質 汚 濁	23	36	39	35	35	31	32	38	45	37	35	25.4	
土 壌 汚 染	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0.0	
騒 音	24	27	40	41	42	44	38	38	35	35	36	26.1	
振 動	3	4	2	3	9	4	5	4	4	5	2	1.4	
地 盤 沈 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
悪 臭	28	23	26	25	41	35	43	46	47	32	29	21.0	
そ の 他	17	8	17	14	27	29	6	23	15	19	16	11.6	
計	177	180	200	224	226	216	200	187	172	151	138	100.0	

#### (2) 月別受理件数

区 分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大 気 汚 染			2	1	1	5	2	3	3	3				20
水 質 汚 濁		3	5	3		1		1	3	2	5	10	2	35
土 壌 汚 染														0
騒 音		5	2	6	5	4	3	1	2	2	1	1	4	36
振 動		1									1			2
地 盤 沈 下														0
悪 臭		2	3	2	7	4	3	3		1	1	1	2	29
そ の 他		5	2	3			2	3	1					16
計		16	14	15	13	14	10	11	9	8	8	12	8	138

#### (3) 地域別受理件数

地 域	区 分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域		1			3			2	3	9
第 1・2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域		6	8		10			3	3	30
第 1・2 種 住 居 地 域		1	5		7	1		5	4	23
近 隣 商 業 地 域					1			1	1	3
商 業 地 域			1					1	1	3
準 工 業 地 域		5	10		11	1		8	1	36
工 業 地 域			1		1			1	2	5
市 街 化 調 整 地 域		5	9		3			6	1	24
そ の 他 の 地 域		2	1					2		5
計		20	35	0	36	2	0	29	16	138

(4) 公害の種類・発生源別受理件数

発生源	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
農・林・漁業								2	1	3
建築・建設業			3		11	2		2	2	20
	うち建築・建設作業に関するもの		1		5	2				8
製造業			7		9			6		22
	食料・飲料品		3		2					5
	製糸・織物・染織		2		3			2		7
	木材・木製品・家具							2		2
	化学工業・プラスチック製品									0
	窯業・土石製品				1					1
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品		1		1					2
	機械器具				1					1
	その他の製造事業所		1		1			2		4
運輸・通信業			2							2
卸売・小売業・飲食店		2			6			2	1	11
サービス業			2		5			3		10
廃棄物処理業					1			2	1	4
家庭生活		15	6		4			4		29
道路・空地・公園		1	2							3
その他		2	1					4	11	18
不明			12					4		16
合計		20	35	0	36	2	0	29	16	138

7-2 公害苦情の処理状況

処理内容	区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
直接処理		20	35	0	35	2	0	29	16	137
	①事業所の移転									0
	②機械・施設の移転									0
	③機械・施設の改善		3		7			5		15
	④故障の修理・復旧				3					3
	⑤作業方法・使用方法の改善	2	9		19	2		12	4	48
	⑥作業時間の変更・短縮									0
	⑦作業停止・行為の中止	17						4		21
	⑧原因物質の除去・回収等		8					1	2	11
	⑨被害者の建物等への防止対策									0
	⑩話し合い等により解決									0
	⑪その他	1	15		6			7	10	39
他機関へ移送										0
翌年度へ繰り越し					1					1
計		20	35	0	36	2	0	29	16	138

---

## 福井市の環境（平成23年版）

---

平成24年1月発刊

福井市 市民生活部 環境事務所 環境課

〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号

TEL (0776)20-5398 FAX (0776)20-5391

E-mail:kankyo@city.fukui.lg.jp

---